

宅地造成等に関する工事許可申請等の手引き

西宮市開発審査課

令和7年5月

目次

第1章 許可申請等手続き編	1
1. 目的	2
2. 用語の定義	3
3. 許可の必要な工事	6
3.1. 許可の必要な工事	6
3.2. 許可の不要な工事	7
4. 住民への周知	9
5. 許可申請	13
5.1. 許可申請の作成要領	13
5.2. 許可申請の手数料	19
6. 許可の特例	20
6.1. 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等	20
6.2. 都市計画法第29条第1項又は第2項の開発許可を受けた宅地造成又は特定盛土等	20
6.3. 協議申出書の作成要領	20
7. 箱型擁壁の設置	23
8. 許可の取り下げ	24
9. 各種届出	25
10. 各種届出の作成要領	26
第2章 技術基準編	29
1. 総則	30
1.1. 目的	30
1.2. 対象範囲	30
2. 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の際に必要な調査等	31
2.1. 調査	31
2.2. 宅地造成及び特定盛土等不適地	33
3. 軟弱地盤対策	34
3.1. 軟弱地盤の判定	34
3.2. 軟弱地盤対策の検討	35
4. 土質	36
4.1. 土質の考え方	36
5. 法面	39
5.1. 切土法面の勾配	39

5.2.	切土法面の形状	40
5.3.	盛土法面の勾配	41
5.4.	盛土法面の形状	42
5.5.	盛土の施工管理	43
5.6.	長大法面	45
5.7.	法面の安定性の検討	46
5.8.	溪流等における盛土	47
5.9.	盛土内の排水施設	48
5.10.	法面の保護	51
5.11.	法面排水工	52
6.	擁 壁	54
6.1.	擁壁の構造	54
6.2.	高さの制限	55
6.3.	鉄筋及び無筋コンクリート擁壁の構造計算の基準	56
6.4.	大臣認定擁壁	59
6.5.	土圧等	59
6.6.	滑動等	61
6.7.	基礎地盤	62
6.8.	擁壁底版	63
6.9.	根入れ	64
6.10.	水抜穴の配置	67
6.11.	透水層の設置	68
6.12.	配筋等	70
6.13.	隅部の補強及び伸縮目地	73
6.14.	二段積み擁壁	74
6.15.	練積み造の擁壁	76
6.16.	巨石（くずれ石）積み擁壁	79
6.17.	崖面崩壊防止施設	79
7.	排水施設	80
7.1.	排水施設の設置	80
7.2.	排水施設の設計・施工	82
7.3.	雨水排水計画	84
7.4.	治水対策	86
8.	土石の堆積	87
9.	工事施工中の防災措置	90

10. 施工管理・検査.....	92
10.1. 総合的対策.....	92
10.2. 工事監理者配置.....	92
第3章 許可後手続き編.....	94
1. 標識の掲示.....	95
2. 着手届.....	98
3. 変更申請.....	99
3.1. 変更許可申請.....	99
3.2. 変更許可申請書の作成要領.....	99
3.3. 変更許可申請の手数料.....	99
3.4. 宅地造成等工事計画変更届.....	100
3.5. 宅地造成等工事計画変更届の作成要領.....	100
3.6. 宅地造成等に関する軽微な変更届.....	100
3.7. 宅地造成等に関する軽微な変更届の作成要領.....	101
3.8. 変更協議申出書.....	101
3.9. 変更協議申出書の作成要領.....	101
4. 中間検査、段階検査.....	101
4.1. 中間検査.....	101
4.2. 段階検査.....	102
5. 定期の報告.....	103
6. 完了検査等.....	104
6.1. 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査.....	104
6.2. 土石の堆積に関する工事の完了確認.....	104
7. 廃止.....	105

第 1 章 許可申請等手続き編

1. 目的

本章では、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域（西宮市内全域）において、同法第 12 条第 1 項の許可申請その他手続きを行うにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 用語の定義

(1) 宅地

農地、採草放牧地、森林（以下「農地等」という。）並びに公共施設用地以外の土地をいう。

(2) 宅地造成

宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土又は切土で、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 切土で高さが2mを超える崖を生ずるもの
- イ 盛土で高さが1mを超える崖を生ずるもの
- ウ 切土と盛土を同時に行い、高さが2mを超える崖を生ずるもの
- エ 盛土で高さが2mを超えるもの
- オ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの

(3) 特定盛土等

宅地又は農地等において行う盛土又は切土で(2)のア～オのいずれかに該当するものをいう。

(4) 公共施設用地

道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の用に供されている土地をいう。

(5) 崖

崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、その地表面を崖面という。また、その崖面の水平面に対する角度を崖の勾配という。

また、下図のように小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

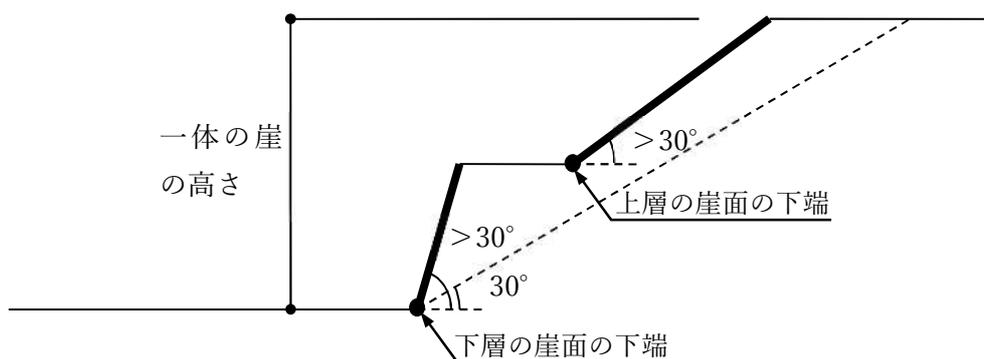


図 1-2-1

(6) 土石の堆積

ア 土石

土石とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すものとする。

イ 土砂

土石のうち土砂とは、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものをいう。

(ア)地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土
(以下「土」という。)

(イ)地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの(以下「石」という。)を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの

(ウ)地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの

(エ)土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの

(オ)建設廃棄物等の建設副産物(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの)を土と同等の性状にしたもの

ウ 岩石

土石のうち岩石とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいう。

エ 土石の堆積

土石の堆積とは、宅地又は農地等において行う土石の堆積(一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。)で次のいずれかに該当するものをいう。

(ア)堆積の最大時の高さが 2m を超えるもの

(イ)堆積の最大時の面積が 500 m² を超えるもの

なお、次に掲げるものについては土石の堆積に該当しないため、規制対象とならない。

(ア)試験、検査等のための試料の堆積

(イ)屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積

(ウ)岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの

(エ)主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、本法の規制対象とならない。

(7) 宅地造成等

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積のことをいう。

(8) 盛土のタイプ

ア 平地盛土

勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいう。

イ 腹付け盛土

勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいう。

ウ 谷埋め盛土

谷や沢を埋め立てて行う盛土をいう。

(9) 盛土又は切土の高さ

盛土又は切土をした後の地盤面の高低差の最大値（図 1-2-2 参照）

(10) 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差

同一位置における盛土又は切土をする前後の標高の差（図 1-2-2 参照）

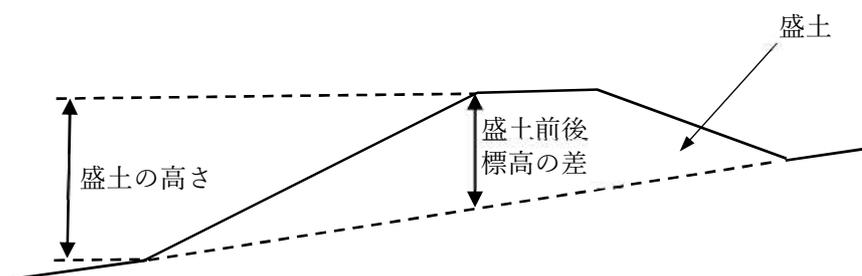


図 1-2-2

3. 許可の必要な工事

3.1. 許可の必要な工事

宅地又は農地等において、以下のいずれかに該当する工事を行う場合は、宅地造成等に関する許可を要する。なお、土石の堆積の許可期間は最大5年とする。

(1) 切土をした土地の部分に、高さが2mを超える崖（擁壁等）を生ずる工事。

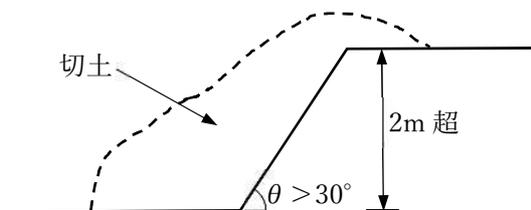


図 1-3-1

(2) 盛土をした土地の部分に、高さが1mを超える崖（擁壁等）を生ずる工事。

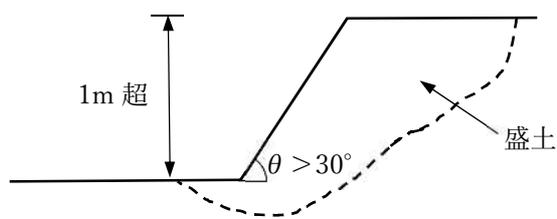


図 1-3-2

(3) 切土と盛土を同時にする場合、その盛土をした土地の部分に高さが1m以下の崖（擁壁等）を生じ、かつその切土及び盛土をした土地の部分に、高さが2mを超える崖（擁壁等）を生ずる工事。

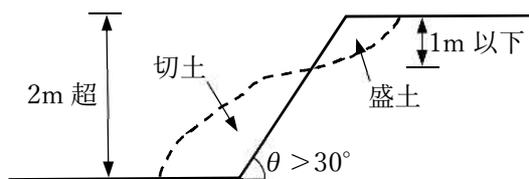


図 1-3-3

(4) 2mを超える盛土工事。

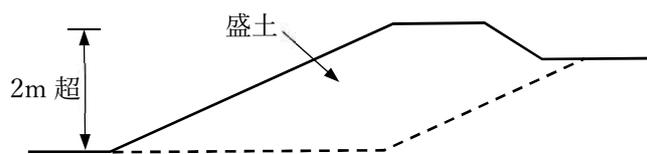


図 1-3-4

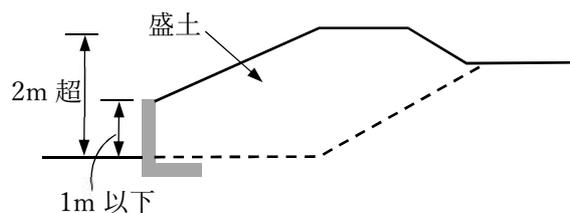


図 1-3-5

- (5) 上記(1)～(4)のいずれにも該当しない場合で、切土又は盛土をする土地の面積が 500 m^2 を超える工事。ただし、切土又は盛土の高さが 2m 以下で、かつ切土又は盛土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm 以下の切土又は盛土の面積は除く。
- (6) 一時的な土石の堆積の最大時の高さが 2 m を超え、かつその面積が 300 m^2 を超える工事。

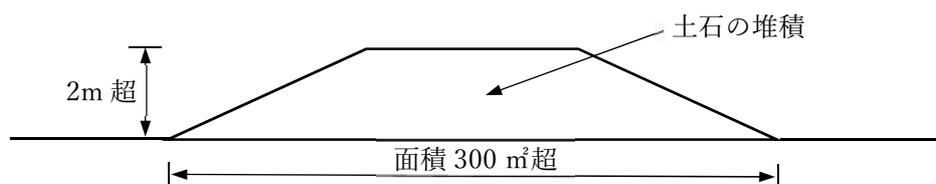


図 1-3-6

- (7) 上記(6)に該当しない場合で、一時的な土石の堆積の最大時の面積が 500 m^2 を超える工事。ただし、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30 cm 以下の土石の堆積の面積は除く。

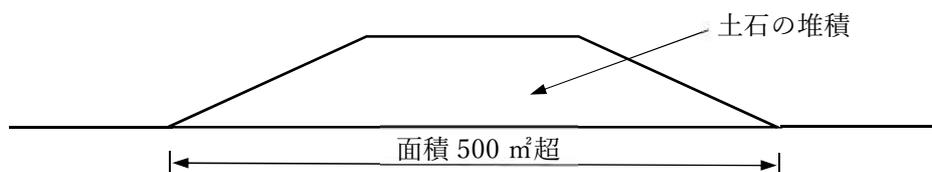


図 1-3-7

3.2. 許可の不要な工事

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 5 条第 1 項各号又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和 37 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）第 8 条各号に掲げる工事は、災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため許可を要しない。ただし、盛土規制法の規制対象であることに留意すること。

なお、省令第 8 条 10 号ハに掲げる土石の堆積の工事について、以下のとおり取り扱うものとする。

「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものいう。

「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、その土地から離れた土地で堆積を行う場合、本体工事の管理と併せて一体的に管理することが分かる書類を提出する必要がある。

「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。

4. 住民への周知

宅地造成等に関する許可の申請をする際は、あらかじめ盛土規制法第 11 条の規定に基づき、工事の施工に係る土地の周辺地域の住民に対し工事の内容を周知するとともに、理解を得るよう努めること。

表 1-4-1 に記載の各周知方法の作成例（別途市ホームページで公開）を参考に資料を作成し、周知方法等について西宮市と協議を行った上で周知すること。なお、当初の計画から大幅に計画変更した場合も再度周知を行うこと。

工事種別毎の周知範囲等は表 1-4-1、図 1-4-1～1-4-3 を原則とするが、自治会等との協議によりさらに広範囲に周知することを妨げるものではない。

工事種別	宅地造成及び特定盛土等				土石の堆積
	造成面積 500m ² 超 (③④は除く)	造成面積 500m ² 以下 (③④は除く)	腹付け型大規模盛土造成地に該当する規模の盛土	溪流等における高さ 15m を超える盛土	
	①	②	③	④	
周知範囲 (※1)	隣接敷地等(※2)及び造成箇所から水平距離 15m の範囲	隣接敷地等	以下のア、イの範囲 ア ①②に該当する周知範囲 イ 腹付け盛土の法尻から下流方向に、水平距離で盛土高さの 3 倍の範囲	以下のア、イの範囲 ア ①②に該当する周知範囲 イ 溪流等における高さ 15m を超える盛土の法尻から下流方向に、水平距離で盛土高さの 3 倍の範囲	隣接敷地等
周知先	住民		ア 住民 イ 住民及び自治会長等		住民
周知手法	以下のいずれかの手法 ・説明会の開催 ・工事に関するチラシの配布 ・工事区域周辺における掲示及びインターネットによる閲覧(※3)			説明会の開催	①～③と同じ
周知内容	<ul style="list-style-type: none"> ・工事主の氏名又は名称 ・工事が施行される土地の所在地 ・工事施行者の氏名又は名称 ・工事の着手予定日及び完了予定日 ・盛土又は切土を行う土地の面積、高さ、土量がわかる造成計画図(宅地造成及び特定盛土等の場合) ・土石の堆積を行う土地の面積、最大堆積高さ、最大堆積土量がわかる一時堆積図(土石の堆積の場合) ・その他住民に説明する必要がある事項 				

表 1-4-1

※1 周知手法が工事区域周辺における掲示及びインターネットによる閲覧による場合を除く。また、説明会の開催による場合は、説明会を開催する旨を周知する範囲とする。

※2 隣地が道路や河川等の場合(隣地がその工事規模に対して十分な幅員を有していない道路や河川等の場合に限る。)はその向かい側の敷地とする。

※3 掲示及び閲覧に供する期間は、西宮市が許可後に盛土規制法 12 条 4 項の規定に基づき公表するまでとする。

図 1-4-1 周知範囲の考え方

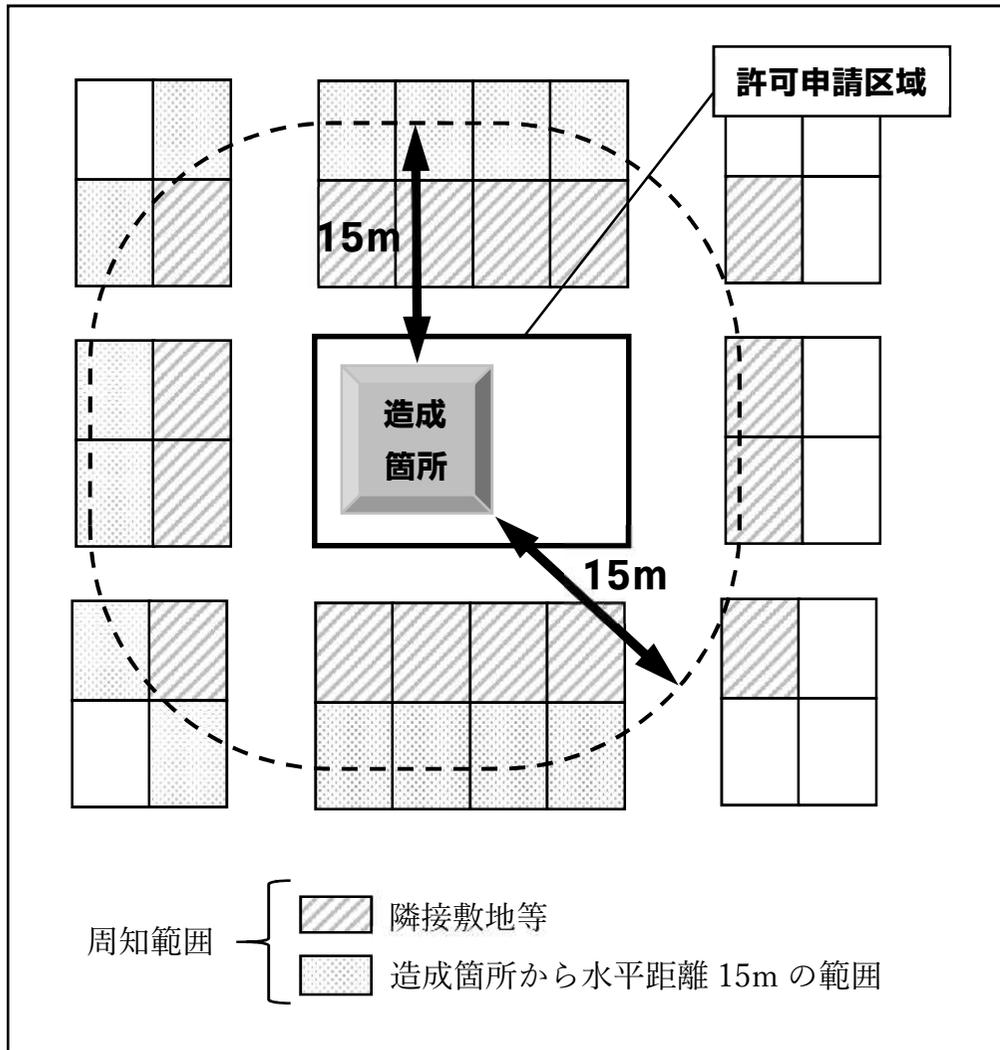


図 1-4-2 工事種別③のイの考え方

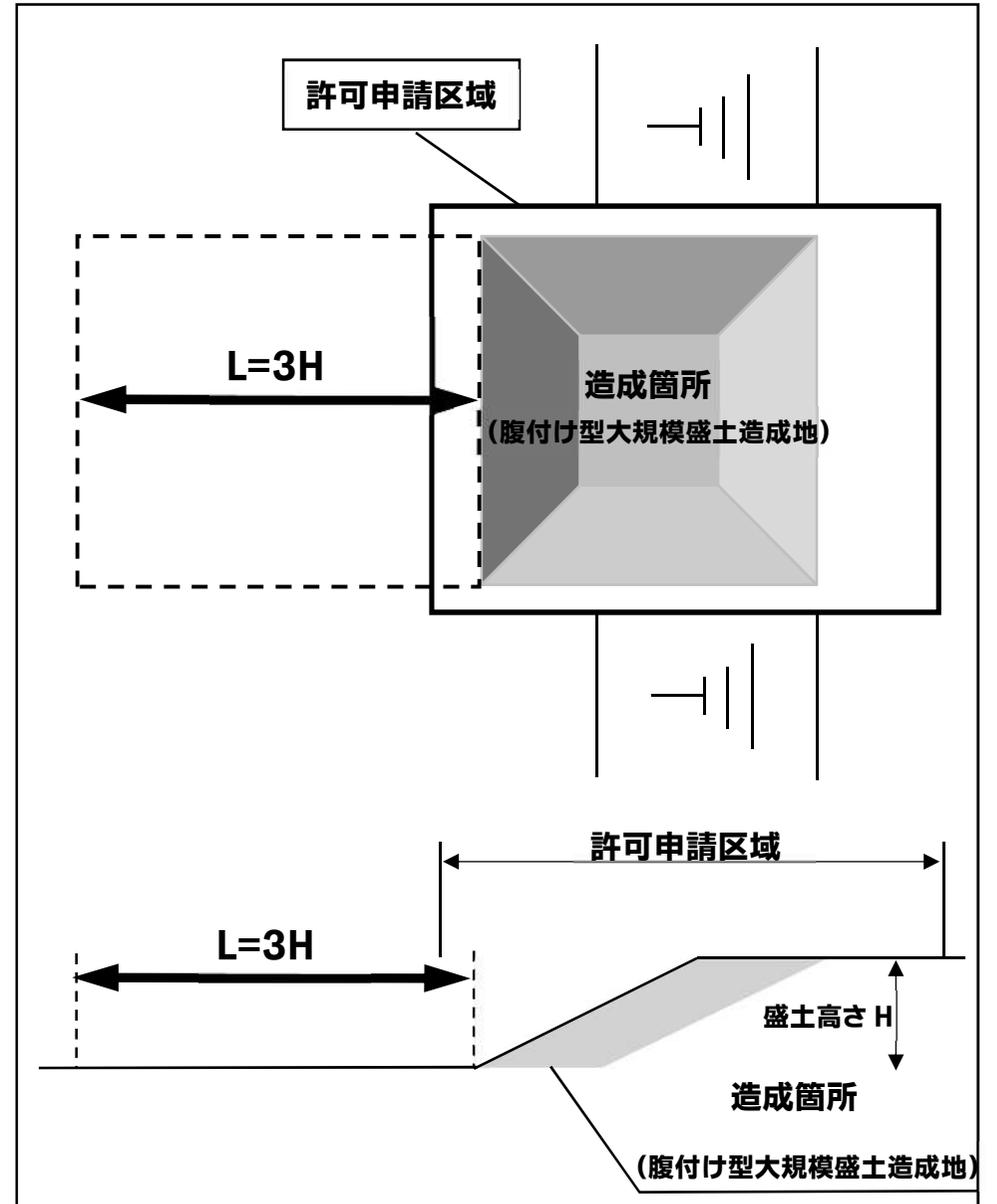
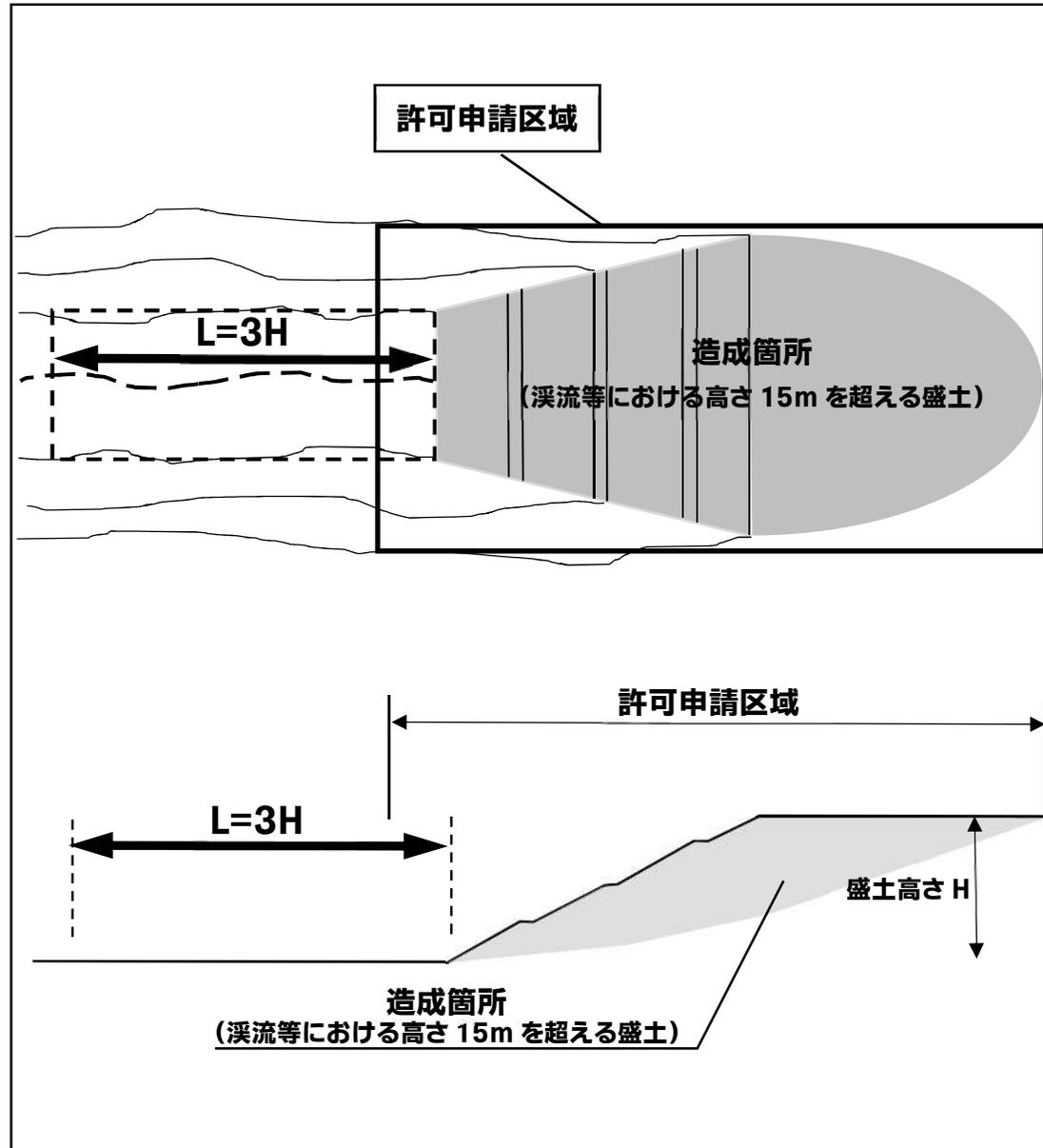


図 1-4-3 工事種別④のイの考え方



5. 許可申請

5.1. 許可申請の作成要領

(1)申請図書

許可申請にあたっては、申請書（宅地造成又は特定盛土等については様式〔1〕、土石の堆積については様式〔2〕）の正本及び副本に、表 1-5-1 及び表 1-5-2 に掲げる図書及び図面を添付すること。また、表 1-5-2 の図面に関しては、本市ホームページに作成例を掲載している図面もあるので、参考にして作成すること。

申請書の正本には、表 1-5-1 及び表 1-5-2 に記載の図書番号毎にインデックスで整理すること。また、擁壁の構造計算においても同様に、擁壁タイプ毎や検討断面毎にインデックスで整理すること。

(2)申請区域の設定

ア 宅地造成及び特定盛土等に係る工事の場合

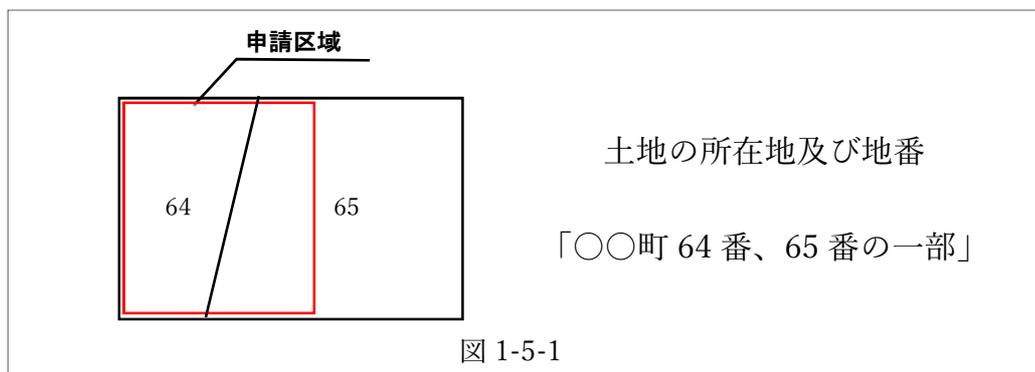
切土、盛土又は擁壁等の設置を行う土地を包括する区域を設定すること。なお、事業地の隣接地に工事の影響（切土、盛土又は擁壁等の設置）が及ぶ場合も申請区域に含めるものとする。ただし、掘削後現況に復する等一時的な工事の影響の場合は、申請区域には含めず、隣接土地所有者等の同意書を添付するものとする。（表 1-5-1 参照）

イ 土石の堆積に係る工事の場合

土石の堆積箇所又は政令第 19 条に掲げる技術的基準による必要な措置を施した土地を包括する区域を設定すること。

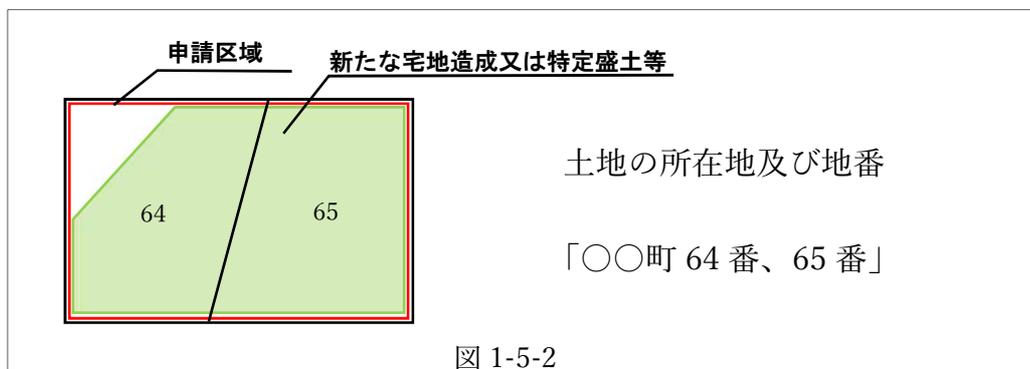
(3)地番の一部が申請区域の場合

図 1-5-1 に示すとおり、地番の一部が申請区域の場合は、土地の所在地及び地番は以下のとおり記載すること。



(4)申請区域内に切土又は盛土を行わない部分がある場合

新たな宅地造成又は特定盛土等に対して許可するものであることに留意すること。



(5)その他

ア 許可申請書の「4 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」については、世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

【参考】世界測地系の緯度・経度変換ソフト（国土地理院）

<https://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/surveycalc/ky2jgd/main.html>

イ 「役員」とは会社法で定められた取締役をいう。

ウ 許可証の受領に合わせて、造成計画平面図の PDF データをメール等で送付すること。

表 1-5-1

図書 番号	図書の名称		注意事項等	区分		様式 番号	
				宅地造成 特定盛土 等	土石の 堆積		
1	周辺住民工事説明報告書		周知手法、周知範囲、周知内容等がわかる書類を合わせて添付。(作成例を参照)	○	○	様式 〔3〕	
2	工事 主の 資力 及び 信用 に関 する 書類	共通 事項	工事主の資力及び信用に関する申告書		○	○	様式 〔4〕
			宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書		○	○	様式 〔5〕
			暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書	「役員」とは会社法で定められた取締役をいう。	○	○	様式 〔6〕
			資金計画書	宅地造成又は特定盛土等は様式〔7〕を使用 土石の堆積は〔8〕を使用	○	○	様式 〔7〕 〔8〕
			預金残高証明書	申請日前3か月以内のもの。 自己資金で工事を行う場合に添付。	△	△	-
			融資額証明書	申請日前3か月以内のもの。 融資により工事を行う場合に添付。	△	△	-
	工事 主が 法人 の場 合	登記事項証明書	申請日前3か月以内のもの。	○	○	-	
		役員の住民票又は個人番号カードの写し	「役員」とは会社法で定められた取締役をいう。 個人番号カードの写しは番号を黒塗りしたもの。	○	○	-	
		法人税の納税証明書	直近2年分。	○	○	-	
	工事 主が 個人 の場 合	住民票又は個人番号カードの写し	個人番号カードの写しは番号を黒塗りしたもの。	○	○	-	
		所得税の納税証明書	直近2年分。	○	○	-	
3	工事施行者の能力に関する書類	工事施行者の能力に関する申告書	原則、工事施行者決定後に許可する。やむを得ない事由により許可時に工事施行者が未定の場合は、工事施行者決定後すみやかに変更許可申請を行い、変更許可後に工事着手すること。	○	○	様式 〔9〕	
		登記事項証明書	個人の場合は住民票を添付。 申請日前3か月以内のもの。	○	○	-	
		建設業の許可を証する書類	土木又は建築に限る。	○	△	-	

4	土地所有者等関係権利者の同意書	宅地造成等に関する工事を行う区域内の土地について、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意。(実印同意) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書を添付。	○	○	様式〔10〕
5	隣接土地所有者等の同意書	以下の①～③の例のように、隣地に工事の影響が発生する場合は原則添付が必要。 土地の登記事項証明書を添付。 実印の場合は印鑑証明書を添付。 ① 新たに雨水を排水する場合、排水する流域が増える場合 (実印同意) ② 一時的な掘削を行う場合 (認印同意) ③ 盛土を行い、隣地構造物に土を当てる場合 (認印同意)	△	－	－
6	設計者・工事監理者の資格に関する申告書	以下のいずれかに該当する場合に添付が必要。 ① 長大法面を有するもの ② 高さ5m超の擁壁の設置 ③ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置 卒業証明書、卒業証書の写し、経歴証明書、建築士、土木施工管理士等の資格を証明する書類等、政令22条に掲げる資格に該当する書類を添付。	△	－	様式〔11〕
7	土地の登記事項証明書	申請日前3か月以内のもの。写し可。	○	○	－
8	公図	申請日前3か月以内のもの。書き込みや合成を行う時は、別途添付すること。写し可。	○	○	－
9	現況写真	盛土、切土又は土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	○	○	－
10 ～ 12	設計図書	表1-5-2のとおり。	○	○	－

※表の「区分」の列において、「○」は添付必須、「△」は計画によって添付が必要、「－」は添付不要を表す。

※代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。

表 1-5-2

図書 番号	図面 等 番号	図面名称	標準縮尺	明示すべき事項等	区分	
					宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積
10	1	位置図	1/2500 ～ 1/10000	① 方位 ② 道路及び目標となる地物 ③ 申請区域 (朱書)	○	○
	2	現況平面図 及び 断面図	1/100 ～ 1/2500	① 方位 ② 申請区域 (朱書) ③ 標高 2m以内の等高線 (斜面地等高低差が大きい土地の場合) ④ B.M.位置及び高さ ⑤ 断面図位置、 ⑥ 申請区域の周辺状況 (既存擁壁等) ⑦ 現況写真との照合符号、撮影方向	○	○
	3	造成計画 平面図	1/100 ～ 1/2500	① 方位 ② 申請区域 (朱書) ③ 断面図位置 (最大堆積高さの位置及びその他必要な位置) ④ B.M.位置及び高さ ⑤ 切土 (黄色) 又は盛土 (緑色) をする土地の部分 ⑥ 崖面、法面の位置、勾配及び保護方法 ⑦ 審査対象擁壁 (高さ 1m超、茶色)、審査対象外擁壁 (高さ 1m以下、青色) の位置 (底版ライン含む)、タイプ名、高さ、延長、床付高さ ⑧ 計画地盤高 ⑨ 現地盤面 (点線等) ⑩ 建築物の位置	○	-
	4	一時堆積平面 図	1/100 ～ 1/500	① 方位 ② 申請区域 (朱書) ③ 断面図位置 ④ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための 措置の位置及び内容 ⑤ 空地の位置又は空地を設けない場合の措置 ⑥ 柵その他これに類するものを設置する位置 ⑦ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置の位置及び内容 ⑧ 申請書に記載の数値と整合する、土石の堆積の最大高さ、最大面積、最大 土量、土石の堆積を行う土地の最大勾配を記載 ⑨ 地盤に対する措置	-	○
	5	造成計画 断面図	1/100 ～ 1/2500	① 申請区域 (朱書) ② 計画地盤面、計画地盤高、現地盤面 (点線等)、切盛り着色 ③ 擁壁 (造成計画平面図と同様に着色)・排水施設等の構造物の概形 ④ 地山段切り (勾配 15° 以上の傾斜地盤に盛土する場合) ⑤ 建築物の位置	○	-
	6	一時堆積断面 図	1/100 ～ 1/500	① 申請区域 (朱書) ② 計画地盤面、計画地盤高、現地盤面 (点線等)、最大堆積高さ ③ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための 措置の概形 ④ 空地の位置又は空地を設けない場合の措置の概形 ⑤ 柵その他これに類するものの概形 ⑥ 排水施設等の構造物の概形 ⑦ 地盤に対する措置	-	○
	7	排水施設の 計画平面図	1/100 ～ 1/500	① 方位 ② 申請区域 (朱書) ③ 排水施設 (水色) の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、延長、流 水方向、吐口の位置、放流先の名称 ④ 宅盤上の流水方向 ⑤ 法肩防災小堤	○	-
	8	排水施設の 詳細図	1/50 以上		○	○
	9	がけの 断面図	1/50 以上	① がけの高さ、勾配、土質 ② 切土又は盛土をする前後の地盤面 ③ がけ面の保護の方法 造成計画断面図と併用可。	△	-
	10	擁壁 構造図	1/50 以上	① 擁壁の寸法、勾配、材料の種類 ② 透水層又は透水マットの位置、寸法、材料の種類 ③ 擁壁を設置する前後の地盤面 ④ 水抜き穴の位置、寸法、吸い出し防止材 RC 擁壁の場合は、上記に加え配筋図として以下の項目を明示。 ⑤ 主筋、配力筋、ハンチ筋、その他鉄筋の種類、径、ピッチ、 ⑥ 擁壁部材計算における壁、底版の有効長	△	-

				⑦ 鉄筋のかぶり、定着長、継手位置、開口補強、出隅補強 高さ1m以下の擁壁も添付すること。 西宮市標準擁壁を使用する場合は、必要図面を印刷し、使用するタイプに○印をつけて添付。		
11	擁壁の展開図	1/50 以上	① 擁壁の全高、見え高、根入れ寸法、延長 ② 擁壁の前面、背面、天端、底版床、支持地盤の高さ及び地盤線、根入れ基準線 ③ 水抜き穴の位置、個数、個数算定根拠（見付け面積等） ④ 支持地盤の土質、N値、地盤改良 ⑤ 目地、出隅補強、折れ点位置 ⑥ 擁壁タイプ変わり等底版に段差ができる部分のラップルCo等段差処理	△	-	
12	求積図	-	① 申請区域面積 ② 切盛面積（土石の堆積の場合は、堆積の最大面積） ③ 流域面積（流量計算の検討箇所を表示する。） 三斜法又は座標法を原則とする。	○	○	
13	防災計画図	1/100 ~ 1/2500	① 方位 ② 申請区域（朱書） ③ 地形 ④ 工事中の雨水排水経路 ⑤ 防災施設の位置、形状、寸法及び名称	△	-	
14	予定建築物に関する図面	-	予定建築物で土の高低差を留める計画があり、宅地の造成に併せて建築工事を行う場合、指定確認検査機関へ申請予定の以下の図面を添付。 ① 配置図 ② 平面図 ③ 断面図 ④ 立面図 ⑤ 基礎伏図 ⑥ その他指示のあった図面	△	-	
11	1	土量計算書	-	土石の堆積の場合は、最大堆積土量	○	○
	2	流量計算書	-	各排水施設、勾配、流域面積に応じて必要箇所の検討を行う。	○	○
	3	擁壁構造計算書	-	① コンクリート擁壁の構造計算書 ② 支持力計算書 ただし、政令第17条に定める大臣認定擁壁又は西宮市擁壁標準構造図を使用する場合は、添付を省略することができる。（使用条件に合致する計画に限る。大臣認定擁壁については、設計条件等が確認できる資料を添付すること。）	△	-
	4	鋼矢板等の構造計算書	-	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止するために設置する場合	-	△
12	1	土質調査報告書	-	以下に該当する場合に添付が必要。 ① 擁壁を設置する場合（支持地盤を柱状改良する場合は、ボーリングによる標準貫入試験に限る。） ② 斜面安定計算が必要な場合 ③ 盛土等により地盤の沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがある場合	△	△
	2	その他	-	① 斜面安定検討書 ② 圧密沈下、液状化の検討書 ③ 仮設防災計画書（指示があった場合） ④ その他指示のあった図書	△	△

※表の「区分」の列において、「○」は添付必須、「△」は計画によって添付が必要、「-」は添付不要を表す。

5.2. 許可申請の手数料

許可申請の手数料は表 1-5-3 及び表 1-5-4 のとおり。

表 1-5-3 宅地造成等工事許可申請

切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額 (円)
500 m ² 以内	※令和 7 年 3 月議会承認後更新して公表予定
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	
100,000 m ² 超	

表 1-5-4 土石の堆積の許可申請

土石の堆積を行う土地の面積	手数料の額 (円)
500 m ² 以内	※令和 7 年 3 月議会承認後更新して公表予定
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	
100,000 m ² 超	

6. 許可の特例

6.1. 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と西宮市長との協議が成立することをもって法第 12 条第 1 項の許可があったものとみなす。協議については、許可と同様に技術的基準等に適合することを求めるものとする。

6.2. 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発許可を受けた宅地造成又は特定盛土等

宅地造成又は特定盛土等について都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発許可（同法第 34 条の 2 第 1 項の規定により開発許可があったものとみなす場合を含む。）を受けたときは、法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。ただし、表 1-6-1 に掲げる項目は適用されることに留意すること。

表 1-6-1

項目	適用法令
宅地造成等に関する工事の技術的基準	法第 13 条第 1 項
設計者の資格	法第 13 条第 2 項
中間検査	法第 18 条
定期の報告	法第 19 条
監督処分	法第 20 条
標識の掲示	法第 49 条

6.3. 協議申出書の作成要領

(1)申請図書

協議申出にあたっては、申請書（宅地造成又は特定盛土等については様式〔12〕、土石の堆積については様式〔13〕）の正本及び副本に、表 1-6-2 及び表 1-5-2 に掲げる図書及び図面を添付すること。また、表 1-5-2 の図面に関しては、本市ホームページに作成例を掲載している図面もあるので、参考にして作成すること。

申請書の正本には、表 1-6-2 及び表 1-5-2 に記載の図書番号毎にインデックスで整理すること。また、擁壁の構造計算においても同様に、擁壁タイプ毎や検討断面毎にインデックスで整理すること。

(2)申請区域の設定

ア 宅地造成及び特定盛土等に係る工事の場合

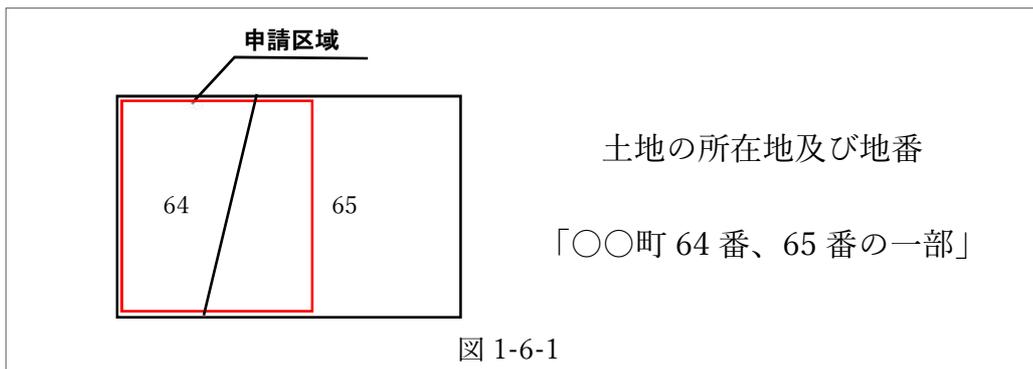
切土、盛土又は擁壁等の設置を行う土地を包括する区域を設定すること。なお、事業地の隣接地に工事の影響（切土、盛土又は擁壁等の設置）が及ぶ場合も区域に含めるものとする。

イ 土石の堆積に係る工事の場合

土石の堆積箇所又は政令第19条に掲げる技術的基準による必要な措置を施した土地を包括する区域を設定すること。

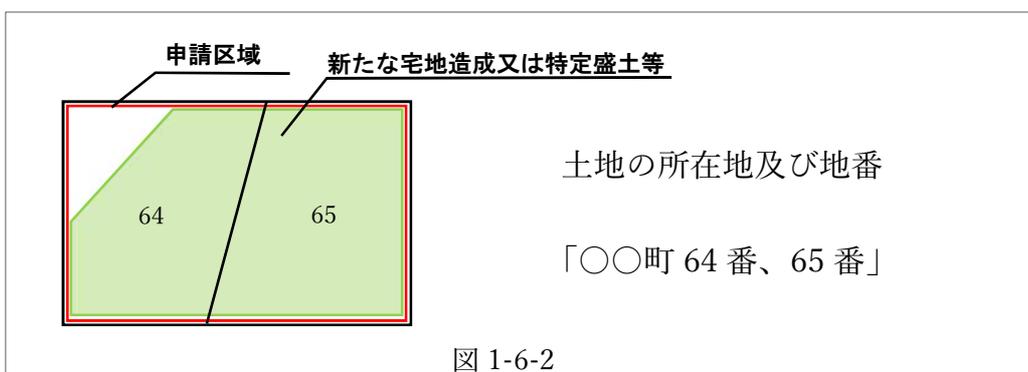
(3)地番の一部が申請区域の場合

図1-6-1に示すとおり、地番の一部が申請区域の場合は、土地の所在地及び地番は以下のとおり記載すること。



(4)申請区域内に切土又は盛土を行わない部分がある場合

新たな宅地造成又は特定盛土等に対して協議するものであることに留意すること。



(5)その他

ア 協議申出書の「4 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」については、世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

【参考】世界測地系の緯度・経度変換ソフト（国土地理院）

<https://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/surveycalc/ky2jgd/main.html>

イ 協議同意通知書の受領に合わせて、造成計画平面図の PDF データをメール等で送付すること。

表 1-6-2

図書 番号	図書の名称	注意事項等	区分		様式番 号
			宅地造成 特定盛土 等	土石の 堆積	
1	設計者・工事監理者の資格に関する申告書	以下のいずれかに該当する場合に添付が必要。 ① 長大法面を有するもの ② 高さ 5 m 超の擁壁の設置 ③ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m ² を超える土地における排水施設の設置 卒業証明書、卒業証書の写し、経歴証明書、建築 士、土木施工管理士等の資格を証明する書類を添 付。	△	—	様式 〔11〕
2	土地の登記事項証明書	申請日前 3 か月以内のもの。	○	○	—
3	公図	申請日前 3 か月以内のもの。転写した年月日、場 所及び転写人の氏名を記入の上、転写人の押印を すること。書き込みや合成を行う時は、別途添付 すること。	○	○	—
4	現況写真	盛土、切土又は土石の堆積を行おうとする土地及 びその付近の状況を明らかにする写真	○	○	—
5～ 6	設計図書	表 1-5-2 のとおり。	○	○	—

※代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。

7. 箱型擁壁の設置

第一種・第二種低層住居専用地域内において、単独車庫の建築は建築基準法上認められないことから、宅地分譲のみを行う敷地においては、宅地造成又は特定盛土等に係る箱型擁壁として取り扱う。なお、箱型擁壁の審査は開口部が1か所のシンプルなボックスカルバート構造物のみを対象とする。

提出する図書としては、表 1-5-1 の添付図書の他、「宅地造成と併せて築造する単独車庫の事前協議書」(様式〔14〕)に以下の図面を添付し、1部提出すること。

- ・造成計画平面図
- ・造成計画断面図
- ・平均 GL 算定書
- ・その他 西宮市建築指導課が必要と認めた書類

8. 許可の取り下げ

許可申請し、許可処分の前に申請を取り下げる場合は、取下届（様式〔15〕）を1部提出すること。代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。

なお、如何なる理由があろうとも許可申請書の正本及び副本は返却しない。

9. 各種届出

(1) 法第 21 条第 1 項届出

令和 7 年 5 月 23 日に新たに宅地造成等工事規制区域が指定された際、宅地造成等に関する工事（「3.2. 許可の不要な工事」に該当する工事は除く。）を行っているときは、指定があった日から 21 日以内に届け出なければならない。

(2) 法第 21 条第 3 項届出

宅地造成等工事規制区域内において、以下のいずれかに該当する工事（宅地造成等に関する許可を受けた工事は除く。）を行うときは、着工する日の 14 日前までに届け出なければならない。

ア 高さが 2m を超える擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の全部又は一部の除却

イ 地表水等を排除するための排水施設の全部又は一部の除却

ウ 地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却

(3) 法第 21 条第 4 項届出

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用したとき（宅地造成等に関する許可を受けた場合を除く。）は、転用した日から 14 日以内に届け出なければならない。

10. 各種届出の作成要領

(1) 法第 21 条第 1 項届出

届出書(宅地造成又は特定盛土等については様式〔16〕、土石の堆積については様式〔17〕)を1部提出すること。代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。

工事規模が表 1-10-1 のいずれかに該当する場合は、届出書に表 1-10-2 の図面を添付して提出すること。

【参考】世界測地系の緯度・経度変換ソフト(国土地理院)

<https://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/surveycalc/ky2jgd/main.html>

表 1-10-1

行為	工事規模
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが2m超の崖 ② 切土で高さが5m超の崖 ③ 切土と盛土を同時に行い、高さが5m超の崖 ④ 盛土で高さが5m超 ⑤ 盛土又は切土の面積が3,000㎡超
土石の堆積	全ての工事

表 1-10-2

図面の種類		明示すべき事項
位置図		① 縮尺 ② 方位 ③ 道路及び目標となる地物
現況平面図		① 縮尺 ② 方位 ③ 届出区域(朱書き) ④ 標高2m以内の等高線(斜面地等高低差が大きい土地の場合)
土地の平面図	宅地造成又は特定盛土等	① 縮尺 ② 方位 ③ 届出区域(朱書き) ④ 盛土(緑色)又は切土(黄色)をする土地の部分 ⑤ 斜面における植栽、芝張り等の措置 ⑥ 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置
	土石の堆積	① 縮尺 ② 方位

		<ul style="list-style-type: none"> ③ 届出区域（朱書き） ④ 勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及びその内容 ⑤ 空地の位置 ⑥ 柵その他これに類するものを設置する位置 ⑦ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及びその内容 ⑧ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及びその内容
状況写真	土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ① 堆積している土地の全景 ② 勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置の状況 ③ 空地の状況 ④ 柵その他これに類するものの状況 ⑤ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置の状況 ⑥ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の状況 <p>※撮影方向を記載した土地の平面図を別途添付すること。</p>

(2) 法第 21 条第 3 項届出

届出書（様式〔18〕）に表 1-10-3 の図面を添付して 1 部提出すること。代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。

表 1-10-3

図面の種類	明示すべき事項
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ① 縮尺 ② 方位 ③ 道路及び目標となる地物
現況平面図 及び 断面図	<ul style="list-style-type: none"> ① 縮尺 ② 方位 ③ 届出区域（朱書き） ④ 断面図位置 ⑤ 除却する擁壁等の位置、高さ（又は大きさ）、数量
造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ① 方位 ② 届出区域（朱書き） ③ 断面図位置

	<ul style="list-style-type: none"> ④ 盛土（緑色）又は切土（黄色）をする土地の部分 ⑤ 崖面、法面の位置、勾配 ⑥ 新設する擁壁等の位置、高さ、数量 ⑦ 計画地盤高
造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> ① 届出区域（朱書き） ② 計画地盤面、計画地盤高、現地盤面（点線等）、切盛り着色 ③ 擁壁、排水施設等の構造物の概形

(3) 法第 21 条第 4 項届出

届出書（様式〔19〕）に位置図を添付して 1 部提出すること。代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。

転用に合わせて造成を行う場合は、表 1-10-4 の図面を添付して提出すること。

表 1-10-4

図面の種類	明示すべき事項
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ① 縮尺 ② 方位 ③ 道路及び目標となる地物
現況平面図 及び 断面図	<ul style="list-style-type: none"> ① 縮尺 ② 方位 ③ 届出区域（朱書き） ④ 断面図位置
造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ① 方位 ② 届出区域（朱書き） ③ 断面図位置 ④ 盛土（緑色）又は切土（黄色）をする土地の部分 ⑤ 崖面、法面の位置、勾配 ⑥ 新設する擁壁等の位置、高さ、数量 ⑦ 計画地盤高
造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> ① 届出区域（朱書き） ② 計画地盤面、計画地盤高、現地盤面（点線等）、切盛り着色 ③ 擁壁、排水施設等の構造物の概形

第 2 章 技術基準編

1. 総 則

1.1. 目 的

本章では、宅地造成等に関する工事について、その技術基準を定め、もって、法の円滑な運用を図ることを目的とする。

本章は法第 12 条の許可及び第 15 条の協議等に際して、法令に定めるものの外、必要な技術的基準を定めたものである。

これによって、宅地造成等に関する工事に伴う災害を防止するとともに、統一的な技術水準を確保し、もって円滑な法の運用を図ることを目的とする。

また、本章に示されていない事項等については、原則として、「盛土等防災マニュアルの解説」(編集：宅地防災研究会)によるものとする。

1.2. 対象範囲

本章は、西宮市における法の許可等を必要とする宅地造成等に関する工事を対象とする。

2. 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の際に必要な調査等

2.1. 調査

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の実施にあたって申請区域（必要に応じてその周辺区域を含む。）について、気象、地形、地質、地質構造、土質、地下水状況及び造成履歴等を調査する。

特に、森林での計画に当たっては、複雑性・脆弱性に留意し、宅地造成等を行う基礎地盤のみならず、周辺の自然斜面についても、綿密な調査を行う。

なお、次のような場合は、ボーリング調査、土質試験、物理探査等により、安全性を確認する。

- (1) 長大法面及び大規模盛土造成地（谷埋め型大規模盛土造成地、腹付け型大規模盛土造成地）
- (2) 軟弱地盤
- (3) 土石流の発生しやすい荒廃した溪流や地すべりの徴候を示す地形
- (4) 崖すい地形、凹地地形、崩壊跡地等
- (5) 断層破碎帯
- (6) おぼれ谷の埋め立て
- (7) 雑物の処理された地盤
- (8) 湧き水

1 一般的な調査項目は次のとおりである。

地形、地質・土質、地質構造、地下水挙動、気象（降雨量等）と地下水変動の関係、植生、造成履歴等

2 切土の長大法面においては、地質、地下水状況やその変動等、及び切土に伴う応力解放による法面表面付近のゆるみが安定に大きく作用する点に留意して調査する。

盛土の長大法面においては、原地盤と一体となつてすべる場合があるので、原地盤の地質、地下水等について調査する。この場合、粘土層の有無を確認する。

3 軟弱地盤の予想される場所では液状化、圧密沈下検討の調査を行う。

4 隣接地に荒廃した溪流や地すべりの徴候のある地形が存在する場合は、申請区域への影響の有無を十分調査する。

地すべりの徴候を示す地形が宅地造成区域に含まれる場合は、その性状や安全性、対策について十分調査する。

5 崖すい地形には、ルーズな崩積土が不安定に存在し、基盤に破碎帯や湧水帯の存在のおそれ等があるので十分注意して調査する。

凹地地形は、地すべり頭部などの陥没地形、石灰岩地域での溶蝕による陥没地形等、危険因子が存在するおそれがあるので十分注意して調査する。

崩壊跡地は、特に隣接地域を含めてたくさん存在する場合には、崩壊を発生させる地質要素(破碎性の岩盤、侵食を受けやすい地質、斜面の土壌が保持されにくい地質など)が予想されるので、崩壊原因を把握する。

- 6 断層破碎帯は、ほとんどの場合、建設工事に悪影響を及ぼすことが多いのでその性状を的確に把握する。
- 7 おぼれ谷の埋め立ては、軟弱な粘性土やルーズな砂質土が存在することが多く、盛土の沈下やすべり破壊が発生したり、地震時に液状化が発生したり、基盤からの湧水により盛土の安定性がそこなわれる。
また、盛土と地山の境界部での不同沈下が発生しやすい。
- 8 雑物の処理された地盤は、その埋め立てられたものの性質によって有害ガスが発生したり、異常な沈下が生じたり、上部の建造物に有害であったりする。
- 9 湧き水は、破碎帯、岩盤の亀裂、地層境界等を通じて発生していることが多く、その周辺が湿潤化し、湿度が高くなりやすい。

(参考資料)「盛土等防災マニュアルの解説Ⅰ」P90～

「盛土等防災マニュアルの解説Ⅱ」P486～

2.2. 宅地造成及び特定盛土等不適地

申請区域に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域、及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域を原則として含まない。また、過去に災害のあった区域については必要な防災措置等を行う。

災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、一定規模以上の法切り、掘削、盛土等が制限されている区域、あるいは住宅、その他の建築物の建築が禁止ないしは制限されている区域であり、このような区域は原則、申請区域には含まない。

ただし、例外的に宅地造成等不適地を含んで許可する場合は、当該法所管部局と調整するものとする。

3. 軟弱地盤対策

3.1. 軟弱地盤の判定

河川沿いの平野部や海岸沿いの平坦地、湖沼や谷などの区域その他軟弱地盤の存在が予想される場所において宅地造成及び特定盛土等に関する工事をするときには、標準貫入試験等を行い、地表面下 10m までの地盤に次のような土層の存在が認められる場合は、軟弱地盤対策の検討を要する。

(1) 有機質土、高有機質土

(2) 粘性土で、標準貫入試験で得られる N 値が 2 以下、あるいはスクリーウエイト貫入試験において、100 kg (1kN) 以下の荷重で自沈するもの、又はオランダ式二重管コーン貫入試験におけるコーン指数 (qc) が 4 kgf/cm² (400 kN/m²) 以下のもの

(3) 砂質土で、標準貫入試験で得られる N 値が 10 以下、あるいはスクリーウエイト貫入試験において、半回転数 (N_{sw}) が 50 以下のもの、又はオランダ式二重管コーン貫入試験におけるコーン指数 (qc) が 40 kgf/cm² (4,000 kN/m²) 以下のもの

なお、軟弱地盤の判定にあたって土質試験結果が得られている場合には、そのデータも参考にする。

1 次のような区域において宅地造成及び特定盛土等に関する工事をするときには、標準貫入試験やスクリーウエイト貫入試験を行い、軟弱地盤であるかどうか判定する。

ただし、土質によっては他の試験(例えばコーン貫入試験等)が有効な場合があるので調査地に適した試験方法を検討する。

(1) 河川沿いの平野部・・・後背湿地、自然堤防、旧河川

(2) 海岸沿いの平坦地・・・三角州低地(デルタ)、潟湖成低地、堤間湿地、
砂州・砂丘、人工地形

(3) 湖、沼・・・・・・・・・・せき止沼沢地跡

(4) 谷・・・・・・・・・・おぼれ谷、枝谷、崩積谷

なお、土地利用状況からみると、水田等になっていることが多い。

2 軟弱地盤の検討において地下水の状況は非常に重要であるので、調査では土質の種類、分布、力学特性等だけでなく、透水層の地下水位や透水性、流動方向、周辺の井戸などとの関係を把握する。

3 高盛土、重要構造物等の施工される場所では、地形にかかわらず、軟弱地盤を判定し、沈下、安定、変形等の検討に必要な調査・試験を実施する。

(参考資料)「盛土等防災マニュアルの解説Ⅱ」P2～

3.2. 軟弱地盤対策の検討

軟弱地盤対策にあたっては、地盤の条件、土地利用計画、施工条件、環境条件等を踏まえて、沈下計算及び安定計算を行い、隣接地も含めた問題点を総合的に検討し、必要に応じて対策を行う。

軟弱地盤対策後の安全性については、平板載荷試験、土質試験（一軸圧縮強度試験等）、標準貫入試験、スクリーウェイト貫入試験結果等から目標地耐力に達しているかを確認する。

軟弱地盤対策にあたっては、各種の工法があるので、現地の実況に応じて総合的に検討し、必要に応じて対策を行う。

また、軟弱地盤対策後の安全性については、目標地耐力の確認に加え各種現場計測結果や、対策工に関する工程報告書等により総合的に確認する。

(参考資料)「盛土等防災マニュアルの解説Ⅱ」P26～

4. 土質

4.1. 土質の考え方

政令別表第1上欄の土質は以下を目安とする。

- ・軟岩（風化の著しいものを除く。）
 - ・・・表 2-4-1(a)、(b)の分類による中硬岩程度
- ・風化の著しい岩
 - ・・・表 2-4-1(a)、(b)の分類による軟岩(Ⅱ)程度
- ・砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの
 - ・・・上記以外で、軟弱地盤でないもの

表 2-4-1(a) 岩石の判定基準（旧建設省）

岩 分 類	
名 称	岩 石 の 程 度
軟 岩(Ⅰ)	第3紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしく、きわめてもろいもの。指先で離し得る程度のもので、き裂間の間隔は1～5 cmぐらいのもの。
	第3紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み、多少変色を伴い軽い打撃により容易に割り得るもの。離れ易いもの。き裂間の間隔は1～10 cm程度のもの。
軟 岩(Ⅱ)	凝灰質で堅く固結しているもの。風化は目にそって相当進んでいるもの。き裂間の間隔は10～30 cm程度で、軽い打撃により離しうる程度、異質の岩が硬い互層をなしているもので、層面を楽に離しうるもの。
中 硬 岩	石灰岩は、多穴質安山岩のようにとくにち密でないが、相当の硬さを有するもの。風化の程度あまり進んでいないもの、硬い岩石で間隔が30～50 cm程度のき裂を有するもの。
硬 岩(Ⅰ)	花崗岩、結晶岩など全く変化していないもの。き裂間の間隔は1 m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。
硬 岩(Ⅱ)	けい石、角岩など、石英質に富んで岩質が硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。

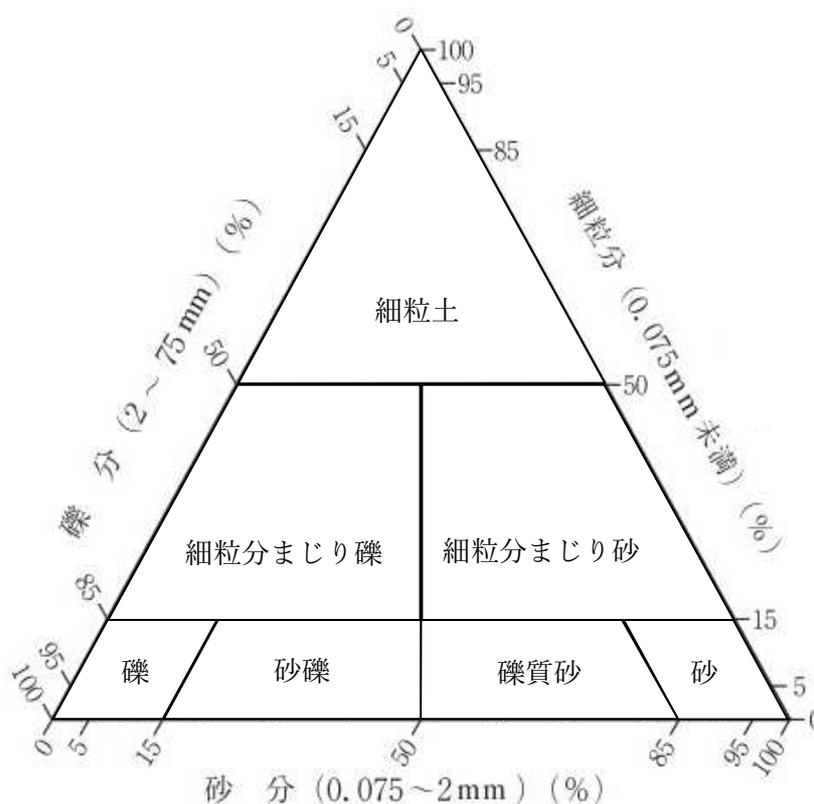
表 2-4-1(b) 地山弾性波速度による岩分類 (旧建設省)

岩分類	グループ	地山弾性波速度(km/sec)	A, B両グループに入る代表的な岩名
軟岩(I)	A	0.7~1.2	Aグループ 片麻岩, 砂質片岩, 緑色片岩, 珪岩, 角岩, 石灰岩, 砂岩, 輝緑凝灰岩, 礫岩, 花崗岩, 閃緑岩, ハンレイ岩, カンラン岩, 蛇紋岩, 流紋岩, ヒン岩, 安山岩, 玄武岩
	B	1.0~1.8	
軟岩(II)	A	1.2~1.9	
	B	1.8~2.8	
中硬岩	A	1.9~2.9	
	B	2.8~4.1	
硬岩(I)	A	2.9~4.2	Bグループ 黒色片岩, 緑色片岩, 千枚岩, 粘板岩, 輝緑凝灰岩, 頁岩, 泥岩, 凝灰岩, 集塊岩
	B	4.1以上	
硬岩(II)	A	4.2以上	
	B	—	

政令別表第2上欄の土質は以下を目安とする

- ・砂利又は砂
 - ・・・・図 2-4-1 の分類による礫、砂礫、礫質砂、砂（細粒分が 15%未満の土）
- ・砂質土
 - ・・・・図 2-4-1 の分類による細粒分まじり礫、細粒分まじり砂（細粒分が 15%以上 50%未満の土）
- ・シルト、粘土又はそれらを多量に含む土
 - ・・・・上記以外の土

図 2-4-1 三角座標による土の分類



政令別表第3上欄の土質は以下を目安とする。

- ・ 岩、岩屑せつ、砂利又は砂
 - ・ 図 2-4-1 分類による礫、砂礫、礫質砂、砂（細粒分が 15%未満の土）
- ・ 砂質土
 - ・ 図 2-4-1 分類による細粒分まじり礫、細粒分まじり砂（細粒分が 15%以上 50%未満の土）
- ・ シルト、粘土又はそれらを多量に含む土
 - ・ 上記以外の土

5. 法 面

5.1. 切土法面の勾配

1) 切土法面の勾配は、法高、法面の土質等に応じて適切に設定するものとし、その設定に当たっては、法面の土質の確認を前提として、次の表を標準とする。

表 2-5-1 <擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置を要しない切土の法面勾配>

法面の土質	法面の勾配
軟岩（風化の著しいものを除く。）	$\theta \leq 60^\circ$ （約 1 : 0.6）
風化の著しい岩	$\theta \leq 40^\circ$ （約 1 : 1.2）
砂利、真砂土、関東ローム層、硬質粘土 その他これらに類するもの	$\theta \leq 35^\circ$ （約 1 : 1.5）
その他の土質	$\theta \leq 30^\circ$ （約 1 : 1.8）

2) 原則として、単一勾配の法面とする。なお、やむを得ず、土質に応じて法面勾配を変化させる場合は、上段の法面はその下段の法面よりも勾配を緩くするとともに、法面勾配の変化する部分には幅 1.5m 以上の小段を設ける。

変化する部分には小段

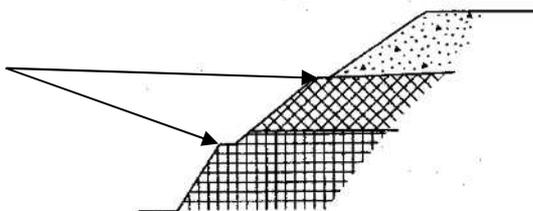


図 2-5-1 <勾配を変化させた法面の例>

3) 切土法面が次の場合には、地層分布、土質及び岩石等を総合的に検討したうえで、勾配や法高に余裕をもたせ、法面の安定性を確保するよう配慮すること。

- (1) 法高が 15m を超える場合（長大法面）
- (2) 法面が、割れ目の多い岩、流れ盤、破碎帯、風化の速い岩、浸食に弱い土質、崩壊土等である場合
- (3) 法面に湧水等が多い場合。あるいは、豪雨時等に高い地下水圧が働く場合
- (4) 法面及びがけの上端面に雨水が浸透しやすい場合

1 土質の判定は、ボーリング結果、土質試験・物理探査等に基づくものとする。

2 長大法面では切土による応力解放等で岩盤の割れ目が開口し、ゆるみが発生して不安定化しやすい。

また、割れ目の発達した法面では割れ目の方向と法面の方向の関係によっては崩壊が起こり易くなる。このため、補強対策の必要性についても検討する。

(関係条文) 政令第 8 条、政令別表第 1

(参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説 I」 P306～

5.2. 切土法面の形状

1) 切土法面では、法高 5 m ごとに幅 1.5m 以上の小段を設ける。また、法高が 15m を超える場合には、法高 15m 以内ごとに幅 3 m 以上の大段を設ける。

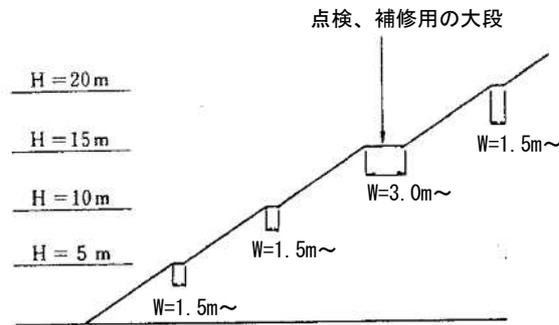


図 2-5-2 <切土法面の小段、大段の設置例>

2) 一段目の法面を擁壁で覆う場合は、コンクリート造の擁壁とし、擁壁の安定計算をする。

また、擁壁天端には排水溝を管理するための平場を設けるとともに、その平場から法高 5 m ごとに小段を設ける。

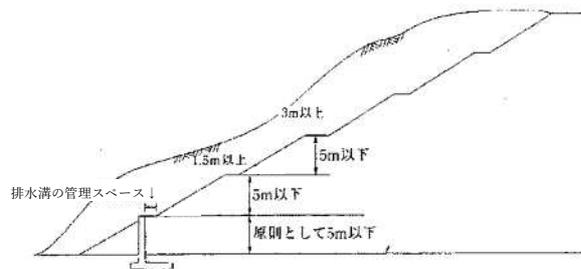


図 2-5-3 <一段目の法面を擁壁で覆う場合>

小段は、法面の浸食防止や法面の表面水を円滑に排除するための排水溝の設置スペース、管理スペースとして利用するとともに、法面の施工、法面全体の安定のために設ける。

(参考資料)「盛土等防災マニュアルの解説 I」P313～

5.3. 盛土法面の勾配

盛土法面の勾配は、30度（約1：1.8）以下とする。

- 1 盛土法面はがけ(政令第1条)とならない勾配とする。なお、法高が15mを超える長大法面で、盛土材料を現地流用するため高品質のものが得られない場合には、安全性を考慮して、緩やかな勾配とする。
- 2 盛土の設計に際しては、地形・地質調査等を行い盛土の基礎地盤の安定性を検討する。特に、盛土の安定性に多大な影響を及ぼす軟弱地盤及び地下水位の状況については、入念に調査するとともに、これらの調査を通じて盛土法面の安定性のみならず、基礎地盤を含めた盛土全体の安定性について検討する。
- 3 原地盤から湧水のある場合、安全性を考慮して緩やかな勾配にするとともに、湧水の排水処理を確実に行う。

(関係条文) 政令第1条

(参考資料)「盛土等防災マニュアルの解説I」P173～

5.4. 盛土法面の形状

盛土法面では、法高 5 m ごとに幅 1.5 m 以上の小段を設ける。また、法高が 15 m を超える場合には、法高 15 m 以内ごとに幅 3 m 以上の大段を設ける。

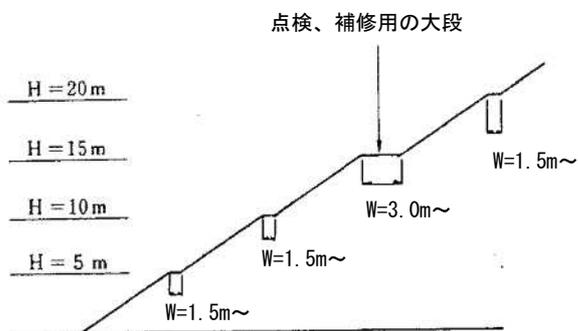


図 2-5-4 < 盛土法面の小段、大段の設置例 >

- 1 盛土のり面の勾配について、単一勾配とするのが望ましい。

(参考資料)「盛土等防災マニュアルの解説 I」P208～

- 4 段切り面には排水のために勾配を設け地下排水施設を設ける。段切り面の排水勾配は、法尻方向に2～5%程度とするが、盛土の高さが高い場合や湧水の多い場合で、盛土の横断方向に排水する方が望ましい場合は、逆勾配として段切り面上にフィルター層（ジオテキスタイル等）の排水施設を布設することも可とする。

なお、この場合は流末処理を十分に行う。

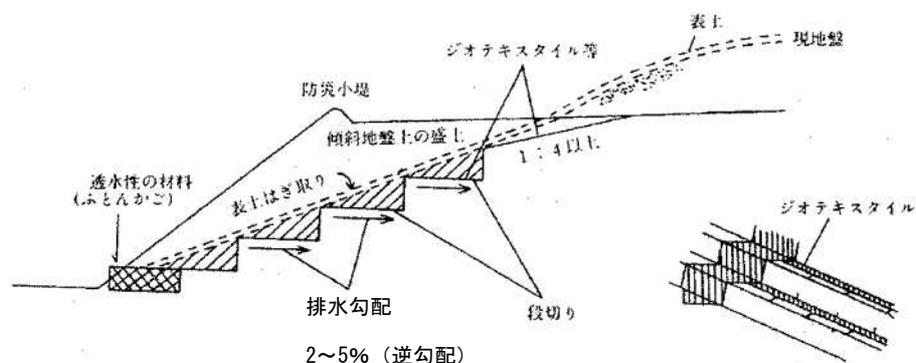


図 2-5-6 <湧水が多い場合の排水処理>

- 5 原地盤に湧水箇所がある場合には、透水性のよい材料で排水層を設け、盛土内に滞水を生じないように確実に排除する。
- 6 谷地形等の傾斜地において盛土を行う場合で地下水位が高くなると予想される箇所では、地盤の傾斜が緩くても必ず段切りを行い、十分に締固めるとともに、湧水の排水処理を確実にを行う。また、盛土の適当な箇所にその高さ（原地盤からの盛土高）の5分の1以上の高さのふとんかご堰堤、コンクリート堰堤、枠等を暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分にすべり止めの擁壁を設置する。（参照 図 2-5-10～図 2-5-12）
- 7 腹付け盛土は地山からの湧水が盛土内に浸透することにより盛土法面を不安定にしたり、施工後において腹付け部分が沈下して、在来地盤との間に亀裂や段差を生じる場合があり、場合によっては、崩壊を引き起こすこともあるので、極力さける。やむを得ず、腹付け盛土を行う場合、原地盤を含めた盛土全体の安定性の検討を行うとともに、段切りおよび地下排水工を確実にを行い、良質の盛土材料による薄層転圧を行う。

（関係条文）政令第7条第1項

（参考資料）「盛土等防災マニュアルの解説Ⅰ」P242～

5.6. 長大法面

法高 15m を超える切土又は盛土の法面を長大法面（以下、「長大法面」という。）と呼び、原則として、30m 以下とする。

- 1 法高が大きくなると、地盤のゆるみや崩壊の危険性が高くなるだけでなく切土法面では占有面積内に異種地質の境界、有害な地質構造あるいは破碎帯等に伴う特殊な地下水変動帯や湧水帯等が含まれやすくなり不安定因子が増大する。浸食性の地質や浸食されやすい盛土材料による長大法面では表流水の流下にともなって深い侵食溝が発生したりすることも多い。

また、いったん災害が起こると、甚大な被害が予想される。このため、法面の安全性を確保するため、一定高さをこえるものを長大法面と定義するとともに、絶対高さの規定を設けた。

- 2 やむを得ず絶対高さをこえる場合には、調査、試験等により地質・土質を的確に把握したうえで十分な検討を行い、法面の勾配を緩やかにする等の安全性を確保するとともに、必要に応じて建築基準法第 77 条の 56 の規定により指定を受けた指定性能評価機関等の公的機関において、安全性の審査を受ける。ただし、事前に許可権者と十分に調整すること。

※建築基準法第 77 条の 56 の規定により指定を受けた指定性能評価機関は、国土交通省 HP にて閲覧可能

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000034.html)

- 3 分譲住宅地等では、長大法面と宅地の間に道路や公園等を配置して、直接長大法面と宅地が接しないよう努める。

5.7. 法面の安定性の検討

- 1) 次のような盛土法面については、入念な調査を行い、安定計算により安全性を確認する。
なお、安全率は、常時 1.5 以上、地震時 1.0 以上とし、地震時の水平震度は 0.25 とする。
 - (1) 長大法面となる場合
 - (2) 法高 10m を超える盛土で、地山からの湧水の影響を受けやすい場合
 - (3) 法高 10m を超える盛土で、盛土箇所の原地盤が不安定な場合
 - (4) 法高 10m を超える盛土で、盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
 - (5) 溪流等において、高さが 15 m を超える盛土を行う場合
 - (6) 谷埋め型大規模盛土造成地に該当する場合
 - (7) 腹付け型大規模盛土造成地に該当する場合
- 2) 切土の長大法面については、土質調査、周辺の地形及び地質条件等を総合的に判断して安定性を検討する。
- 3) 盛土の安定計算は、二次元分割法とする。

- 1 常時の盛土の安定計算について、間げき水圧として定常の浸透水圧（静水圧）のみを考慮する全応力法を標準とし、『盛土等防災マニュアルの解説』を参考にして検討すること。
- 2 切土法面の安定計算は、自然地山の土質構成が複雑であるので、すべり面の性状と位置を予測するのは困難なため、特別な場合を除き、行わない。
- 3 谷埋め型大規模盛土造成地とは盛土の面積が 3,000 m² 以上のものであり、かつ、盛土することにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土する前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるものをいう。
- 4 腹付け型大規模盛土造成地とは盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上のものをいう。

(参考資料)「盛土等防災マニュアルの解説 I」P176～、P308

5.8. 溪流等における盛土

溪流等において盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水、地下水等の現地状況を調査し、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性等の検討を行い、通常の盛土の規定に加え、次の措置を講ずること。

- 1) 盛土高は15m以下を基本とし、15mを超える場合は安定計算等の措置を行うこと。
- 2) のり面の下部について、湧水等を確認し、擁壁等の構造物を検討する。また、のり面末端が流水に接触する場合は、豪雨時に想定される水位に対し安全確保ができる高さまで構造物で処理すること。
- 3) 盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理する。また、溪流を埋め立てる場合は、在来の溪床に暗渠排水工を設けること。
- 4) 工事中の土砂流出や河川汚濁を防止するため、防災ダムや沈泥池等を設けること。

1 溪流等とは、地形図等を用いて判読された溪床勾配10度以上の、一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲のこと。

2 盛土高さが15mを超える場合は次のとおりとする。

- (1) より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保すること。
- (2) 間隙水圧を考慮した安定計算を実施すること。
- (3) 液状化判定等を実施すること。
- (4) 大規模な盛土（盛土高さ15mを超え、かつ、盛土量5万 m^3 を超えるもの）は、二次元の安定計算に加え、三次元解析（変形解析や浸透流解析等）を実施すること。また、学識経験者の意見を反映し、計画すること。

3 のり面の下部に計画する構造物は、天候の影響を受けにくい重力式擁壁を基本とする。

(参考資料)「盛土等防災マニュアルの解説I」P218～

5.9. 盛土内の排水施設

1) 次のような盛土を行う場合は、盛土内の地下水を処理するため、盛土内に地下水排除工及び盛土内排水層を設置する。

- (1) 法高が5mを超える場合
- (2) 地下水による崩落の危険性がある場合
- (3) 谷筋等の傾斜地における場合

2) 地下水排除工

(1) 暗渠排水工

原地盤が谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置し、流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご等で保護を行うことを基本とする。

(2) 基盤排水層

谷埋め盛土の湧水等が顕著な箇所には、設置する。

3) 盛土内排水層

(1) 水平排水層等

透水性が高い材料を用いて、法尻（基盤排水層、法尻排水工等を設けない場合）及び盛土のり面の小段ごとに設置する。

1 盛土内に設置する地下水排除工及び盛土内排水層は、降雨浸透水、基礎地盤からの湧水及び地盤・盛土の圧密排水を適切に処理できるものとする。

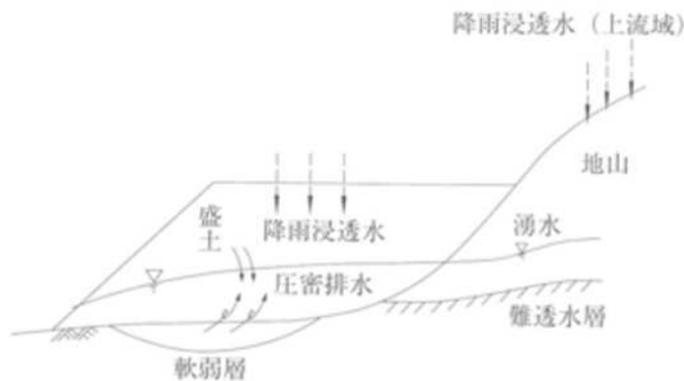


図 2-5-7 <地下水の構成>

2 盛土内の排水施設は次の構造とする。

(1) 暗渠排水工

ア 本管の管径は、300mm以上かつ次の流量計算により決定する。

$$q = \frac{R \times p \times 10,000}{N \times 86,400} \quad (l/s/ha)$$

$$Q = A \cdot q$$

- Q：暗渠排水量 (l/s)
- q：単位暗渠排水量 (l/s/ha)
- R：計画日雨量 (mm/日)
- p：地下浸透率 (1 - C) C：流出係数 (ただし $C \leq 0.9$ とする)
- N：排除日数 (日)
- A：流域面積 (ha)

計画日雨量 (mm/日) について、270 (mm/日) 以上とし、気象の変化に対応できる値で計算すること。排除日数について、3日で計算すること。
排水流量は上式で求まる暗渠排水量に対して5割の余裕を見込むものとする。

- イ 補助管の管径は、200 mm以上とし、設置間隔は40 m以内 (溪流等で地下水が多い場合は20 m以内) とする。また、集水管の周囲には目詰まり防止対策として吸い出し防止材等を覆うこと。

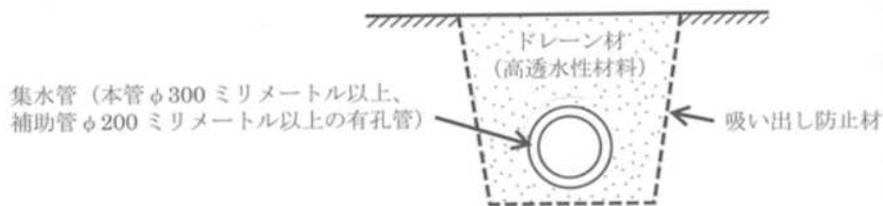


図 2-5-8 <暗渠排水工の基本構造>

- 3 基盤排水層の厚さは50 cm (溪流等で地下水が多い場合は1.0 m以上) とし、のり尻からのり肩の水平距離の1/2の範囲及び地表面勾配が15度未満の谷底部を包括して設置する。

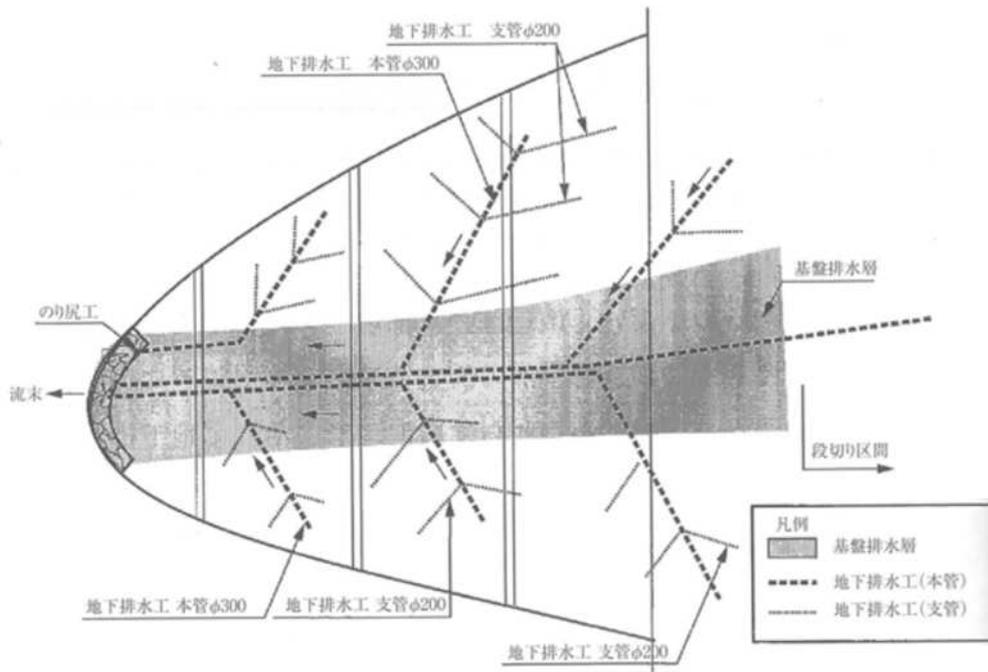


図 2-5-9 <溪流等における盛土の暗渠排水工及び基盤排水層の設置例>

4 盛土内排水層について、厚さは30cm以上とし、盛土高5m程度（ジオテキスタイルを用いる場合、高さ2～3mごとに入れる場合がある。）ごと、又は小段ごとに、小段高さの1/2以上の長さで設置する。また、盛土の規模が大きい場合は、法肩から小段までの高さの2倍以上の長さで設置する場合がある。

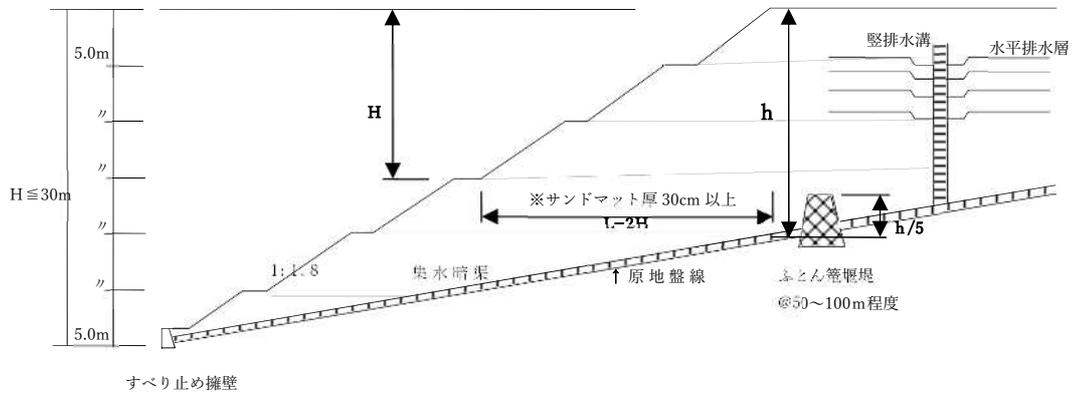
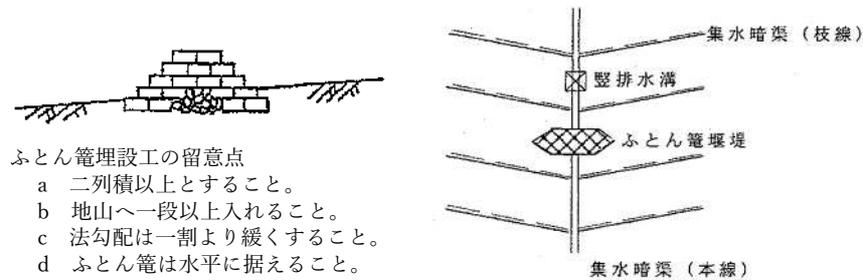


図 2-5-10 <谷筋等の傾斜地における盛土内排水層の例>



- ふとん管埋設工の留意点
- 二列積以上とすること。
 - 地山へ一段以上入れること。
 - 法勾配は一割より緩くすること。
 - ふとん管は水平に据えること。

図 2-5-11 <ふとん管堰堤の例>

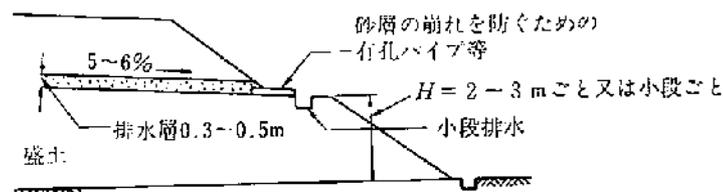


図 2-5-12 <水平排水層（サンドマット等）の例>

(関係条文) 西宮市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（以下「市規則」という）第12条第2号

(参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説 I」 P137～、P167～

5.10. 法面の保護

法面は、勾配、土質の状況、保護工の特性などを総合的に検討し、植生工等による適切な保護を行う。

- 1 ここでのいう法面とは擁壁構造物を設置しなくてもよい盛土法面及び切土法面を対象とする。
- 2 勾配が30度以下の法面は、植生シート、種子吹付等の植生工による法面保護を原則とする。
勾配が30度を超える擁壁の設置を要しない土質の切土法面については、許可権者と協議の上、法面の安定性、地形・地質特性等諸条件から適切な法面保護工を検討すること。
- 3 構造物を併用する場合でも、構造物が法枠工等のように枠内への緑化工が可能であればできるだけ緑化する。

(関係条文) 政令第15条

(参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説I」P247～

5.11. 法面排水工

地表水による法面の浸食及び崩落等を防止するため、排水施設を適切に設ける。

- 1 法面の上部に自然斜面が続いている場合は、法肩排水溝を設け、法面以外からの表面水が流入しないようにする。
- 2 小段に排水溝を設け、法面を流下する表面水の量を抑える。
- 3 法肩又は小段に設ける排水溝に集められた水を法尻に導くため、縦排水溝を 20m 程度の間隔で設ける。また、法長 3 m 程度の間隔で、縦排水路下部にすべり止めを設置する。
- 4 縦排水溝は法面沿いの部分では排水勾配が急になるが、小段との交差部で緩くなるので、豪雨時等に流水が法面に飛散あるいは越流して法面を浸食しないよう小段部のますには蓋を設ける。
- 5 法尻に排水溝を設け、法面を流下する地表水が宅地及び申請区域外等に流出することを防ぐ。
- 6 法肩に防災小堤を築き、宅盤の表面水が法面に流下し、法面を浸食することを防ぐ。

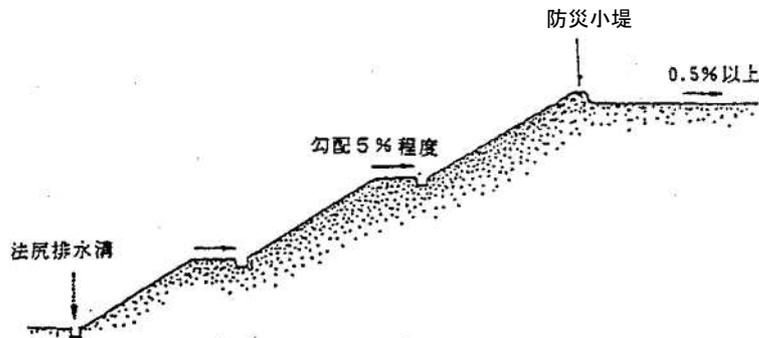


図 2-5-13 <法肩、小段の排水溝>

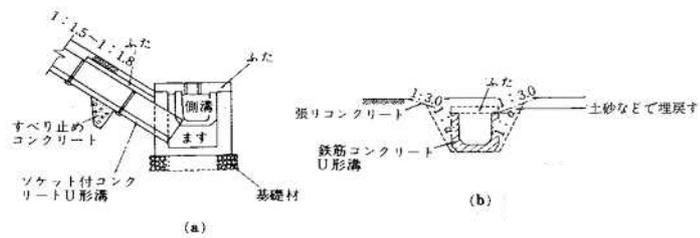
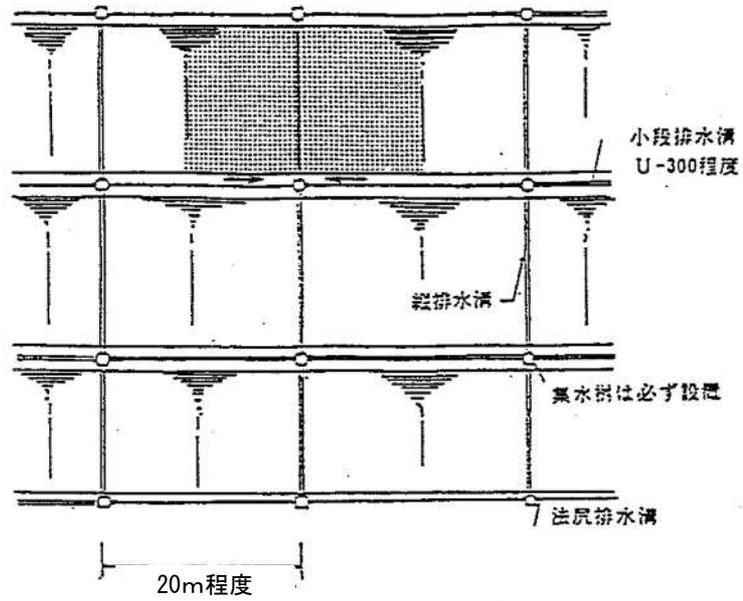
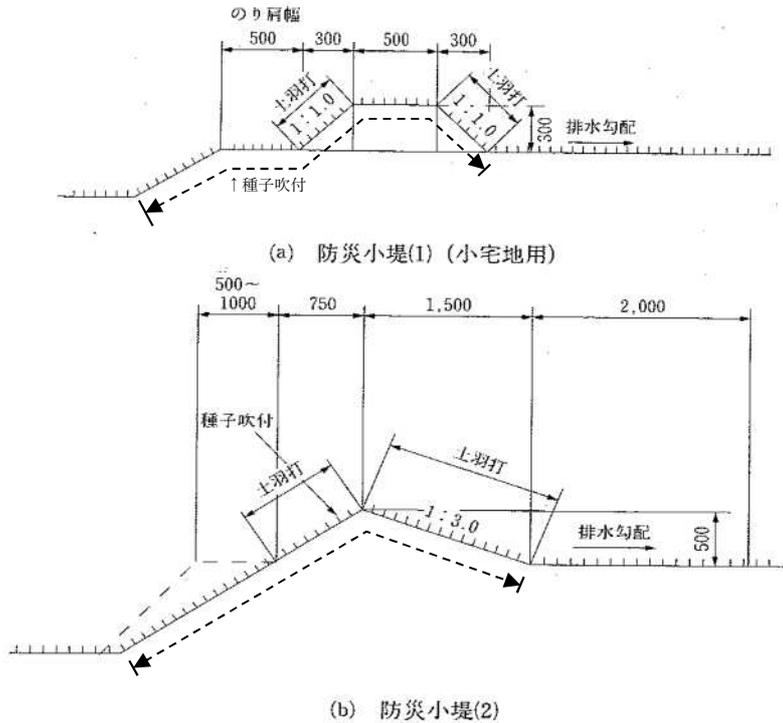


図 2-5-14 <縦排水溝の構造>



〔大宅地用で砂、砂礫質土の場合に0.5~1.0mの水平部分(点線)を設けるとのり面の雨水による崩壊を小規模にできる。〕

図 2-5-15 <防災小堤の形状>

(参考資料)「盛土等防災マニュアルの解説I」P282~

6. 擁 壁

6.1. 擁壁の構造

切土・盛土に関わらず、高さが1 mを超える崖（一体の崖を含む。ただし、擁壁の高さが50cm以下のものを除く。）を生ずる場合に設置される擁壁の構造は、「鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石積み造その他の練積み造」のもので、その構造は、政令第8条、第9条、第10条及び第12条の技術的基準のほか、政令第11条で準用されている建築基準法施行令の技術的基準に適合したものと及び本章に掲げる技術基準に適合したものでなければならない。

- 1 擁壁の高さ（H）は、政令第1条第4項を基本とする。
- 2 コンクリート擁壁は次表に掲げる寸法を満たすものとする。

表 2-6-1 <コンクリート擁壁の躯体寸法>

	H (m)	縦壁の最小幅 (mm)	底版の最小厚さ (mm)
L型等	$1.0 < H \leq 2.0$	150 以上	200 以上
	$2.0 < H$	200 以上	250 以上
重力式	$1.0 < H$	300 以上	—

- 3 小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとする。

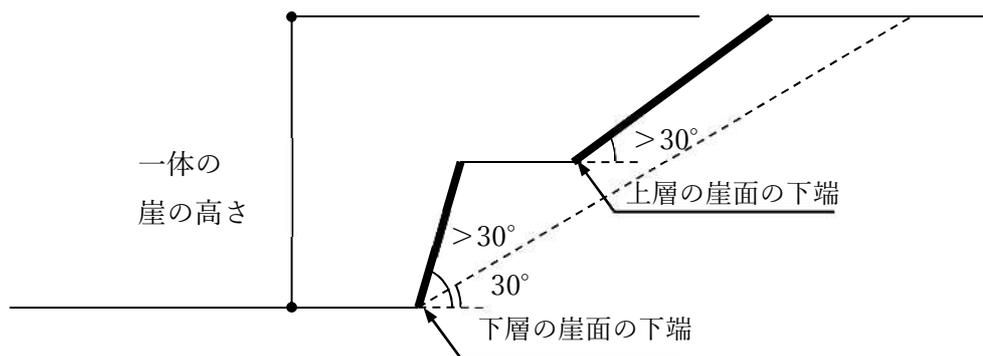


図 2-6-1 <上下の崖が一体とみなされる位置関係>

- 4 切土・盛土に関わらず、高さが1 m以下（一体の崖を含む。）の崖を生ずる場合に設置される擁壁の構造についても、「鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石積み造その他の練積み造」のものとする。その場合は、擁壁の滑り、転倒及び沈下に対して、安全であること。

6.2. 高さの制限

高さが 10m を超える擁壁は、原則として使用しない。
なお、練積み造の擁壁の高さは 5 m 以下とする。

やむを得ず 10m をこえる擁壁を使用する場合は、近畿建築行政連絡会議構造等審査取扱要領（平成 19 年 6 月 1 日改正）を準用し、建築基準法第 77 条の 56 の規定により指定を受けた指定性能評価機関等の公的機関において、安全性の審査を受ける。

※建築基準法第 77 条の 56 の規定により指定を受けた指定性能評価機関は、国土交通省 HP にて閲覧可能

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000034.html)

6.3. 鉄筋及び無筋コンクリート擁壁の構造計算の基準

鉄筋及び無筋コンクリート擁壁の構造計算にあたっては、土質条件、荷重条件等を的確に設定した上で、次の各号について、その安全性を確認しなければならない。

また、高さが5 mを超える擁壁は、地震時の安全性を検討する。この場合、水平震度は0.25とする。

(1) 材料の応力度

常時、地震時とも、土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鉄筋及びコンクリートの許容応力度を超えないこと。

(2) 転倒

ア 常時における土圧等による擁壁の転倒に対する安全率は1.5以上であること。

イ 地震時における土圧等による擁壁の転倒に対する安全率は1.0以上であること。

(3) 滑動

ア 常時における土圧等による擁壁の基礎の滑動に対する安全率は1.5以上であること。

イ 地震時における土圧等による擁壁の基礎の滑動に対する安全率は1.0以上であること。

(4) 地盤に生じる応力度

ア 常時における土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が、当該地盤の許容応力度を超えないこと。（安全率は3.0以上であること）

イ 地震時における土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が、当該地盤の極限応力度を超えないこと。（安全率は1.0以上であること）

1 コンクリートの単位体積重量は、次表に掲げるコンクリートの部材種別に応じた数値とする。

表 2-6-2 <コンクリートの単位体積重量>

部材種別	単位体積重量 (KN/m ³)
無筋コンクリート	23
鉄筋コンクリート	24

また、コンクリートは、原則として次表に掲げる設計基準強度以上のものを用いるものとする。

表 2-6-3 <コンクリートの設計基準強度>

部材種別	設計基準強度 (N/mm ²)
無筋コンクリート	15
鉄筋コンクリート	21

2 設計に用いる地震時荷重は、地震時土圧による荷重、又は、擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時土圧を加えた荷重のうち大きい方とする。

また、適用される他法令による基準が高い場合は、当然それに従うが、与条件が異なることがあるので注意を要する。

3 二段積み擁壁（「6.14.二段積み擁壁」参照）であって、各々の擁壁の高さが5 m以下であっても、その上下の崖が一体とみなされる位置関係（図 2-6-1 参照）にあり、一体の崖の高さが5 mを超える場合、又は、構造計算（常時）により算出された下段の擁壁のすべり線の上方に上段の擁壁底版の前面下端がある場合は、地震時の安全性を検討する。

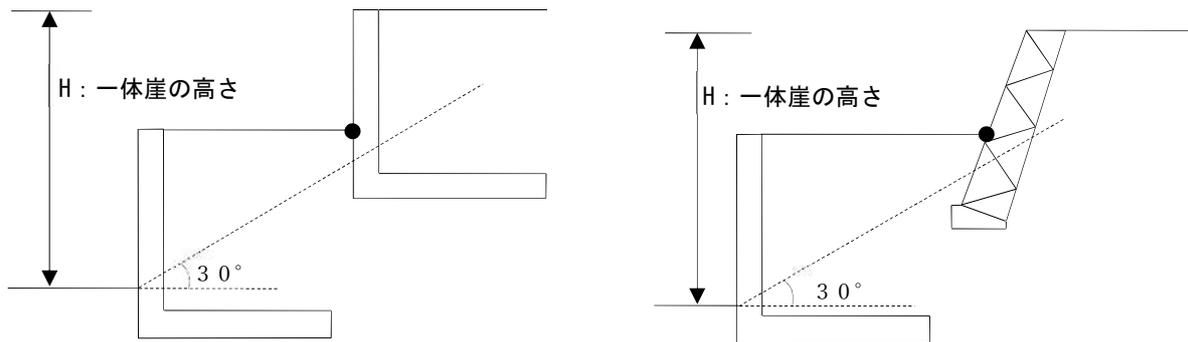


図 2-6-2 <上下の崖が一体とみなされる位置関係>
※一体崖については、6.1.を参照

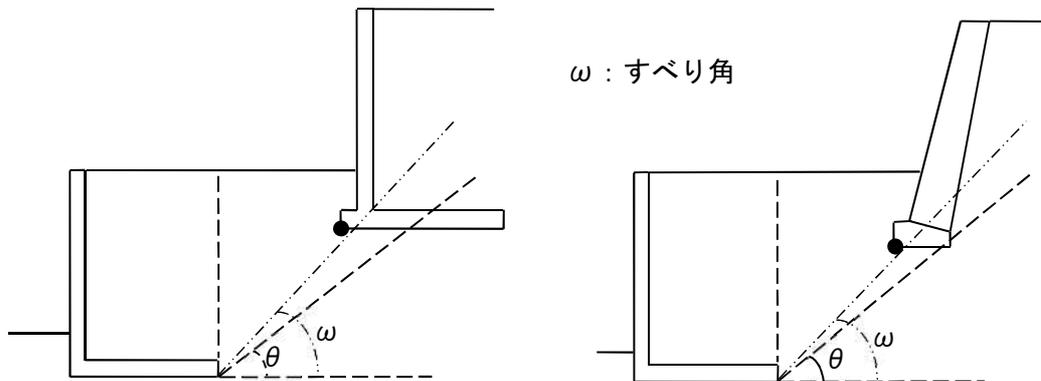


図 2-6-3 <二段擁壁であり、構造計算（常時）により算出された下段の擁壁のすべり線の上方に上段の擁壁底版の前面下端がある場合>

表 2-6-4 <政令別表第 1 中欄：図 2-6-3 の土質別角度 (θ) >

土質	軟岩（風化の著しいものを除く）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	その他の土質 又は盛土
角度 (θ)	60°	40°	35°	30° 以下

4 擁壁の天端に、高さが 1 m 又は擁壁の高さを超えるフェンス（風を通さないもの）又はコンクリートブロック等を直接設ける場合は、そのフェンス及びコンクリートブロック等に 1.5 kN/m² の短期の風荷重（等分布荷重）を考慮する。その場合、安全率が、転倒、滑動に対して 1.2 以上であること、地盤の許容応力度に対して 2.0 以上であることを確認しなければならない。

また、擁壁の各部に生ずる応力度は、擁壁の材料である鉄筋及びコンクリートの短期の許容応力度を超えないことについても確認しなければならない。

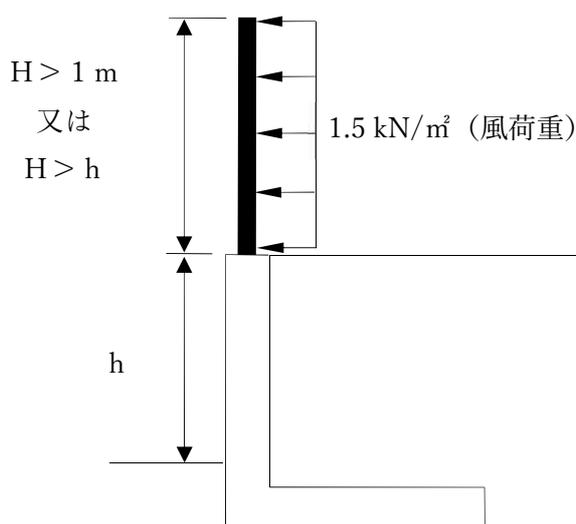


図 2-6-4 <風荷重を考慮する場合>

5 部材の検討においては、複筋は考慮しない。

(関係条文) 政令第 9 条

(参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説 I」 P412～

6.4. 大臣認定擁壁

政令第 17 条に基づく大臣認定擁壁は、擁壁設置場所周辺の形状や土質が認定条件に合うか等個別に検討を行う。また、使用できる大臣認定擁壁は壁高さ 5 m 以下の製品とする。

- 1 大臣認定擁壁（認定条件内）を使用する場合は、「6.3.鉄筋及び無筋コンクリート擁壁の構造計算の基準」の(1)～(3)の検討は省略し、(4)のみの検討とすることができる。

6.5. 土圧等

擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて算出するものとし、次の各号に留意する。

- (1) 土の内部摩擦角は、原則として土質室内試験結果に基づき算出する。ただし、ボーリング調査等により土質が判断できる場合は、次の値を用いることができる。

表 2-6-5 <土質による内部摩擦角>

土 質	内部摩擦角 (度)
砂利又は砂	28.8
砂質土	25.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	19.5

- (2) 土圧係数は土の内部摩擦角を用い、擁壁背面の傾斜角及び地表面の形状を考慮して算出するものとする。
- (3) 擁壁前面の土による受動土圧は考慮しない。
- (4) 粘着力は考慮しない。
- (5) 積載荷重は、一般的な戸建て住宅が建てられることを想定して、10 kN/m²を標準とする。
なお、予定建築物の規模、種類等からこれを上回る場合等は、実情に応じて適切に設定する。

- 1 土質室内試験の実施にあたっては、擁壁の規模、重要度等に応じて、必要とする精度等が得られるよう適切な手法（三軸圧縮試験等）を選択すること。
- 2 盛土では政令別表第 2 の表中の砂利の土圧係数 0.35 よりも小さくなる盛土材は一般的に少ないと考えられるため、土圧係数の下限値を 0.35 とする。土圧係数に 0.35 未満を採用する場合は、許可権者と十分協議を行う必要がある。
- 3 粘着力は長期変動も含めた適正な値の評価が困難なため、考慮しない。
- 4 政令別表第 2 の土圧係数には上載荷重が含まれていないものとする。
- 5 表 2-6-5 の内部摩擦角は、政令別表第 2 における土圧係数の場合に、次式において、 $\alpha = 0$ 、 $\beta = 0$ 、 $\delta = 0$ の条件のときに逆算される値である。

$$K_A = \frac{\cos^2(\phi - \alpha)}{\cos^2 \alpha \cos(\alpha + \delta) \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \sin(\phi - \beta)}{\cos(\alpha + \delta) \cos(\alpha - \beta)}} \right\}^2}$$

K_A : 土圧係数

α : 壁体背面の傾斜角

β : 地表面の傾斜角

δ : 壁面摩擦角

ϕ : 内部摩擦角

表 2-6-6 <政令別表第 2>

土 質	単位体積重量 (kN/m ³)	土圧係数
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	16	0.50

(関係条文) 政令第 9 条第 3 項第 1 号、政令別表第 2

(参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説 I」 P429～

6.6. 滑動等

1) 摩擦係数は、原則として土質室内試験結果に基づき、次式により算出する。

$$\mu = \tan \phi \quad (\mu: \text{摩擦係数、} \phi: \text{基礎地盤の土の内部摩擦角})$$

2) ボーリング調査、サウンディング試験、試験掘削等により土質が判断できる場合は、政令別表第3の値を用いることができる。

3) 摩擦係数は0.5を上限とする。

4) 粘着力は考慮しない。

5) 擁壁底版の突起は考慮しない。

表 2-6-7 <政令別表第3>

土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利、砂	0.50
砂質土	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.30

1 政令別表第3の表中の摩擦係数0.5を超える地盤は一般的に少ないと考えられるため、摩擦係数の上限を0.5とする。また、泥岩等の粘土、シルト質の成分が主体となる岩は、水を含むと、表面が泥状の粘土質になる可能性があるため、摩擦係数は0.3とする。

2 粘着力の考え方は「6.5.土圧等」と同じ。

(関係条文) 政令第9条第3項第3号、政令別表第3

(参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説I」P429～

6.9. 根入れ

1) 練積み造擁壁、鉄筋コンクリート造擁壁及び無筋コンクリート造擁壁の根入れ長は、原則、45 cm 以上かつ擁壁の高さの 20/100 以上とする。また、根入れ長が 100 cm を超える場合は、100 cm とする。

ただし、土質試験等により許可権者と協議が整う場合は、この限りでない。

2) 擁壁の前面に構造物、斜面等がある場合は、それらの状況及び影響等を考慮のうえ、必要な根入れ長を確保すること。

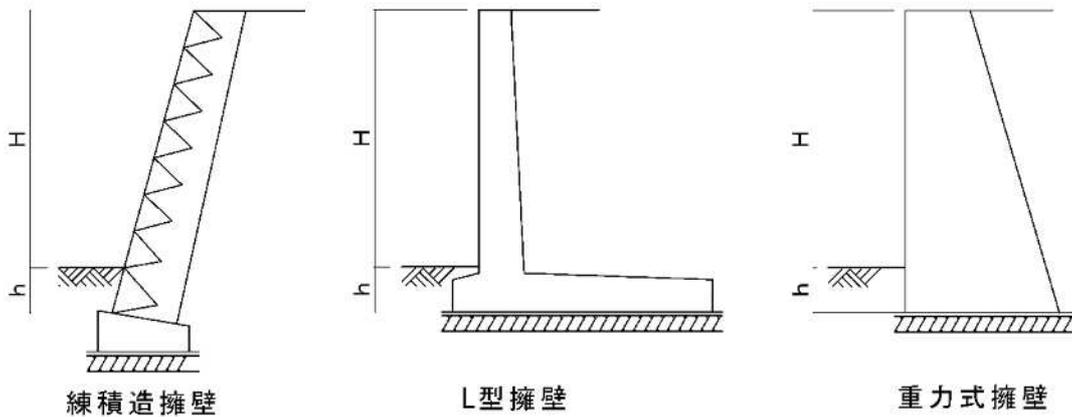


図 2-6-6 <タイプ別根入れの考え方>

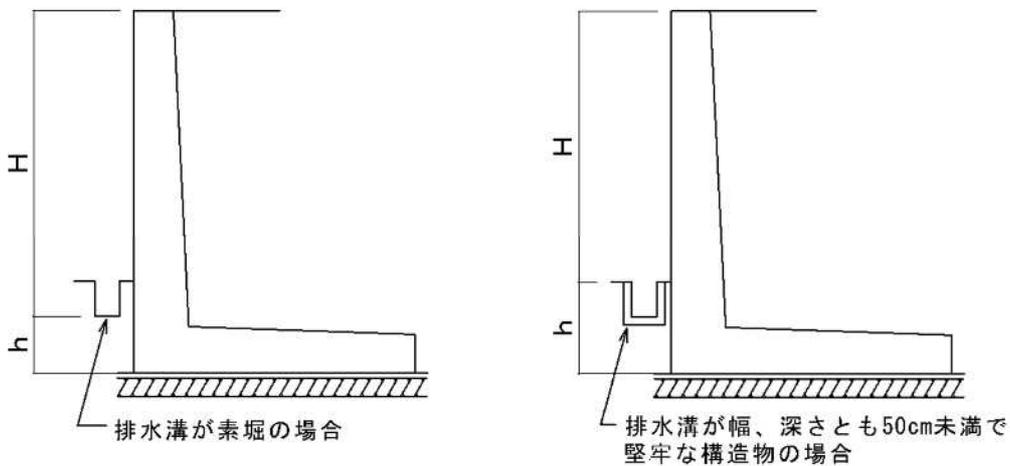


図 2-6-7 <擁壁前面に排水溝がある場合の根入れ長>

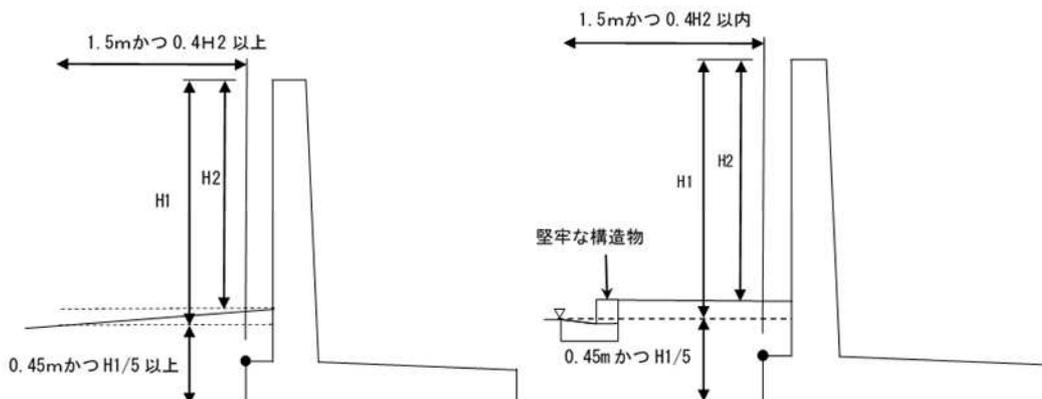


図 2-6-8 <擁壁前面に道路街渠や法面がある場合の根入れ長>

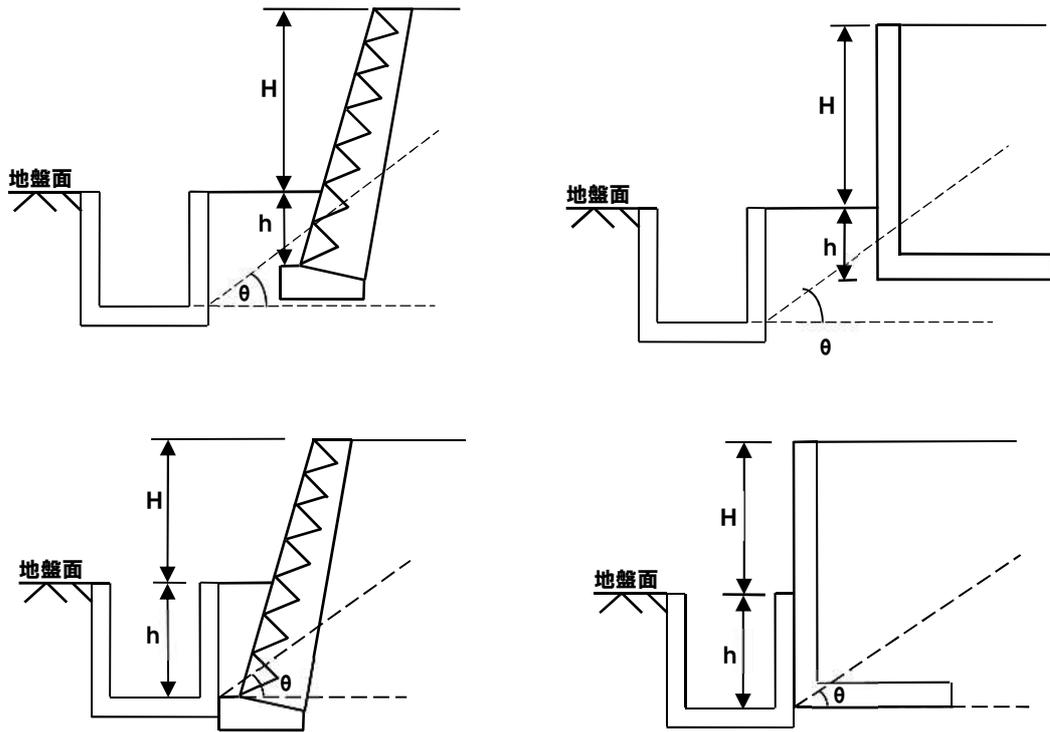


図 2-6-9 <排水溝が幅又は深さのいずれかが
50cm 以上で、U型の鉄筋コンクリート造の場合>

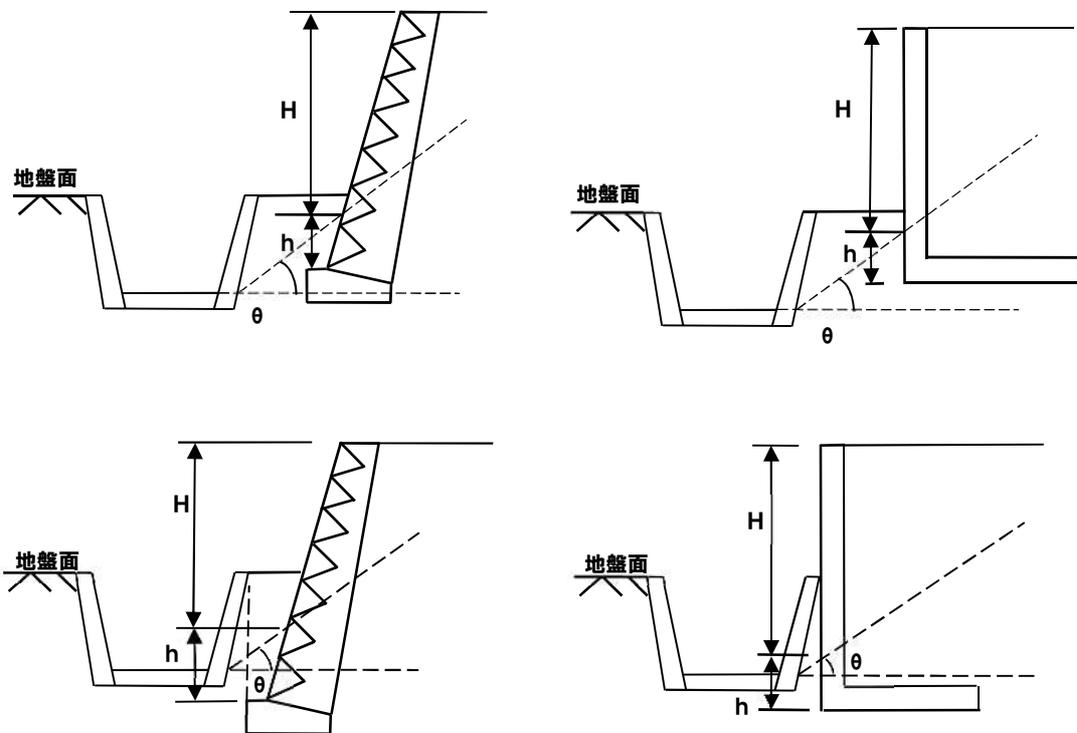


図 2-6-10 <擁壁前面に公共が管理する
河川擁壁（練積造、もたれ構造）がある場合>

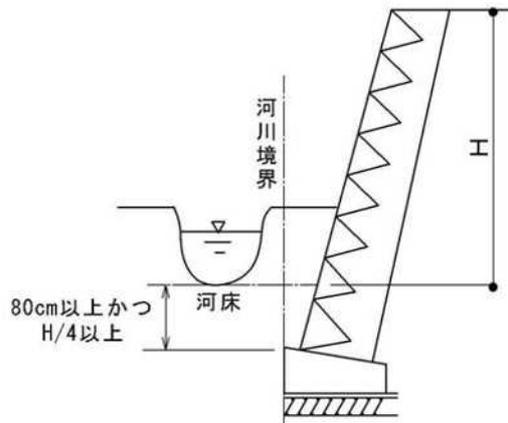


図 2-6-11 <改修計画の策定されていない未改修の水路等に接する場合>

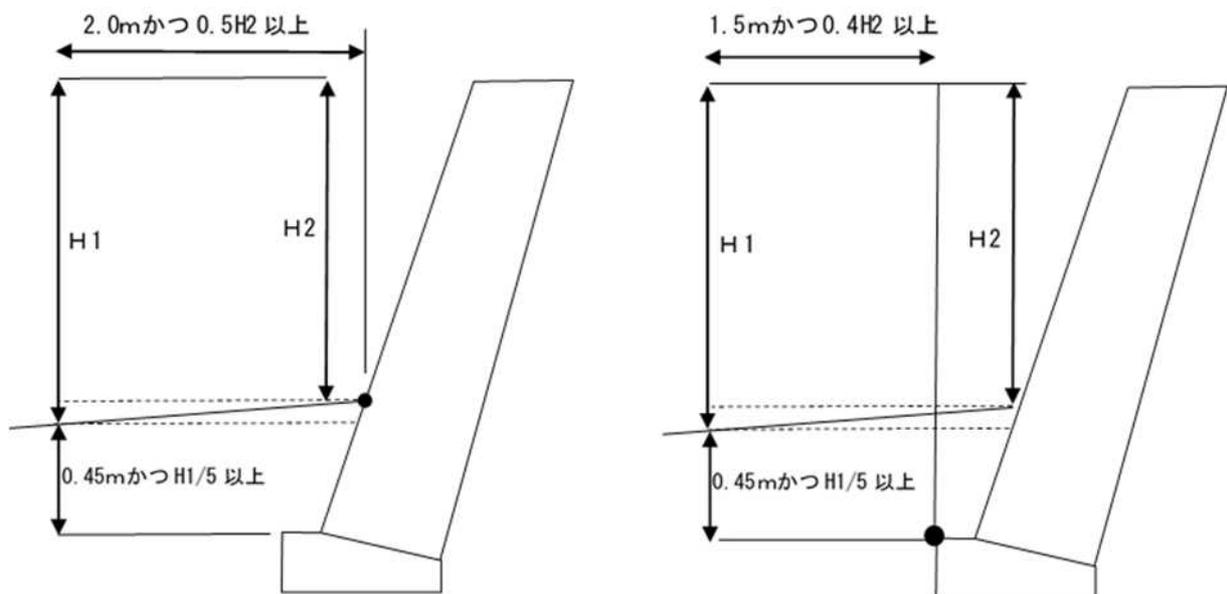


図 2-6-12 <練石積み擁壁において、前面がのり面等の場合>
(上図のいずれかで根入れ長を設定する。)

表 2-6-9 <政令別表第 1 中欄：図 2-6-9、2-6-10 の土質別角度 (θ) >

土質	軟岩（風化の著しいものを除く）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	その他の土質 又は盛土
角度 (θ)	60°	40°	35°	30° 以下

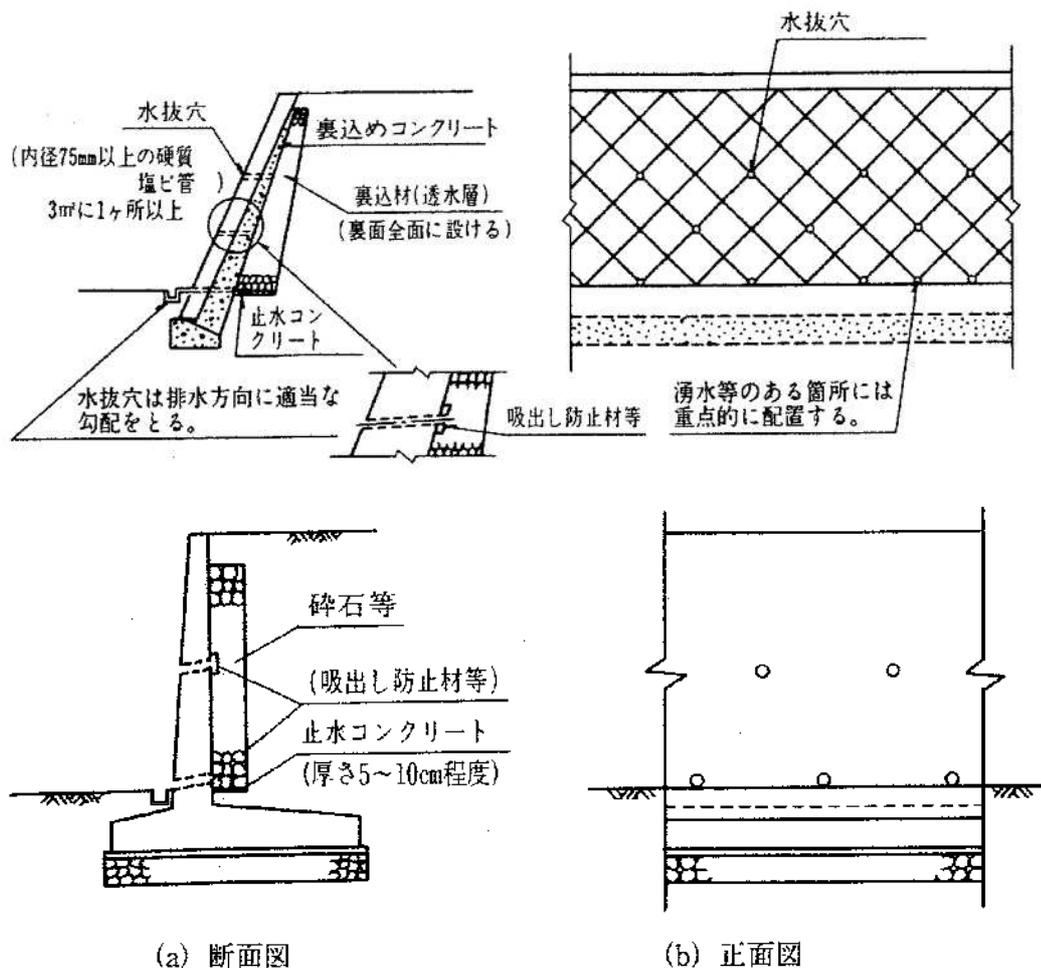
(関係条文) 政令第 10 条第 4 号

(参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説 I」 P429～、P462～

6.10. 水抜き穴の配置

- 1) 水抜き穴は内径 7.5 cm 以上の硬質塩化ビニール管等とし、壁面 3 m² 当たり 1 箇所以上の割合で、おおむね高さの 1/2 以下の位置に、原則千鳥状に設ける。ただし、高さが 2 m 以下の場合は千鳥配置でなくてもかまわない。
- 2) 水抜き穴は擁壁の下部や裏面に湧水等のある箇所に重点的に配置する。
- 3) 水抜き穴には吸出し防止材等を配置する。

水抜き穴の入口には、吸出し防止材等を置き、砂利、砂、背面土等が流出しないよう配置する。



注) 天端面からの雨水等の侵入がないように配慮すること。

図 2-6-13

(関係条文) 政令第 12 条

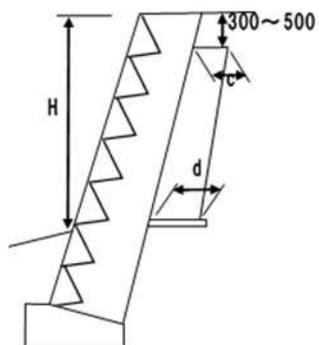
(参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説 I」 P462～

6.11. 透水層の設置

- 1) 透水層の材料は、砂利、碎石、栗石等の透水性が保持でき、劣化しないものを使用する。
- 2) 透水層の厚さは、次のとおりとする。

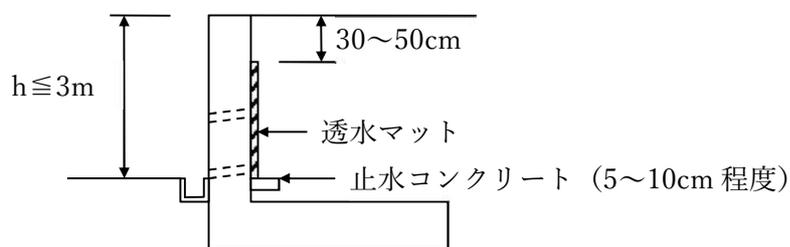
表 2-6-10 <透水層の厚さ>

高さ H (m)	透水層の厚さ (cm)		備考 透水層の上端は、 擁壁上端から 30~50 cmとする。
	上端 c	下端 d	
$H \leq 3.0$	30	40	
$3.0 < H \leq 4.0$	30	50	
$4.0 < H$	30	60	

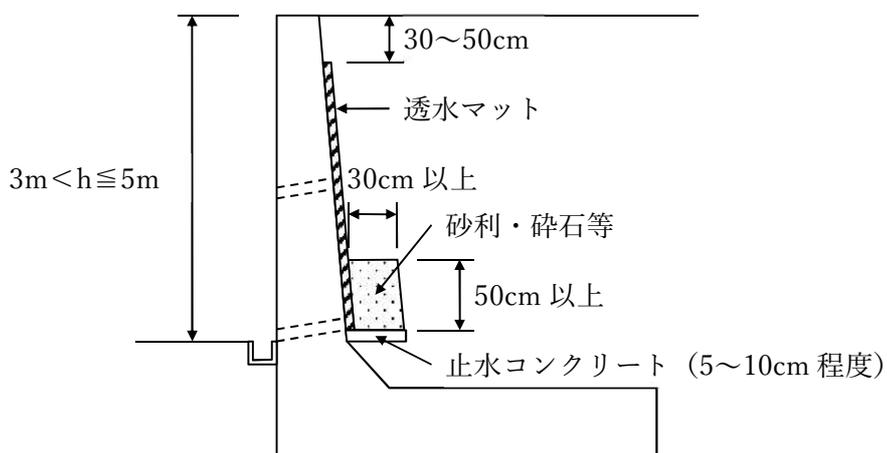


- 1 練積み造擁壁の場合は、透水層としての機能だけでなく、背面の土圧の分散、重量加算の効果等もあるため、不適當な材料は使用せず、施工に当たっては十分に締固めておく必要がある。
- 2 粒径の細かい材料は目詰まりの恐れがあるので、使用しないこと。また、再生碎石を使用しないこと。

3 擁壁用透水マットは、高さが5 m以下（一体崖の高さ5 m以下）の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁に限り使用を認める。使用する場合には、高さが3 m以下であっても、必ず止水コンクリートを設置すること。また、擁壁用透水マット協会に認定された石油系素材の製品を使用し、各社の設計及び施工要領の内容を遵守すること。



(a) 擁壁の高さが3m 以下の場合



(b) 擁壁の高さが3m を超える場合

図 2-6-14

(関係条文) 政令第 12 条、市規則第 12 条第 1 号

(参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説 I」 P462～

6.12. 配筋等

配筋等については、次の各条件を満足させる。

- (1) 主筋の径は、D13 以上とし、ピッチは、250 mm 以下とする。
- (2) 腹筋、配力筋の径は、D10 以上とし、ピッチは、300 mm 以下とする。
- (3) 鉄筋のかぶり厚さは、60 mm 以上とし、土に接しない部分は 40mm 以上とする。
- (4) 主筋の定着長及び継手長は、鉄筋径の 40 倍以上とする。
- (5) 水平方向の鉄筋の継手は、出隅部分には設けない。
- (6) 底版の配筋には、変化点を設けない。
- (7) 擁壁の高さが 2 m を超える場合は、用心鉄筋を配して、ダブル配筋とする。

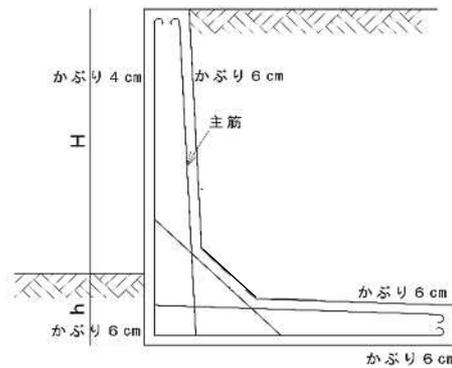


図 2-6-15 <配筋等参考図>

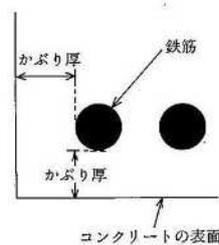


図 2-6-16 <鉄筋のかぶり厚さ>

- 1 鉄筋のかぶり厚さは、建築基準法施行令第 79 条を準用する。
なお、構造計算上の鉄筋のかぶり厚さは、施工誤差や出隅部付近の主筋の重複を考慮して、決定すること。
- 2 縦壁における鉄筋のピッチは、水抜き穴等のかぶり厚さを考慮すること。

3 縦壁と底版の主筋は、ともに定着をとること。なお、逆L型擁壁やボックスカルバート等で主筋が接合部の外側になる場合は、主筋の重ね長さも鉄筋径の40倍以上とすること。

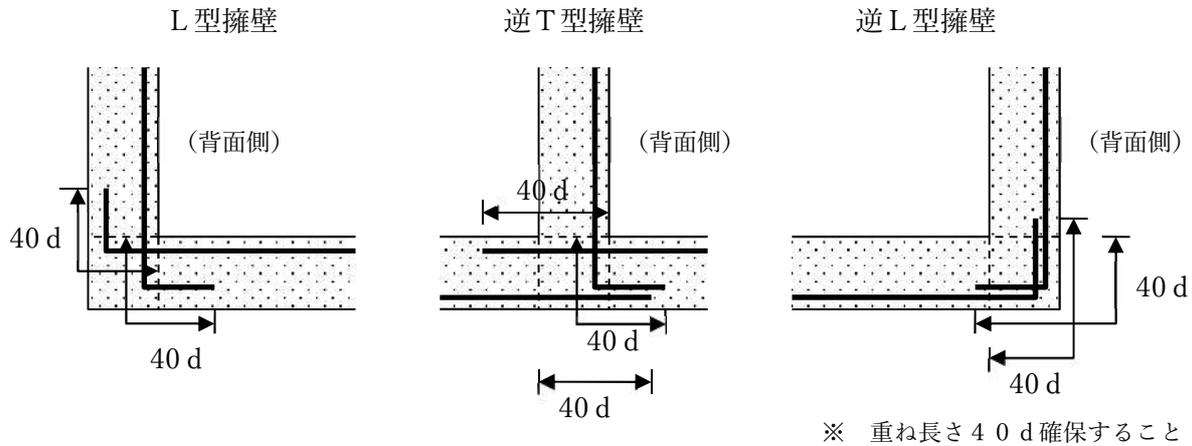


図 2-6-17 <主筋の定着長>

4 やむを得ず、主筋の定着長を鉄筋径の40倍未満とするときは、コンクリートの付着応力度が建築基準法施行令第91条の許容付着応力度を超えないことを計算で確かめること。

5 隣り合う継手の位置は、図 2-6-18 のとおり、千鳥配置とする。

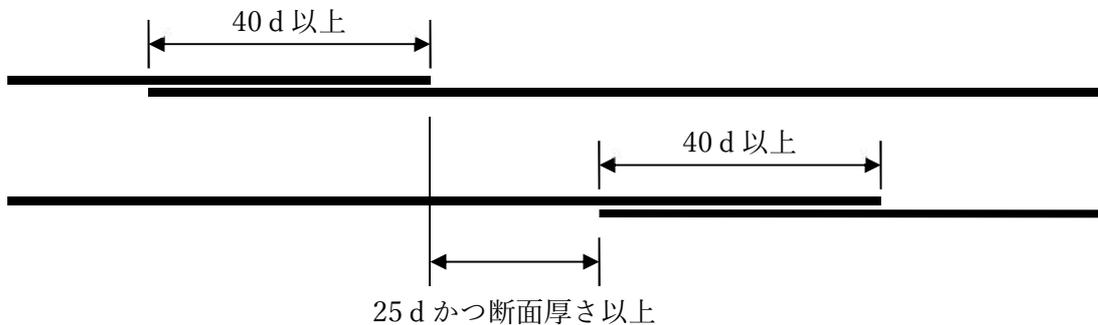


図 2-6-18<隣り合う継手の位置関係>

6 鉄筋コンクリート擁壁に開口部を設ける場合、次のことに留意する。

- (1) 排水管等を地中に埋設し、擁壁の堅壁を貫通させて排水させる必要が生じた場合は、できるだけ応力の小さい位置に設ける。やむを得ず、応力の大きい箇所及び出隅補強部を貫通させる場合は、鉄筋を切断しないこと。
- (2) 開口部の隣接主筋等は、当該開口部付近で、鉄筋の必要かぶり厚さを確保しうる範囲でピッチ割の変更を行い、鉄筋の切断を原則として避ける。
- (3) 開口部に生じる応力集中等に起因するひび割れに抵抗させるために行う補強工法は、開口部周囲の引張側と圧縮側に対して同様の補強を用いる。
- (4) 建築基礎及び建築基礎杭が、擁壁の底版を貫通しないよう計画すること。また、底版を部分的に欠損させる場合は、底版断面の欠損の大きさに応じて、擁壁の安定性を検討する。た

だし、同一構造体において欠損の割合が大きい場合やバランスが悪い等の場合は認めないため、底板の形状について事前に本市と協議すること。

7 開口部の補強方法は、次のとおりとする。

(1) やむを得ず主筋を1本切断する場合

主筋等を切断せざるを得なくなった場合は、鉄筋の必要あきに注意し、切断鉄筋の断面積以上の補強鉄筋を開口部の上下水平方向及び左右垂直方向に適切に配置するとともに、それぞれの補強鉄筋の両端部は、開口部に対して所定の定着長以上をもって配筋することを原則とする。

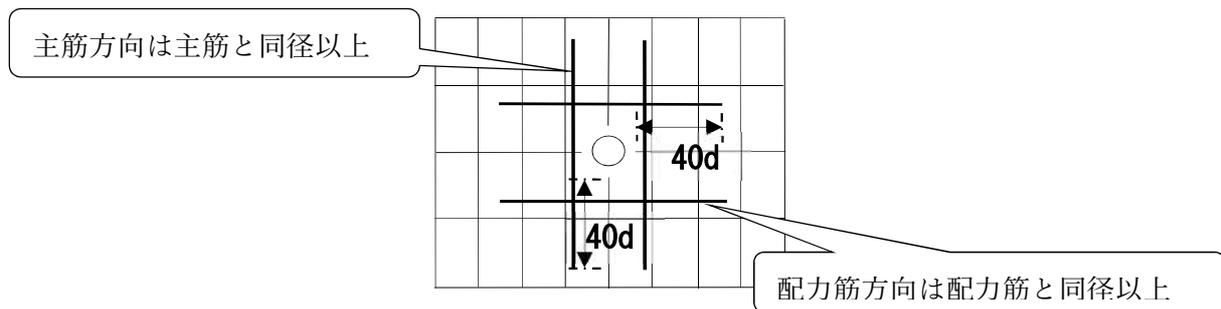


図 2-6-19 <やむを得ず主筋を1本切断する場合の補強鉄筋の配筋形状と定着長の取り方>

(2) やむを得ず主筋を複数本切断する場合

(1)に掲げる配筋に加えて、図 2-6-20 に示すように開口部円周に主筋及び配力筋の連結鉄筋として、切断鉄筋の断面積程度の斜め補強鉄筋（長さ 80d 以上）を配置し、その補強筋の両端部は、十分交差する長さを持って配筋する。

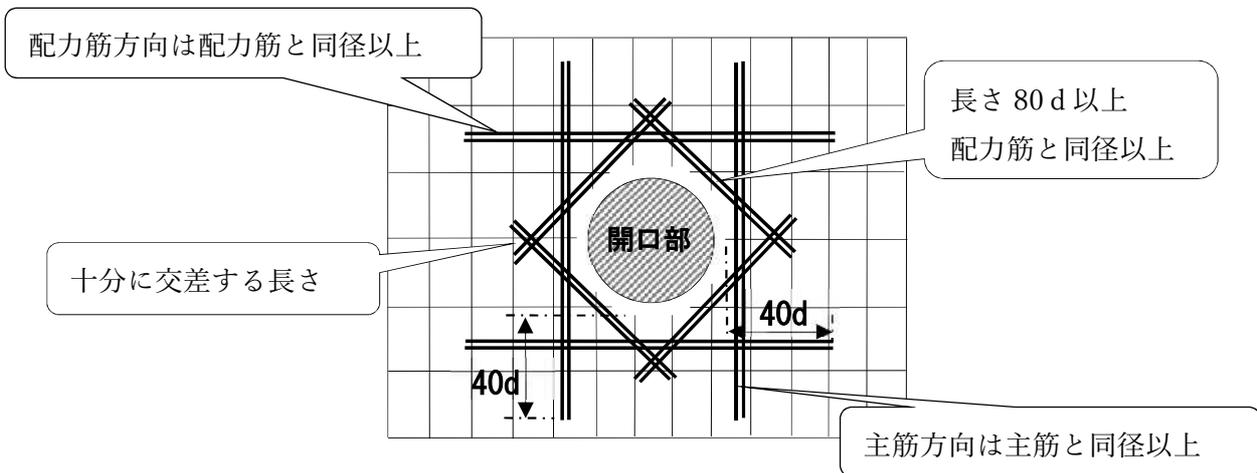


図 2-6-20 <やむを得ず主筋を複数本切断する場合の補強鉄筋の配筋形状と定着長の取り方>

8 縦壁の配筋に変化点を設ける場合は、鉄筋径の 40 倍の定着長を考慮する。その場合の断面検討は変化点から鉄筋径の 40 倍下の位置で行う。

(関係条文) 政令第 11 条

(参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説 I」 P429～

6.13. 隅部の補強及び伸縮目地

次に示すとおり、擁壁の隅部は確実に補強し、伸縮目地は適正な位置に設ける。

(1) 擁壁の出隅部の内角が 45° を超え、 135° 未満の場合は、鉄筋コンクリート等で補強する。
出隅部分の補強幅は、擁壁高さが 3.0m 以下のときは 50 cm、高さが 3.0m を超えるときは 60 cm とする。

(2) 擁壁には伸縮目地を、原則、擁壁長さ 20m 以内ごとに 1 箇所割合で設けるとともに、次に示す箇所にも設ける。

- ア 高さが著しく変化する箇所
- イ 地耐力が変化する箇所
- ウ 擁壁の構造、工法が異なる箇所

また、出隅部においては、練積み造擁壁及びもたれ擁壁の場合、出隅補強端部から 2.0m かつ擁壁高さ程度、鉄筋コンクリート造擁壁の場合、出隅補強から 2.0m かつ底版端まで離して設けることを原則とする。

なお、伸縮目地は底版（練積み造擁壁の場合は基礎）にも設ける。

a : 補強幅	
擁壁高さ 3.0m 以下	50 cm
擁壁高さ 3.0m を超える	60 cm
ℓ : 伸縮目地の位置	
練積み、もたれ擁壁	2.0m かつ擁壁高さ程度
鉄筋コンクリート造擁壁	2.0m かつ底版端程度

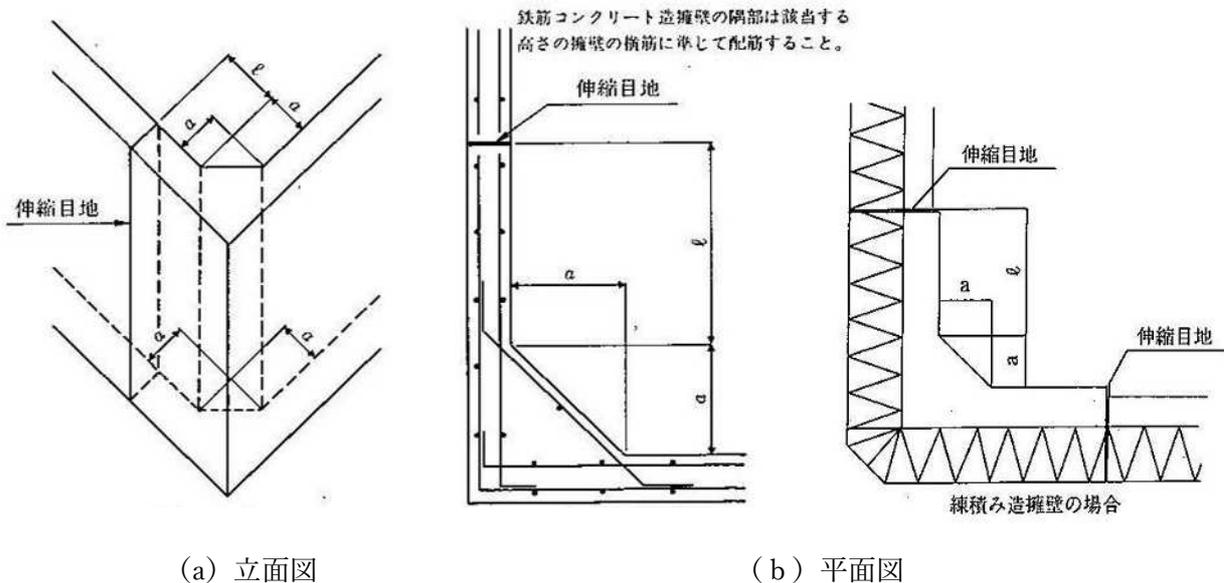


図 2-6-21 <擁壁隅部の補強及び伸縮目地の例>

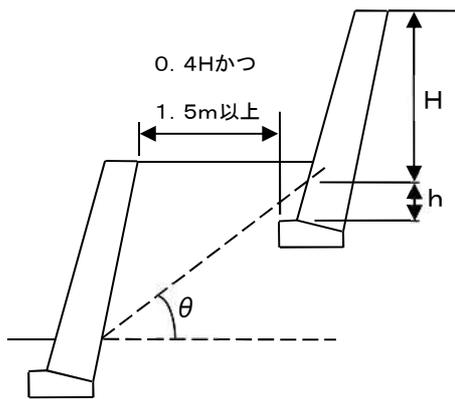
(参考資料)「盛土等防災マニュアルの解説 I」P462～

6.14. 二段積み擁壁

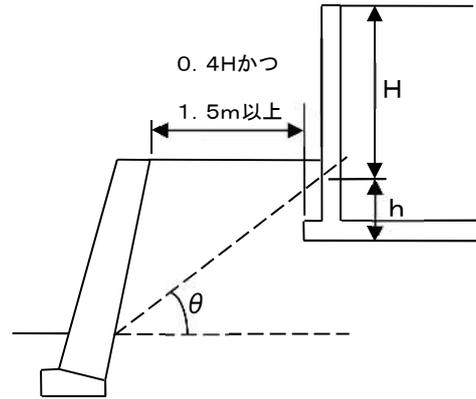
原則として二段積み擁壁とならないように、擁壁の位置及び根入れを設定する。

やむを得ず二段積み擁壁となる場合は、上段擁壁等による荷重を考慮して下段擁壁を設計する。

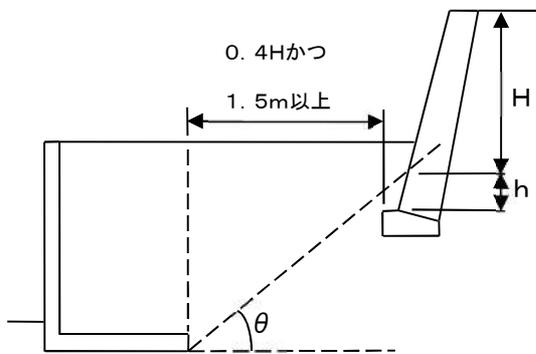
- 1 次の条件をすべて満たす場合は二段積み擁壁とは見なさず、それぞれ別の擁壁として設計する。
 - (1) 上段の擁壁底版の前面下端が政令別表第1中欄の土質別角度 θ の勾配線より下方にある。
 - (2) 上下の擁壁が上の擁壁の高さの0.4倍かつ1.5m以上離れている。
 - (3) 政令別表第1中欄の土質別角度 θ の勾配線より必要根入れ長が確保されている。



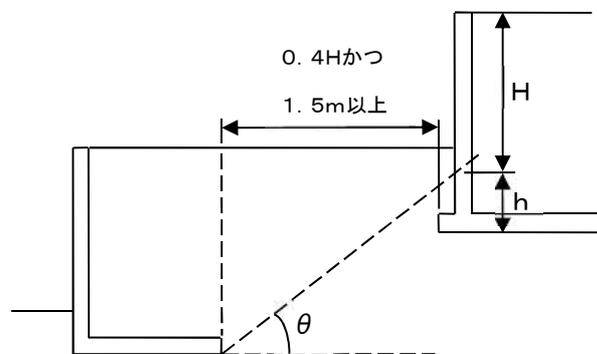
(a) 練積み造+練積み造



(b) 練積み造+コンクリート造



(c) コンクリート造+練積み造



(d) コンクリート造+コンクリート造

図 2-6-22 <二段積み擁壁とならない擁壁の位置>

表 2-6-11 <政令別表第 1 中欄：図 2-6-22 の土質別角度 (θ)>

土質	軟岩（風化の著しいものを除く）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	その他の土質 又は盛土
角度 (θ)	60°	40°	35°	30° 以下

2 下段の擁壁の安全性が確認できない場合は、下段の擁壁を新たに築造すると仮定し、原則その下段擁壁と 2 段擁壁にならない位置関係に、上段の擁壁を設置しなければならない。

また下段擁壁は、土質調査結果に基づき、技術基準に適合した形状を想定すること。

3 下段が練積み擁壁で、やむを得ず二段積み擁壁となる場合は、上段擁壁の地盤面を下段擁壁の天端と見なして下部擁壁の断面形状を決定し、頭切りした断面形状にする。

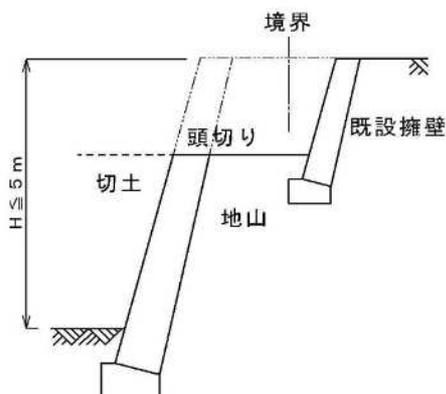


図 2-6-23 <下部が練積み擁壁で、やむを得ず二段積み擁壁となる場合>

(参考資料)「盛土等防災マニュアルの解説 I」P462～

6.15. 練積み造の擁壁

政令第8条の規定に基づく間知石練積み造その他の練積み造の擁壁は次の基準に適合すること。

- (1) 擁壁の高さは5 m以下とする。また、崖の状況等により破壊のおそれがある場合は控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- (2) 背面が盛土及び軟弱地盤等の不適当な地盤の場合は、原則使用しない。
- (3) 岩盤に接着する場合を除き基礎を設けること。基礎は直接基礎とし、良質な支持層上に設けることを原則とする。
- (4) 原則として土羽をかかえないこと。

- 1 練積み造の擁壁に作用する積載荷重の想定は5 KN/m²程度であることに留意する。
- 2 練積み造の擁壁は背面の地山が締まっている切土など、土圧が小さい場合に適用される。従って背面が盛土及び軟弱地盤等の不適当な地盤の場合、原則練積み造は使用しない。
- 3 支持層については、下表 2-6-12 の必要時耐力を参考に検討すること。

高さ (m)	必要地耐力 (KN/m ²)
2	7 5
3	7 5
4	1 0 0
5	1 2 5

表 2-6-12 <擁壁高さ と必要地耐力(KN/m²)>

- 4 胴込めコンクリートは4 週圧縮強度 15 N/mm²以上とする。

5 法面を有効利用するため、二段積み擁壁等により防災上危険な二次造成を行うことが多い。従ってこれを防ぐため、原則として土羽をかかえない。やむを得ずかかえる場合は次のとおりとする。

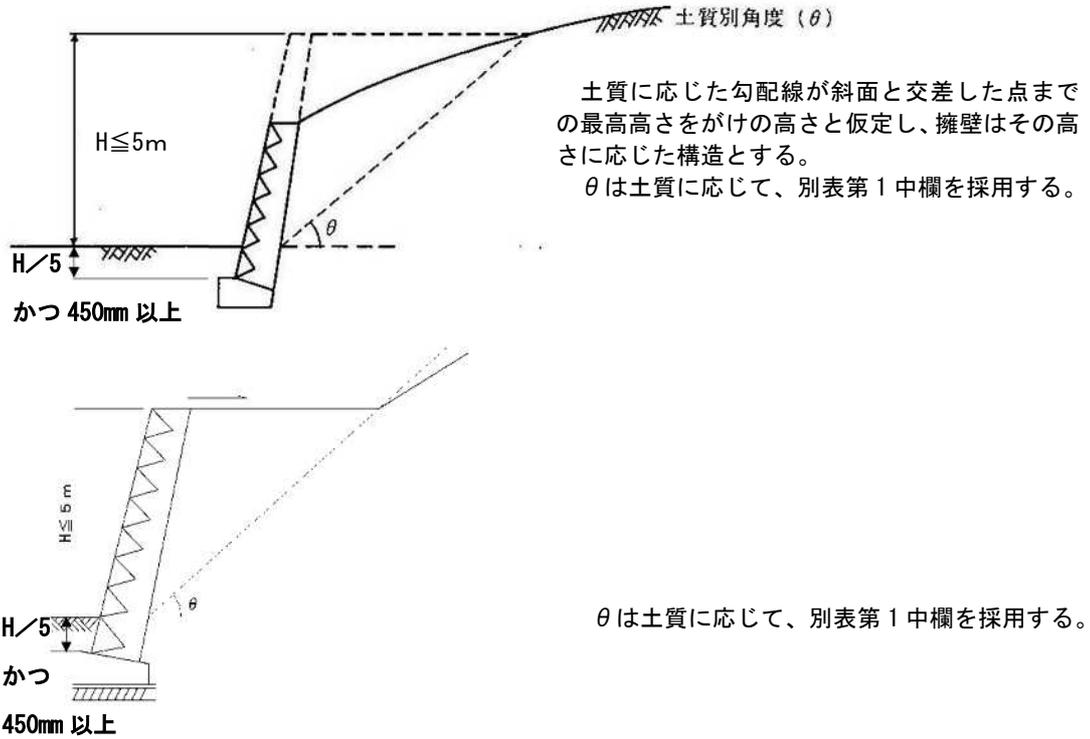


図 2-6-24 <切土部分に設ける練積み造の擁壁の場合>

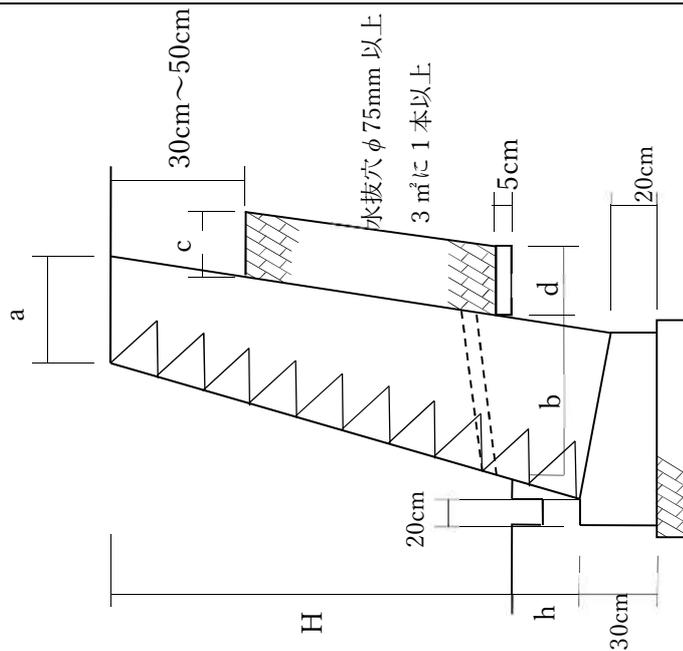
表 2-6-13 <政令別表第 1 中欄：図 2-6-24 の土質別角度 (θ)>

土質	軟岩（風化の著し ものを除く。）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東 ローム、硬質粘土 その他これらに類 するもの	その他の土質
角度 (θ)	60°	40°	35°	30° 以下

6 練石積み擁壁の構造は次のとおりとする。

種別		擁壁				積		基準		表		
土質	勾配	高さ(H)	上端の厚さ(a)	下端部分の厚さ(b)	上端の厚さ(c)	下端部分の厚さ(d)	土質	透	水	層		
第一種 岩、岩屑、砂利間又は砂利まじり砂	75度以下 (0.27)	2.0m以下	40cm以上	40cm以下	30cm以上	40cm以上	練石積み	透	水	層	30cm以上とする	
		3.0		50		40						
		2.0		40		40						
	70度以下 (0.37)	3.0	40cm以上	45	30cm以上	40	練石積み	透	水	層	30cm以上とする	
		4.0		50		40						
		3.0		40		40						
	65度以下 (0.47)	3.0	40cm以上	45	30cm以上	40	練石積み	透	水	層	30cm以上とする	
		4.0		45		40						
		5.0		60		60						
	第二種 真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	75度以下 (0.27)	2.0	40cm以上	50	30cm以上	40	練石積み	透	水	層	30cm以上とする
			3.0		70		40					
			2.0		45		40					
70度以下 (0.37)		3.0	40cm以上	60	30cm以上	40	練石積み	透	水	層	30cm以上とする	
		4.0		75		40						
		2.0		40		40						
65度以下 (0.47)		3.0	40cm以上	50	30cm以上	40	練石積み	透	水	層	30cm以上とする	
		4.0		65		40						
		5.0		80		60						
第三種 その他の土質		75度以下 (0.27)	2.0	70cm以上	85	30cm以上	40	練石積み	透	水	層	30cm以上とする
			3.0		90		40					
			2.0		75		40					
	70度以下 (0.37)	3.0	70cm以上	85	30cm以上	40	練石積み	透	水	層	30cm以上とする	
		4.0		105		40						
		2.0		70		40						
	65度以下 (0.47)	3.0	70cm以上	80	30cm以上	40	練石積み	透	水	層	30cm以上とする	
		4.0		95		40						
		5.0		120		60						

- 注意
- 石材、その他の組石材は、控え長さを30cm以上とする。
 - 根入深さ(h)は土質が第一種、第二種に該当するものは、高さ(H)の15/100(その値が35cmに満たない時は35cm)以上、その他の土質に該当するものは、高さ(H)の20/100(その値が45cmに満たないときは45cm)以上とする。
 - 擁壁の上部に土羽がある場合の擁壁高さ(H)は、擁壁高さに土羽高さを加えたものとする。この場合、擁壁の上端の厚さ(a)は、擁壁高さと土羽高さとの比例配分により算出するものとする。



原則として第三種を適用し、第一、第二種については、土質試験等の結果により適用する

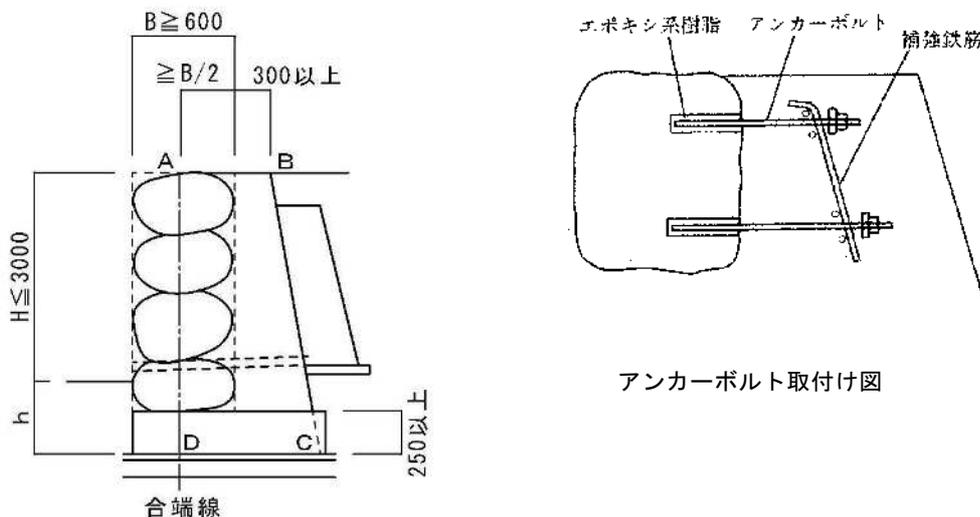
(関係条文) 政令第10条、政令別表第4 (参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説I」P482～

6.16. 巨石（くずれ石）積み擁壁

巨石積み擁壁は大地震に対して極めて脆弱であり、兵庫県南部地震でも多くの宅地被害が生じた。巨石は、座りの善し悪しで地震時の挙動が異なるうえに、一般に施工性もよくないため、原則使用しない。使用する場合は次の基準に適合すること。

- (1) 巨石積みは、裏込めをコンクリートとした擁壁で、巨石はアンカーボルトで裏込めコンクリートに緊結する。
- (2) 巨石積み擁壁の安定計算は、重力式擁壁の計算に準じる。
- (3) 巨石積み擁壁の高さの限度は、3m以下とする。

- 1 巨石積み擁壁は大地震時に対して極めて脆弱であり、兵庫県南部地震でも多くの宅地被害が発生した。
- 2 巨石積み擁壁は、断面と定着性を検討して、十分な安全性を確保すること。
- 3 安定計算は、重力式擁壁の計算に準じるが、抜け出し等について十分検討すること。



※断面がA B C Dの重力擁壁として、安定計算を行う。
ただし、沈下については全重量で検討する。

図 2-6-25 <巨石積み擁壁>

(参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説 I」 P482～

6.17. 崖面崩壊防止施設

建築物及び工作物等が築造されるなどの土地利用がなされる可能性がある土地では、盛土又は切土をした部分に生ずる崖面には、政令第 14 条に規定する崖面崩壊防止施設は原則、使用しない。

- 1 崖面崩壊施設は、設置個所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に考慮する必要があるとともに将来にわたって当初の設置状況を適切に維持されなければ、効果が著しく低下することから使用しないものとする。

7. 排水施設

7.1. 排水施設の設置

宅地造成区域内及び周辺に溢水等の被害が生じないように、次に掲げる箇所には、原則として排水施設を設置する。

- (1) 切土法面及び盛土法面(擁壁で覆われたものを含む。)の下端
- (2) 法面周辺から流入し又は法面を流下する地表水等処理するために必要な箇所
- (3) 道路又は道路となるべき土地の両側及び交差部
- (4) 湧水又は湧水のおそれのある箇所
- (5) 盛土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所
- (6) 溪流等の地表水や地下水が流入する箇所
- (7) 排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所
- (8) その他、地表水等を速やかに排除する必要がある箇所

1 切土法面及び盛土法面の下端

切土及び盛土法面下端は、この部分の水はけが悪い場合、法面崩壊、沈下等の原因となることがある。このため、地表水は、原則として法面と反対の方向に流れるように勾配をとるものとし、また、これら地表水等を効果的かつ安全に排水するための排水施設を切土法面又は盛土法面の下端に配置する。(図 2-7-1 参照)

2 法面を流下する地表水の処理

切土及び盛土法面の周辺から流入する地表水や、切土及び盛土法面を流下する地表水を適切に排水する場合、切土及び盛土法面上端及び各小段にそれらの地表水等を集めるU型溝等や、縦溝(縦排水溝)又は導水管で法面の下部の排水施設に流下させて処理する。

この場合、縦溝との接続箇所は、ます等を設ける。(図 2-7-1 ④参照)

3 路面排水

集中豪雨時は、しばしば道路の交差部や縦断勾配の凹部に雨水が集中して溢水する。

このような溢水による災害を防止するため、側溝、側溝ます、グレーチング蓋付横断開渠等を設置する。(図 2-7-1 ⑤参照)

4 湧水の処理

地下水路を有する地盤を切土した場所、法面又は地盤面に地下水の湧水が生じる場所には、縦溝等を設ける。(図 2-7-1 ⑥参照)

5 元地盤の排水・湧水箇所の処理

地表水の集中する流路、谷、沢、池、沼等の水路、又は地下水等の湧水のある箇所に盛土をする場合は、これらの地表水等を適切に排水する措置をしておかなければ、盛土地盤の滑り、沈下等を生じるおそれがある。このため、地下排水暗渠を設置し、碎石、有孔ヒューム管等を埋設する。(図 2-7-1 ⑦参照)

6 幹線排水

排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するため、1 から 5 までの排水施設で集水した地表水を排除できる開渠、暗渠等を適当な場所に設ける。 (図 2-7-1 ㊦参照)

7 その他排水施設を必要とする箇所

その他、地表水等を速やかに排除する必要がある箇所、例えば、がけとはならない傾斜地の下端には、排水施設を設ける。

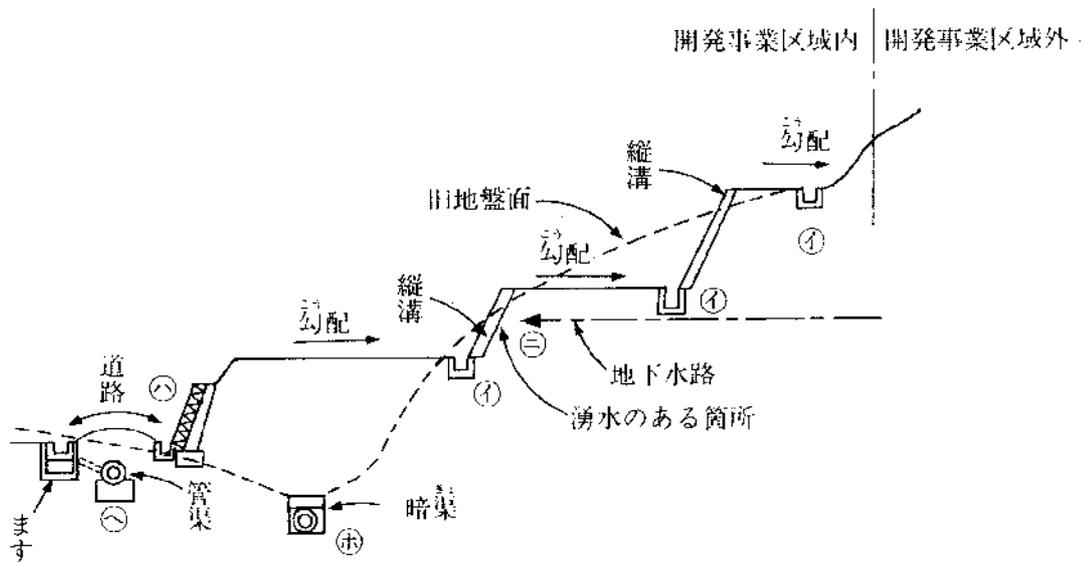


図 2-7-1 <排水施設の設置例>

(関係条文) 政令第 16 条

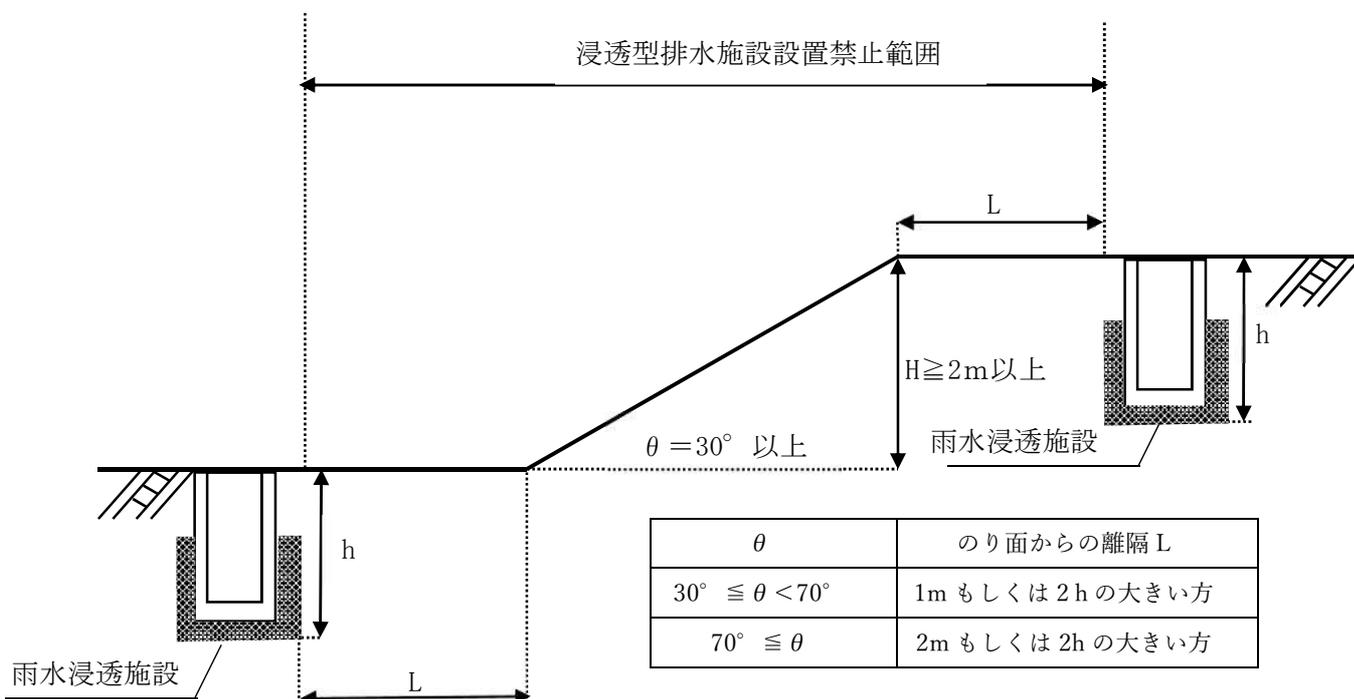
(参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説Ⅱ」 P282～

7.2. 排水施設の設計・施工

排水施設の設計・施工に当たっては、計画流出量を安全に排出する能力を有し、将来にわたりその機能が確保されるよう、次のことに配慮する。

- (1) 排水路勾配は、原則として、下流に行くにしたがい緩勾配になるよう計画する。
- (2) 流速は、流水による異常な排水路の磨耗や土砂堆積が生じないように、0.8~3.0m/s を標準とする。
- (3) 流下断面の決定に当たっては、所定の計画流量を流せるよう開水路の場合は 2 割の余裕高（8 割水深）、暗渠水路の場合は 1 割の余裕高（9 割水深）、また管路の場合は余裕高なしの満流状態で計画するとともに、土砂の堆積等を考慮して計画雨水量は計画通水量の 8 割以下で算定する。
- (4) 施設は、堅固で耐久性を有する構造とする。
- (5) 施設は、コンクリート、その他の耐水性の材料で造り、かつ、施工継手からの漏水を最小限にするよう努める。
- (6) 公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径又は内のり幅は、20cm 以上を標準とする。
- (7) 暗渠である構造部分で公共の用に供する管渠の始まる箇所、排水の流下方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所、管渠の長さがその内径又は内のり幅の 120 倍を超えない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所には、ます又はマンホールを設ける。
- (8) 雨水を排除すべきます（浸透ますを含む）の底には、原則として 15cm 以上の泥だめを設ける。
- (9) 公共の用に供する排水施設は、その施設の維持管理上支障のない場所に設ける。
- (10) 軟弱地盤等における暗渠の布設に際しては、地盤の沈下等による暗渠の損傷又は機能障害を防ぐため、基礎工事等の対策に十分配慮する。
- (11) 排水路の屈曲部においては、越流等について検討する。
- (12) 浸透型排水施設を設置する場合は、次のことに配慮する。
 - イ 浸透型排水施設を設置した場合でも流出係数の低減は行わない。
 - ロ 浸透型排水施設は次の区域に設置してはならない。
 - a 急傾斜地崩壊危険区域
 - b 地すべり防止区域
 - c 地下への雨水の浸透によってのり面の安定が損なわれるおそれのある区域
 - d 地下へ雨水を浸透させることによって、周辺の居住及び自然環境を害するおそれのある区域
 - e 切土斜面（特に互層地盤や地層の傾斜等に注意する。）とその周辺
 - f 盛土地盤の端部斜面部分（擁壁設置箇所も含む。）とその周辺

- 1 浸透型排水施設の切土斜面及び盛土地盤の端部斜面部分における設置禁止場所は図 2-7-2 とする。なお、擁壁も斜面と同様に扱う。



※H が 2m 未満の場合、のり面からの離隔 L は 1.0m 以上確保して浸透施設を配置すること。

図 2-7-2 <浸透型排水施設設置禁止場所>

- 2 上記 1 に該当しない場合であっても、のり面や擁壁の付近への設置は極力避けること。
- 3 排水施設の機能を将来にわたって持続するため、所有者が維持管理しやすい箇所にます等を設置すること。

(関係条文) 政令第 16 条

(参考資料) 盛土等防災マニュアルの解説 II」P282～

西宮市雨水貯留浸透施設設置技術基準

7.3. 雨水排水計画

1) 計画雨水量 (Q) の算定は、次式による。

$$Q = 1/360 \cdot C \cdot I \cdot A \quad (\text{m}^3/\text{s})$$

C : 流出係数	(1) (2)~(4)以外	1.0
	(2) 公園、ゴルフ場、造成緑地	0.8
	(3) 植生の良い自然林、山地、水田	0.7
	(4) 農地 (水田を除く)	0.6

I : 降雨強度 120 mm/h (左記降雨強度の降雨継続時間は、10 分間とする)

A : 集水面積 (ha)

2) 計画通水量 (Q') の算定は、次式による。

$$Q' = A \cdot V \quad A : \text{断面積 (m}^2) \quad V : \text{流速 (m/s)}$$

3) 流速はマンニングの式又はクッターの式により算出する。また、流速は 0.8~3.0 m/s を標準とする。

4) 計画雨水量は、次式を満足させること。

$$\text{計画雨水量 (Q)} \leq \text{計画通水量 (Q')} \times 0.8$$

マンニングの式及びクッターの式を次に示す。

(マンニング式)

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

(クッター式)

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R \cdot I}$$

V : 流速 (m/sec)

n : 粗度係数	ヒューム管	0.013
	コンクリート面(工場製品)	0.013
	コンクリート面(現場打ち)	0.015
	石積	0.025
	ソイル側溝 (モルタル塗り素掘側溝)	0.035
	塩化ビニール管	0.010

R : 径深 (m)

$$R = A / P$$

P : 流水の潤辺長 (m)

A : 流水の断面積 (m²)

・円形管渠 (満管)

$$P = \pi D \quad A = \pi \times (D/2)^2$$

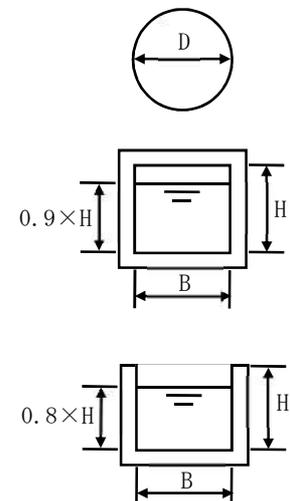
・暗渠 (9 割水深)

$$P = 2 \times (0.9 \times H) + B \quad A = (0.9 \times H) \times B$$

・開渠 (8 割水深)

$$P = 2 \times (0.8 \times H) + B \quad A = (0.8 \times H) \times B$$

I : 排水路勾配 下流に行くに従って緩勾配とする



なお、計画地が合流区域の場合は、雨水と汚水が合流する管渠の計画通水量は、次式を満足させること。

$$1.25 \times Q \text{ (計画雨水量)} + 2.0 \times Q'' \text{ (計画汚水量)} \leq Q' \text{ (計画通水量)}$$

$$Q'' = \frac{q}{24 \times 60 \times 60} \cdot p \cdot A$$

Q'' : 計画時間最大汚水量 (m^3/sec)

q : 1人1日当たり時間最大汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)

0.801 m^3 を標準とする

p : 人口密度 (人/ha) 又は収容人口/排水面積 (人/ha)

A : 排水面積 (ha)

7.4. 治水対策

申請区域内の排水施設は、放流先の排水能力を十分検討する。

1 ha 以上の宅地造成等工事については、総合治水条例（平成 24 年 3 月 21 日兵庫県条例第 20 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき調整池の設置が必要となるため、許可申請までに担当部局と協議すること。

（関係条文）政令第 16 条

（参考資料）盛土等防災マニュアルの解説Ⅱ」P282～

8. 土石の堆積

土石の堆積は、一定期間を経過した後に搬出することを前提とした行為とし、地盤の安全確保・周辺の安全確保・土石の崩壊防止の観点から適切に行うこと。なお、土石の堆積の許可期間は最大5年とする。

1 地盤の勾配

土石の堆積を行う地盤（空地を含む）の地盤の勾配は10分の1以下とする。10分の1を超える場合は、堅固な構造物（架台）を設置したうえで、土石を堆積すること。

2 地盤の措置

地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊、滑り等が生じないように、必要に応じて地盤の改良、地盤面の除草、透水性が高い砂礫を敷く又は溝等により堆積箇所の乾燥を図ること。

3 周辺空地の確保

原則、土石を堆積する高さに応じて以下の空地を、堆積土石の周囲に設けること。

(ア) 堆積高さが5 m以下の場合・・・空地 (L) は堆積高さ (H) を超える値

(イ) 堆積高さが5 m超えの場合・・・空地 (L) は堆積高さ (H) の2倍を超える値

4 柵等の設置

人がみだりに立ち入らないよう、堆積する土石の周囲に柵等を設けること。また、必要に応じて侵入を禁止する旨の掲示を行うこと。

5 側溝等の設置

雨水その他の地表水により、土石の崩壊が生じないように、適切な排水施設を設けること。また、『6.2.排水施設的设计・施工』『6.3. 雨水排水計画』を参照のうえ計画し、流量計算を行うこと。

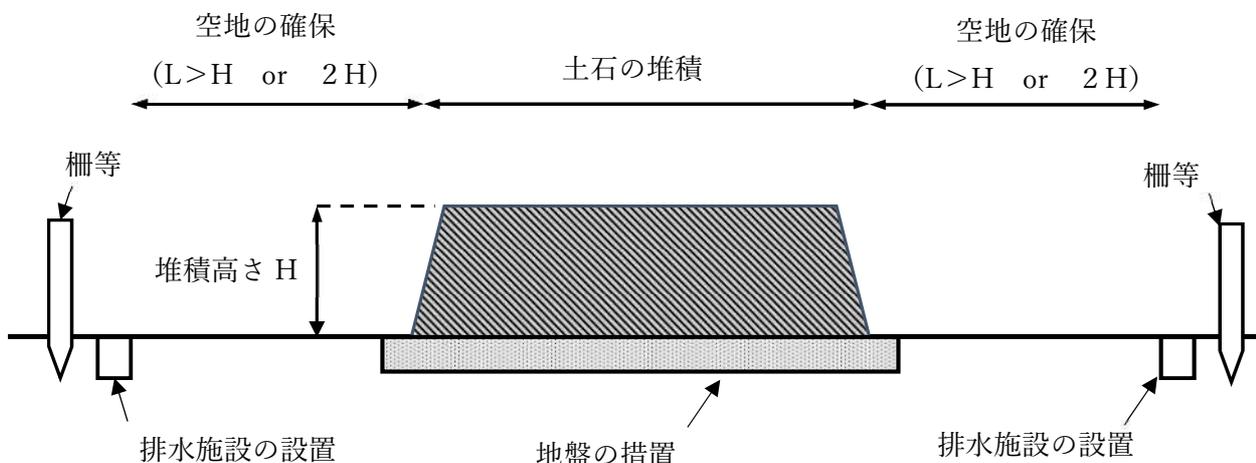
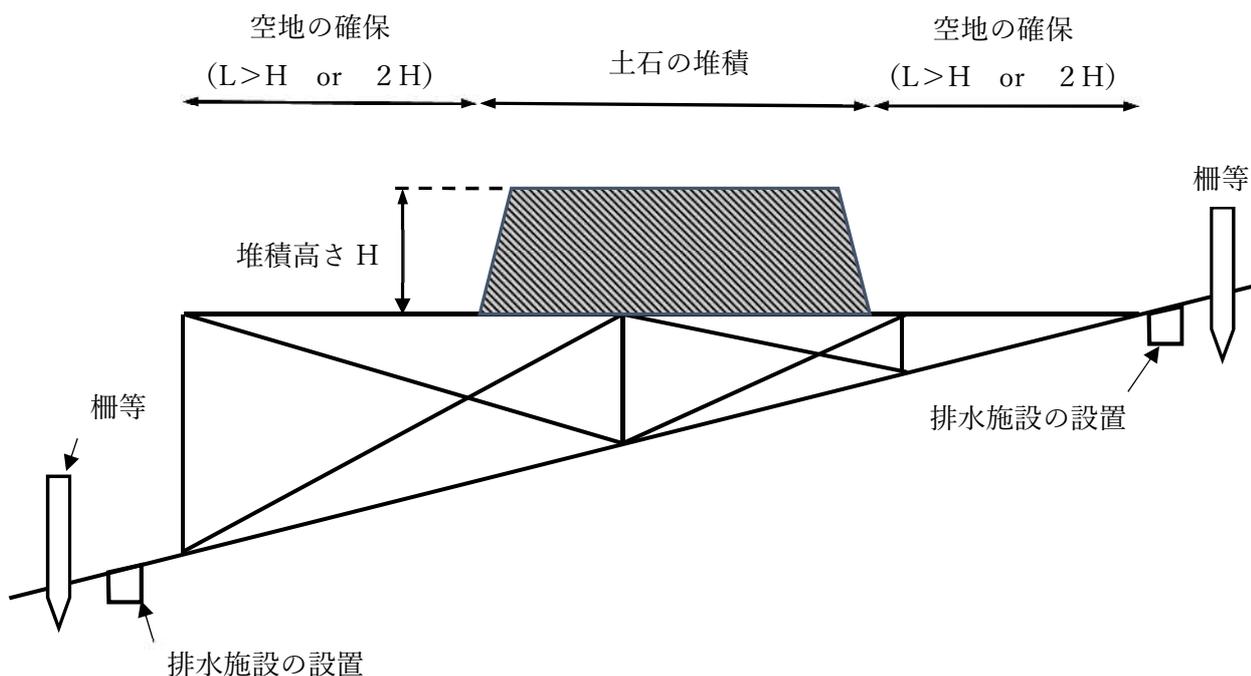


図 2-8-1 〈地盤の勾配 10分の1以下〉



※堅固な構造物（架台）はフェンスで囲う等出入りできないようにし、用途を発生させないこと。

図 2-8-2 〈地盤の勾配 10分の1超〉

6 空地を設けない場合の措置

原則、空地を設けることとしているが、用地の制限等により空地を設けることができない場合は、以下の措置を講じること。

(ア) 鋼矢板等の土留めの措置

堆積高さ H を超える鋼矢板等（自立式土留めに限る）を設置すること。また、最大堆積高さ時に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造とし、『道路土工-仮設構造物工指針（日本道路境界 平成11年3月）』を参考に設計すること。

(イ) 堆積勾配及び防水処置

堆積した土石の斜面の勾配を 1:2 以下とし、防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水の侵入を防ぐこと。

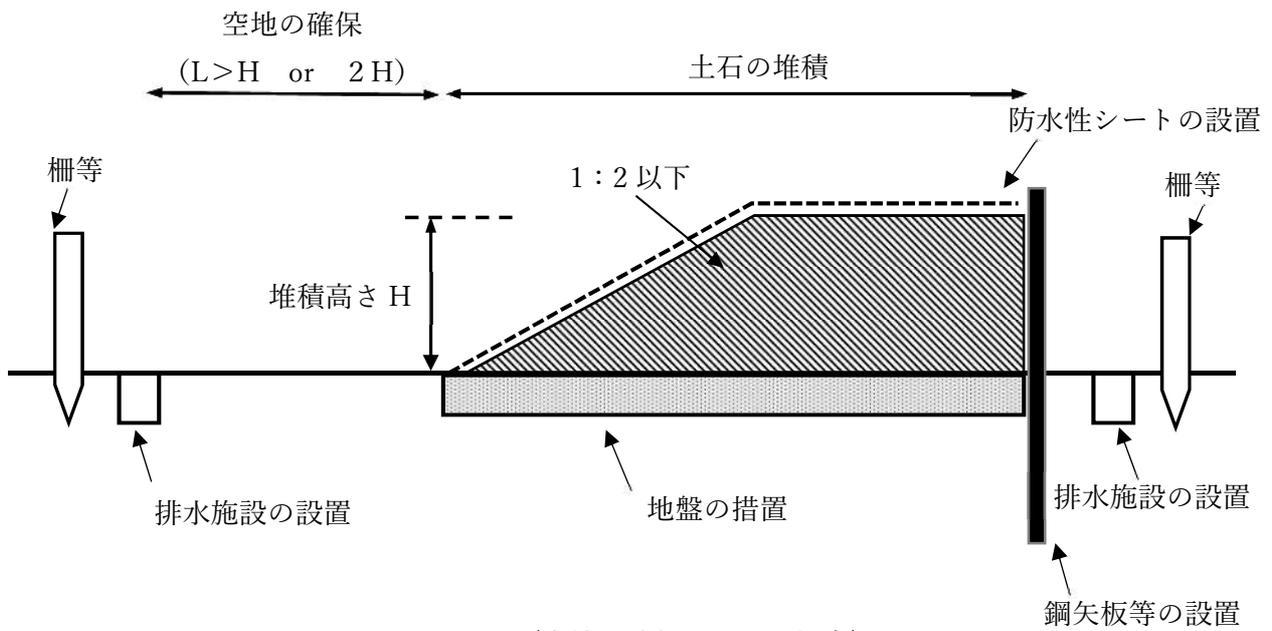


図 2-8-3 〈空地を確保できない場合〉

(関係条文) 政令第 19 条

(参考資料) 盛土等防災マニュアルの解説Ⅱ」 P610～

9. 工事施工中の防災措置

工事施工中は、気象・地形・土質・周辺環境等を考慮し、総合的な対策により、がけ崩れ・土砂の流出による災害の防止措置を講じる。

特に、切土又は盛土する土地の面積が1 ha 超えるもの、長大法面を有するもの、大規模盛土造成地に該当するもの、高さが5 mを超える擁壁の工事をするもの又はその他許可権者が必要と認める場合には、施工時期の選定、工程に関する配慮、防災体制の確立等をあわせた総合的な対策による防災計画書を作成し、許可申請時に提出する。

1 宅地造成等工事においては、地形、植生状況等を改変するので、工事施工中のがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止することが重要となる。したがって、気象、土質、周辺環境等を考慮して、施工時期の選定、工程に関する配慮、防災体制の確立等を合わせた総合的な対策により、防災措置を講じる。

2 工事施工中の仮の防災調整池等

宅地造成等工事に際し、造成規模によって区域内に調整池を設置する場合には、この調整池の工事を先行的に行い、その後、本格的な造成工事を行う。

しかし、調整池の工事が先行できない場合や調整池を設けない場合には、工事施工に伴って、降雨による濁水等が急激に区域外へ流出しないよう、周辺の土地利用状況、地形、土質、集水面積、放流河川の流下能力、施工時期及び工事期間等を勘案して、必要な箇所に濁水等を一時的に滞留させ、あわせて土砂を沈殿させる機能等を有する仮の防災調整池、仮の沈砂池等を設置する。

3 簡易な土砂流出防止工

周辺状況等により、仮の防災調整池等の設置によらない場合には、宅地造成等工事の区域内外の地形・周辺状況等に応じ、ふとんかご等の簡易な土砂流出防止工（流土止め工：防災小堤 参照 図5-10-3）を設けて、工事区域内外へ土砂を流出させないようにする。

4 仮排水工

工事施工中の排水については、申請区域外への無秩序な流出をできるだけ防ぐとともに、区域内への流入水及び直接降雨については、法面の流下を避け、かつ、地下浸透が少ないように、速やかに防災上の調整池ないしは区域外へ導く。

また、地下浸透水、湧水については安全な所に導くよう、役割・型式・機能により、適切な排水渠、暗渠を設ける。なお、暗渠排水計画は、盛土地盤の圧密促進、安定等を勘案し、合理的に計画する。

暗渠排水工は原則として、吸水渠を有孔管もしくは浸水管とするが、盛土法面部分の排水口付近の集水渠は無孔渠とする。また、暗渠排水工は宅盤上の建築物の基礎によって、切断されないよう留意する。

5 柵工

人家、鉄道、道路等に隣接する重要な箇所について、工事施工中に法面からの土砂の流出等の

おそれがある場合は、法面の途中及び法尻に柵工を設置する。

6 表土等を仮置きする場合の措置

表土等を仮置きする場合には、降雨によりこれらの仮置土が流出したり、濁水の原因とならないよう、適切に次の措置を講じる。

- (1) 法勾配は安息角より緩くする。
- (2) 仮置土の周辺には排水溝を設置する。

7 防災計画書の作成要領

上記1から5に掲げる事項及び次の各事項を明示する。なお、提出時期は原則として許可申請時とし、やむを得ない場合でも着手前とする。

(1) 事前調査事項

- ア 特記すべき事項、崩壊跡地等
- イ 地質及び土質
- ウ 水系及び地下水状況
- エ 周辺環境

(2) 防災計画平面図

工事施工中の防災措置を示した防災計画平面図を作成する。

(3) 宅地造成等工事、防災工事工程計画表

(4) 工事施工中の濁水等流出防止対策

(5) 防災体制

- ア 防災組織及び緊急連絡先
- イ 防災責任者
- ウ 防災資材及び仮置き箇所

(6) 工事用運搬路

(7) 表土等の仮置きの有無

(関係条文) 法第12条第3項

(参考資料) 「盛土等防災マニュアルの解説Ⅱ」 P396～

10. 施工管理・検査

10.1. 総合的対策

宅地造成等工事における災害を防止するため、施工管理は、気象、地形、地質等の自然条件や、周辺環境、宅地造成等工事の規模等を考慮したうえで、施工時期・工程の調整、防災体制の確立等を合わせた総合的対策を立てて適切に行う。

1 工事の施工に当たっては、事前に地質調査等を十分に調査し、設計・施工計画を策定する必要があるが、着工前の調査・解析では必ずしも詳細にわたって全てを把握した上で施工できるものではない。

また、実際に掘削等を行ってみて、その地質等の状況に応じて、柔軟に対応するのが合理的な場合もある。従って、施工中においては、定期的あるいは必要に応じて、詳細調査・測定・試験等を実施しながら、その結果に基づき、防災上必要な措置を適切に講じていく体制をとることが重要である。

2 宅地造成等工事は、大規模かつ長期間にわたって土工事等が行われるものが多く、降雨時の自然現象により工程計画、品質等が大きく左右されることを念頭において施工管理を行う必要がある。防災措置については、降雨予測等の情報には十分注意し、事前に侵食防止、濁水、土砂流出防止等の措置を講じておくことが大切である。

(参考資料) 盛土等防災マニュアルの解説Ⅱ」P572～

10.2. 工事監理者配置

工事の実施にあたっては、所定の工期内に安全かつ適正に工事を進め、許可内容に適合するよう完成させるために、管理能力や技術能力を有し、的確に状況を把握できる工事監理者を工事現場に配置する。

特に、切土又は盛土する土地の面積が 1,500 m²を超えるもの、長大法面を有するもの又は高さが 5 m を超える擁壁の工事をする宅地造成等工事については、政令第 22 条に定める資格を有する者又は建設業法第 27 条に定める土木施工管理技士を工事監理者として工事現場に配置する。

この場合、「設計者・工事監理者の資格に関する申告書」(様式〔11〕)を提出する。

設計や施工計画が適切になされていても、適正な施工管理が行われない場合には、完了検査で不合格となるおそれがある。このため、適切な工事監理者を配置するとともに、工事施行者の責任において施工管理体制の充実を図る。

特に、施工管理が重要と思われる上述後段の宅地造成等工事については、十分な能力を有する有資格者の工事監理者を配置する。

この場合、「工事監理者の資格に関する申告書」を原則として許可申請時に提出する。やむを得ない場合でも宅地造成等工事着手前とする。

第3章 許可後手続き編

1. 標識の掲示

工事主は、許可後遅滞なく当該許可に係る土地の見やすい場所に以下の標識（宅地造成及び特定盛土等に関する工事は図 3-1-1、土石の堆積に関する工事は図 3-1-2）を掲げること。標識の掲示内容に変更があった場合は、遅滞なく変更すること。

図 3-1-1

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

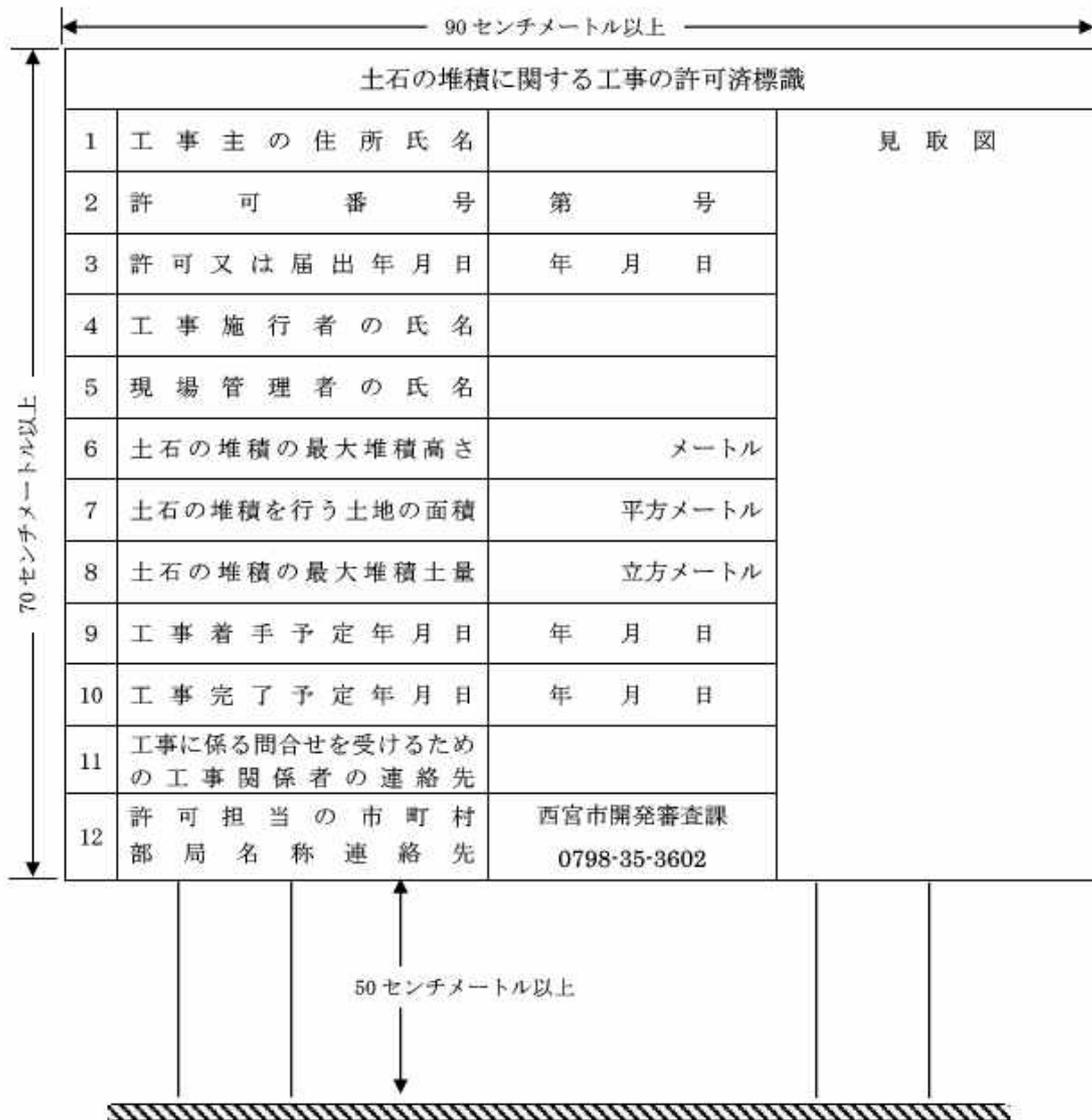
90センチメートル以上					
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可済標識					
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	許可番号		第 号	
	3	許可又は届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可担当の市町村 部局名称連絡先	西宮市開発審査課 0798-35-3602			
50センチメートル以上					

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

図 3-1-2

土石の堆積に関する工事の標識



〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

2. 着手届

工事主は、工事着手日までに着手届（様式〔20〕）を西宮市長に1部届出すること。

3. 変更申請

3.1. 変更許可申請

工事の計画を変更しようとするときは、西宮市長の許可を受けなければならない。（「3.6. 軽微な変更届」に該当する場合は除く。）

3.2. 変更許可申請書の作成要領

(1)申請書（宅地造成又は特定盛土等については様式〔21〕、土石の堆積については様式〔22〕）の正本及び副本に、変更箇所一覧表、表 1-5-1 及び表 1-5-2 に掲げる図書及び図面のうち、変更に係る図書及び図面を添付すること。また、変更前の図書及び図面も併せて添付し、変更前図面には変更箇所を赤囲みする等明示すること。代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。

(2)許可証の受領に合わせて、造成計画平面図の PDF データをメール等で送付すること。

3.3. 変更許可申請の手数料

変更許可申請の手数料は、表 3-3-1 及び表 3-3-2 のとおり。

表 3-3-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請

	工事の計画を変更する部分の面積	手数料の額（円）
切土又は盛土に係る 変更を伴うもの	500 m ² 以内	※令和 7 年 3 月 議会承認後更新 して公表予定
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	
	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	
	2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	
	10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	
	20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	
	40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	
	70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	
	100,000 m ² 超	
切土又は盛土に係る変更以外のもの		

表 3-3-2 土石の堆積に関する工事の変更許可申請

	工事の計画を変更する部分の面積	手数料の額（円）
土石の堆積に係る変更を 伴うもの	500 m ² 以内	※令和 7 年 3 月 議会承認後更新 して公表予定
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	

	1,000 m ² 超	2,000 m ² 以内	※令和7年3月 議会承認後更新 して公表予定
	2,000 m ² 超	3,000 m ² 以内	
	3,000 m ² 超	5,000 m ² 以内	
	5,000 m ² 超	10,000 m ² 以内	
	10,000 m ² 超	20,000 m ² 以内	
	20,000 m ² 超	40,000 m ² 以内	
	40,000 m ² 超	70,000 m ² 以内	
	70,000 m ² 超	100,000 m ² 以内	
	100,000 m ² 超		
土石の堆積に係る変更以外のもの			

3.4. 宅地造成等工事計画変更届

「3.1.変更許可申請」において、計画の変更が複数回行われる見込みの場合は、暫定的に宅地造成等工事計画変更届を提出し、市の承認を得た上で変更箇所に着手することができる。その場合は、工事完了の前に、それまでの宅地造成等工事計画変更届を総括した変更許可申請を行うこと。ただし、計画の変更により当初許可又は前回変更許可に附した条件が変更になる場合、又は申請区域を変更する場合は、その都度変更許可申請を行うこと。

3.5. 宅地造成等工事計画変更届の作成要領

届出書（様式〔23〕）の正本及び副本に、変更箇所一覧表、表 1-5-1 及び表 1-5-2 に掲げる図書及び図面のうち、変更に係る図書及び図面を添付すること。変更前の図書及び図面も添付し、変更前図面には変更箇所を赤囲みする等明示すること。代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。

3.6. 宅地造成等に関する軽微な変更届

(1)宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、以下に掲げる軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を西宮市長に届け出ること。

ア 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

※住所や代表者氏名等の変更に限る。工事主、設計者又は工事施行者の主体が変わる場合は、変更許可の手続きを行うこと。

イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

(2)土石の堆積に関する工事について、以下に掲げる軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を西宮市長に届け出ること。

ア 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

※住所や代表者氏名等の変更に限る。工事主、設計者又は工事施行者の主体が変わる場合

は、変更許可の手続きを行うこと。

イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（変更後の工事予定期間が変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

3.7. 宅地造成等に関する軽微な変更届の作成要領

届出書（様式〔24〕）に変更に係る図書を添付し、1部提出すること。代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。

3.8. 変更協議申出書

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事の計画を変更しようとするときは、西宮市長と変更協議を行わなければならない。ただし、「3.6.軽微な変更届」に該当する場合はこの限りでない。

3.9. 変更協議申出書の作成要領

(1) 申出書（宅地造成又は特定盛土等については様式〔25〕、土石の堆積については様式〔26〕）の正本及び副本に、変更箇所一覧表、表 1-6-2、表 1-5-2 に掲げる図書及び図面のうち、変更に係る図書及び図面を添付すること。変更前の図書及び図面も併せて添付し、変更前図面には変更箇所を赤囲みする等明示すること。代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。

(2) 協議同意通知書の受領に合わせて、造成計画平面図の PDF データをメール等で送付すること。

4. 中間検査、段階検査

4.1. 中間検査

許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事が表 3-4-1 に掲げる特定工程を含み、対象工事規模に該当する場合は、特定工程が完了した日から 4 日以内に中間検査申請書（様式〔27〕）に必要な図面を添付して西宮市長に申請し、中間検査を受検すること。（提出部数 1 部）

表 3-4-1

特定工程	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程（暗渠排水工の設置）
対象工事規模	以下のいずれかに該当するもの。 ① 盛土で高さ 2 m を超える崖を生ずるもの ② 切土で高さ 5 m を超える崖を生ずるもの ③ 盛土・切土合わせて高さ 5 m を超える崖を生ずるもの

	④ 盛土で高さ 5 m を超えるもの ⑤ 盛土又は切土を行う造成面積が合わせて 3,000 m ² 超えるもの
--	---

なお、特定工程後の工程として、その排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程は、特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ実施することができない。

4.2. 段階検査

許可に係る宅地造成等に関する工事において、段階検査の実施を許可の条件として附した場合は、段階検査申請書（様式〔28〕）に必要な図面を添付して西宮市長に申請し、段階検査を受検すること。（提出部数 1 部）

5. 定期の報告

許可に係る宅地造成等に関する工事において、表 3-5-1 に掲げる対象工事規模に該当する場合は、許可日から 3 か月ごとに定期報告書(宅地造成又は特定盛土等については様式〔29〕、土石の堆積については様式〔30〕)に、表 3-5-2 に掲げる図書を添付して報告すること。(提出部数 1 部) なお、写真は各定期報告で施行状況を比較できるように同一方向のものとし、平面図には写真方向を表示すること。

表 3-5-1

	対象工事規模
宅地造成又は特定盛土等	<p>以下のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 盛土で高さ 2 m を超える崖を生ずるもの ② 切土で高さ 5 m を超える崖を生ずるもの ③ 盛土・切土合わせて高さ 5 m を超える崖を生ずるもの ④ 盛土で高さ 5 m を超えるもの ⑤ 盛土又は切土を行う造成面積が合わせて 3,000 m² 超えるもの
土石の堆積	<p>以下のいずれかに該当するもの。ただし、以下の対象工事規模に満たない場合であっても、市が必要と認める場合は、報告を求めることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 堆積の最大時の高さが 5 m を超えて、かつ堆積の最大時の面積が 1,500 m² を超えるもの。 ② 堆積の最大時の面積が 3,000 m² を越えるもの。

表 3-5-2

	添付図書
宅地造成又は特定盛土等	<p>以下の事項が確認できる写真及び図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 報告時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量 ② 報告時点における擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	<p>以下の事項が確認できる写真及び図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 報告時点における土石の堆積の高さ、面積、土量 ② 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

6. 完了検査等

6.1. 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査

許可に係る工事が完了したときは、工事が完了した日から4日以内に完了検査申請書（様式〔31〕）に以下の図書を添付し、1部提出すること。代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。

なお、許可に係る工事の一部が完了した場合において、その完了した工事に係る土地の使用が災害の防止上支障がないときは、その完了した工事の部分における完了検査を受けることができる。

- ・ 工事完了報告書（様式〔32〕）
- ・ 位置図
- ・ 造成計画平面図
- ・ 擁壁展開図
- ・ 擁壁構造図
- ・ 排水平面図
- ・ 工事写真
- ・ 市が提出を求めた試験結果等
- ・ その他 完了検査実施にあたり必要な図書

6.2. 土石の堆積に関する工事の完了確認

許可に係る工事として堆積していた土石の除却が全て完了したときは、工事が完了した日から4日以内に確認検査申請書（様式〔33〕）に以下の図書を添付し、1部提出すること。代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。

- ・ 位置図
- ・ 現況平面図
- ・ その他 完了確認実施にあたり必要な図書

7. 廃止

宅地造成等に関する許可を受けた工事を廃止する場合は、廃止届（様式〔34〕）に以下の図書を添付し、1部提出すること。代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。なお、許可証（原本）は廃止印を押印後返却する。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事において工事着手している場合は、土砂流出や崩壊に伴う災害が生じないように、必要な防災措置を実施し、市の承認を受けること。また、土石の堆積に関する工事において工事着手している場合は、堆積した土石を全て除却し、市の完了確認を受けること。

- ・許可証（原本）
- ・必要な防災措置を記した図面

西宮市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則に基づく書面の様式等を定める要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和6年西宮市規則第 号。以下「細則」という。)に基づく書面の様式その他宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の実施に関する書面の様式を定めるものとする。

(書面の様式)

第2条 書面の様式は、次に定めるところによる。

様式番号	名称	関係条文(関係様式)
〔1〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)第7条(省令様式第2号)
〔2〕	土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令第7条(省令様式第4号)
〔3〕	周辺住民工事説明報告書	法第11条
〔4〕	工事主の資力及び信用に関する申告書	細則第2条
〔5〕	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書	細則第2条
〔6〕	暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書	細則第2条
〔7〕	資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)	省令第7条(省令様式第3号)
〔8〕	資金計画書(土石の堆積に関する工事)	省令第7条(省令様式第5号)
〔9〕	工事施行者の施行能力に関する申告書	細則第2条
〔10〕	土地所有者等関係権利者の同意書	細則第2条
〔11〕	設計者・工事監理者の資格に関する申告書	法第13条
〔12〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	細則第4条
〔13〕	土石の堆積に関する工事の協議申出書	細則第4条
〔14〕	宅地造成又は特定盛土等と併せて築造する単独車庫の事前協議書	—
〔15〕	宅地造成等に関する工事許可申請取下届	—
〔16〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	省令第52条(省令様式第15号)
〔17〕	土石の堆積に関する工事の届出書	省令第52条(省令様式第16号)
〔18〕	擁壁等に関する工事の届出書	省令第55条(省令様式第17号)
〔19〕	公共施設用地の転用の届出書	省令第56条(省令様式第18号)
〔20〕	宅地造成等に関する工事着手届出書	—
〔21〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	省令第37条(省令様式第7号)
〔22〕	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	省令第37条(省令様式第8号)

〔23〕	宅地造成等工事計画変更届出書	細則第7条
〔24〕	宅地造成等に関する軽微な変更届出書	省令第38条
〔25〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書	細則第5条
〔26〕	土石の堆積に関する工事の変更協議申出書	細則第5条
〔27〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令第46条（省令様式第13号）
〔28〕	宅地造成等に関する工事の段階検査申請書	—
〔29〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	法第19条
〔30〕	土石の堆積に関する工事の定期報告書	法第19条
〔31〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	省令第40条（省令様式第9号）
〔32〕	工事完了報告書	—
〔33〕	土石の堆積に関する工事の確認申請書	省令第43条（省令様式第11号）
〔34〕	宅地造成等に関する工事廃止届	細則第7条
〔35〕	法第25条報告書(宅地造成及び特定盛土等)	法第25条
〔36〕	法第25条報告書(土石の堆積)	法第25条
〔37〕	許可証	省令第36条（省令様式第6号）
〔38〕	不許可通知書	細則第3条
〔39〕	協議同意通知書	細則第4条
〔40〕	協議不同意通知書	細則第4条
〔41〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証	省令第47条（省令様式第14号）
〔42〕	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証	省令第71条（省令様式第10号）
〔43〕	土石の堆積に関する工事の確認済証	省令第74条（省令様式第12号）

付 則

この要領は、令和7年5月23日から実施する。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の規定により、許可を申請 します。 年 月 日 西 宮 市 長 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	住所 氏名 () 電話			
2	設計者住所氏名	住所 氏名 () 電話			
3	工事施行者住所氏名	住所 氏名 () 電話			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				

チ リ ヌ ル ヲ ワ	崖面以外の地表面の保護の方法			
	工事中の危害防止のための措置			
	その他の措置			
	工事着手予定年月日	年	月	日
	工事完了予定年月日	年	月	日
	工程の概要			
11 その他必要な事項				
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕				
1 ※印のある欄は記入しないでください。				
2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。				
3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください（別紙可）。				
4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。				
5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。				
6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。				
7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。				
8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。				
9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

※1～3欄の者が工事監理者となる場合は、当該欄中にその旨記載してください。別に工事監理者を配置する場合は、工事監理者の住所、氏名（法人の場合は名称及び氏名）、電話番号を別途提出してください。

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の規定により、許可を申請 します。		※手数料欄	
年 月 日 西 宮 市 長 殿		申請者 氏名	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	住所 氏名 ()	電話
2	設計者住所氏名	住所 氏名	電話
3	工事施行者住所氏名	住所 氏名	電話
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅 メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置		
ル その他の措置			

	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日	
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日	
	カ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください（別紙可）。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

※1～3欄の者が工事監理者となる場合は、当該欄中にその旨記載してください。別に工事監理者を配置する場合は、工事監理者の住所、氏名（法人の場合は名称及び氏名）、電話番号を別途提出してください。

年 月 日

周辺住民工事説明報告書

西宮市長 殿

工事主 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 11 条の規定に基づき、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、以下のとおり周知を行いましたので報告します。

この報告書に記載の事項（周知方法、内容等）については、事実と相違ありません。

【添付書類】

周 知 手 法		添 付 書 類
説明会の開催	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会概要（作成例参照） ・説明会配布資料（事業概要や造成計画図等） ・説明会対象範囲（地図に対象範囲及び自治会名がわかるよう表示）
工事に関するチラシの配布	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・配布したチラシ（作成例参照） ・配布範囲（地図に配布範囲がわかるよう表示）
工事区域周辺における掲示及びインターネットによる閲覧	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示した標識（作成例参照）の写真 ・インターネットに掲載したページの印刷物

〔注意〕

- 1 周知手法により添付書類が異なります。該当する周知手法にチェックし、その添付書類を本報告書に添えて提出してください。
- 2 作成例を参照の上、宅地造成等に関する工事許可申請の手引きに記載の周知内容を必ず記載してください。
- 3 周知方法等について、西宮市と協議を行った上で周知してください。

工事主の資力及び信用に関する申告書

氏名 (名称及び代表者名)								
住所 (所在地)		電話 () - 番						
創立 (営業) 後の沿革等								
法よ る 令 登 に 録	宅地建物取引業法 その他					資本金	万円	
						主たる取引 金融機関		
						職員数	人	
資産の状況								
納 税 額	税区分 年度区分	法人税又は 所得税	事業税	市町民税	固定資産税	その他	計	
	年度 (前年度)	円	円	円	円	円	円	
	年度 (前々年度)	円	円	円	円	円	円	
主 な 役 員	役職名	氏名	年齢	在社年数	学歴、その他			
過 開 去 5 に 年 間 す る 宅 実 地 績	事業名 (工事名)	事業主元請 下請の区別	場所	面積	許認可番号 年月日	着工年月 完成年月	検査済証 交付年月日	工事高
				m ²				万円
				m ²				万円
				m ²				万円
上 記 以 外 の 工 事 実 績								
西宮市長 殿 上記のとおり申告します。						年 月 日		
						申請者氏名		

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書

私（当法人・当組合）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私（当法人・当組合）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 本法第12条又は第16条の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人又は組合である場合においては、当該取消しの処分にかかる行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人又は組合の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

西 宮 市 長 殿

申請者

住 所

氏 名

暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書

私（当法人・当組合）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 私（当法人・当組合）は、次の(1)から(4)のいずれにも該当しません。

役職	ふりがな 氏名	性別	生年月日	住所

※法人又は組合の場合は、上記表に役員の役職・氏名等についても記載すること。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 法人又は組合であって、その役員のうち(2)に該当する者があるもの
- (4) (1)～(3)に該当するものがその事業活動を支配する者

2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

西 宮 市 長 殿

申請者
住 所

氏 名

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
〇〇〇		
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
収 入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
	〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
収 入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
	〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

工事施行者の施行能力に関する申告書

氏名 (名称及び代表者名)								
住所 (所在地)		電話 () - 番						
創立 (営業) 後の沿革等								
法による登録に	建設業法					資本金	万円	
	その他					主たる取引金融機関		
資産の状況								
納税額	税区分 年度区分	法人税又は 所得税	事業税	市町民税	固定資産税	その他	計	
	年度 (前年度)	円	円	円	円	円	円	
	年度 (前々年度)	円	円	円	円	円	円	
職員数	事務職 労務職	人、 人	技術職 計	人	建設機械 種別台数			
主な役員及び技術者名	役職名	氏名	年齢	在社年数	資格免許、学歴、その他			
過去5年間の 宅実地績	事業名 (工事名)	事業主元請 下請の区別	場所	面積	許認可番号 年月日	着工年月 完成年月	検査済証 交付年月日	工事高
				m ²				万円
				m ²				万円
				m ²				万円
上記以外 の工事実績								
西宮市長 殿 上記のとおり申告します。						年 月 日		
						工事施行者氏名		

土地所有者等関係権利者の同意書

工事主

様

私が権利を有する次の物件について、上記工事主が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく工事を施行及び実施することに同意します。

権利の対象物	対象物の所在地	権利の種類	同意年月日	権利者の住所氏名	印
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		

〔注意〕

- 1 権利の対象物欄は、土地、池沼、建築物等の別を記入し、()内には、土地については地目を、建築物については用途を記入してください。
- 2 権利の種類欄には、所有権、賃借権、その他の権利を記入してください。
- 3 権利者の印鑑証明書を添付してください。

設計者・工事監理者の資格に関する申告書

設計者・工事監理者の 氏名及び生年月日		年 月 日生		
現住所		勤務先	Tel	
最終 学歴	学校名	学科名		年 月 日卒業
資格 免 許 等	名 称	一 級 建 築 士	技 術 士	1・2級土木 施工管理技士
	登録番号等			
	取得年月日			
土木 又は 建築 に 関 する 実 務 経 歴	工事名及び実務の内容	実務に従事した期間		期間の合計
		年 月から 年 月まで		年 カ月
		年 月から 年 月まで		年 カ月
		年 月から 年 月まで		年 カ月
		年 月から 年 月まで		年 カ月
該当項目	施行令第22条第 号・建設業法第27条	合 計	年 カ月	
※ 審 査 (適 否)	西 宮 市 長 殿 上記のとおり申告します。 設計者・工事監理者の氏名			年 月 日

※印の欄は記入しないで下さい。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項の規定により、協議を申し出ます。

年 月 日

西 宮 市 長 殿

申出者 職氏名

1	工 事 主 住 所 氏 名	住所 氏名 電話			
2	設 計 者 住 所 氏 名	住所 氏名 電話			
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	住所 氏名 電話			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)			
5	土 地 の 面 積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
キ	崖面の保護の方法				
ク	崖面以外の地表面 の保護の方法				

	ケ 工事中の危害防止のための措置			
	コ その他の措置			
	サ 工事着手予定年月日	年	月	日
	シ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ス 工程の概要			
11 その他必要な事項				
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>7 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

※1～3欄の者が工事監理者となる場合は、当該欄中にその旨記載してください。別に工事監理者を配置する場合は、工事監理者の住所、氏名（法人の場合は名称及び氏名）、電話番号を別途提出してください。

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項の規定により、協議を申し出ます。			
年 月 日			
西 宮 市 長 殿			
申出者 職氏名			
1 工事主住所氏名	住所 氏名 電話		
2 設計者住所氏名	住所 氏名 電話		
3 工事施行者住所氏名	住所 氏名 電話		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事の目的			
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	イ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ウ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	エ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	オ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	ク 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
	コ 工事中の危害防止 のための措置		
	サ その他の措置		
シ 工事着手予定年月日	年 月 日		

	ス 工事完了予定年月日	年 月 日		
	セ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

※1～3 欄の者が工事監理者となる場合は、当該欄中にその旨記載してください。別に工事監理者を配置する場合は、工事監理者の住所、氏名（法人の場合は名称及び氏名）、電話番号を別途提出してください。

建築指導課 殿

開発審査課 担当

宅地造成又は特定盛土等と併せて築造する単独車庫の事前協議書

①申請敷地 地名・地番	西宮市				
②建築主 住所・氏名 電話番号					
	()				
③代理者（連絡者） 資格 氏名 建築士事務所名 所在地 電話番号	() 建築士 () 登録第 号				
	()				
④地域・地区	用途地域				容積率
	()				() %
	風致地区				建ぺい率
	(内 ・ 外)				() %
⑤車庫計画 区画数	区画				
意 見					処 理
建築指導課					
建築審査・監察チーム					

※ 太線枠内の必要事項を記入してください。

宅地造成等に関する工事許可申請取下届

年 月 日

西 宮 市 長 殿

工 事 主
住 所

氏 名

宅地造成等に関する工事の許可申請を次のとおり取り下げたいので、届け出ます。

受付年月日及び 番 号	年 月 日 第 号		
取り下げする 理 由			
※ 受 付 番 号	※	備	考
年 月 日	第 号		
※ 意 見 欄			

※印の欄は記入しないで下さい。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

西 宮 市 長 殿

工事主 住所
氏名
電話

宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	住所 氏名	電話
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル	
4 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5 盛土又は切土の高さ	メートル	
6 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル
	切 土	立方メートル
8 工事着手年月日	年 月 日	
9 工事完了予定年月日	年 月 日	
10 工事の進捗状況		

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

西宮市長 殿

工事主 住所
氏名
電話

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	住所 氏名	電話
2	工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
3	工事をしている土地の面積	平方メートル	
4	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
5	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
6	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
7	工事着手年月日	年	月 日
8	工事完了予定年月日	年	月 日
9	工事の進捗状況		

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

西 宮 市 長 殿

届出者 住所
氏名
電話

宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 3 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在地及び地番	
2 行おうとする工事の種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

西宮市長 殿

届出者 住所
氏名
電話

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

宅地造成等に関する工事着手届出書

年 月 日

西 宮 市 長 殿

届出者

住 所

氏 名

宅地造成等に関する工事に次のとおり着手しますので、届け出ます。

着 手 年 月 日	年 月 日	
許 可 又 は 協 議 番 号	第 号	
許 可 又 は 同 意 年 月 日	年 月 日	
工 事 場 所		
工 事 施 行 者	住 所	
	名 称	
	電 話 番 号	
	現 場 事 務 所	
	現 場 代 理 人	
	緊 急 連 絡 先 ※	

※ 緊急時に連絡がとれる携帯電話番号等を記載すること。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 1 項の規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 西 宮 市 長 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	住所氏名 (電話)			
2	設計者住所氏名	住所氏名 (電話)			
3	工事施行者住所氏名	住所氏名 (電話)			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	

	ト 崖面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ※印のある欄は記入しないでください。 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。(別紙可) 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 				

※1～3欄の者が工事監理者となる場合は、当該欄中にその旨記載してください。別に工事監理者を配置する場合は、工事監理者の住所、氏名(法人の場合は名称及び氏名)、電話番号を別途提出してください。

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 1 項の規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 西 宮 市 長 殿 申請者 氏名		※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	住所 氏名 ()	電話
2	設計者住所氏名	住所 氏名	電話
3	工事施行者住所氏名	住所 氏名	電話
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
ヌ 工事中の危害防止 のための措置			

	ル その他の措置			
	ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日
	ワ 工事完了予定年月日	年	月	日
	カ 工程の概要			
8	その他必要な事項			
9	変更の理由			
10	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。(別紙可)</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

※1～3欄の者が工事監理者となる場合は、当該欄中にその旨記載してください。別に工事監理者を配置する場合は、工事監理者の住所、氏名（法人の場合は名称及び氏名）、電話番号を別途提出してください。

宅地造成等工事計画変更届出書

年 月 日

西 宮 市 長 殿

工事主

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

許 可 又 は 同 意 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
土 地 の 所 在 地 及 び 地 番		
変更の内容及びその理由		
※ 受 付 番 号	※ 備 考	
年 月 日	第 号	
※ 意 見 欄		

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	課 長	係 長		担 当

※印のある欄は記入しないでください。

宅地造成等に関する軽微な変更届出書

年 月 日

西 宮 市 長 殿

工事者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項の規定により、宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

- 1 許可又は同意年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 土地の所在及び地番
- 3 変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後

- 4 変更の理由

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項の規定により、変更の協議を申し出ます。

年 月 日

西宮市長 殿

申出者 職氏名

1	工事主住所氏名	住所氏名	電話		
2	設計者住所氏名	住所氏名	電話		
3	工事施行者住所氏名	住所氏名	電話		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル	
	キ 崖面の保護の方法				

	ク 崖面以外の地表面の保護の方法			
	ケ 工事中の危害防止のための措置			
	コ その他の措置			
	サ 工事着手予定年月日		年 月 日	
	シ 工事完了予定年月日		年 月 日	
	ス 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	協議番号		第 号	
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>7 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

※1～3欄の者が工事監理者となる場合は、当該欄中にその旨記載してください。別に工事監理者を配置する場合は、工事監理者の住所、氏名（法人の場合は名称及び氏名）、電話番号を別途提出してください。

土石の堆積に関する工事の変更協議申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項の規定により、変更の協議を申し出ます。

年 月 日

西宮市長 殿

申出者 職氏名

1	工事主住所氏名	住所 氏名	電話
2	設計者住所氏名	住所 氏名	電話
3	工事施行者住所氏名	住所 氏名	電話
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	ア	土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	イ	土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ウ	土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	エ	土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	オ	勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	カ	土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	キ	空地の設置	番号 空地の幅 メートル
	ク	雨水その他の地表水を 有効に排除する措置	
	ケ	堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置	
	コ	工事中の危害防止 のための措置	
	サ	その他の措置	

	シ 工事着手予定年月日	年 月 日	
	ス 工事完了予定年月日	年 月 日	
	セ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
10	協議番号	第 号	
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

※1～3欄の者が工事監理者となる場合は、当該欄中にその旨記載してください。別に工事監理者を配置する場合は、工事監理者の住所、氏名（法人の場合は名称及び氏名）、電話番号を別途提出してください。

※ 受付欄 年 月 日 第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

西宮市長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 18 条第 1 項の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号			
2 許 可 年 月 日	年 月 日			
3 工事をしている土地の所在地及び地番				
4 工事施行者住所氏名				
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回		
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日		
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	中間検査合格証	番 号	第 号	第 号
		交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日	
8 備 考				

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

宅地造成等に関する工事の段階検査申請書

西宮市長殿

工事監理者 住所
氏名

下記の工事について段階検査を申し出ます。

許可又は同意年月 日及び番号	年 月 日 第 号
工事をしている土地 の所在地及び面積	西宮市 ㎡
工事主住所氏名	住所 氏名
工事施行者住所氏名	住所 氏名
検査工種	
段階検査希望日	年 月 日 ~ 年 月 日
※ 受付日	年 月 日
※ 検査日	年 月 日
※ 検査結果	
※ 備考	

※ 受付欄	※ 決 裁 欄	課 長	係 長		担 当

※印のある欄は記入しないでください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

西 宮 市 長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事が施行される土地の所在地				
2	許可又は同意年月日及び番号	年 月 日 第 号			
3	前回の報告年月日	第 1 回 目	第 2 回 目	第 3 回 目	第 4 回 目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4	報告の時点における盛土又は切土の高さ	メートル	メートル	メートル	メートル
5	報告の時点における盛土又は切土の面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
6	報告の時点における盛土又は切土の土量	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル
7	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

〔注意〕

- 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに7欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

西 宮 市 長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事が施行される土地の所在地				
2	許可又は同意年月日及び番号	年 月 日 第 号			
3	前回の報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4	報告の時点における土石の堆積の高さ	メートル	メートル	メートル	メートル
5	報告の時点における土石の堆積の面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
6	報告の時点における堆積されている土石の土量	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル
7	前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量				

〔注意〕

- 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

※ 受付欄 年 月 日 第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

西 宮 市 長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 17 条第 1 項の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

工事完了報告書

年 月 日

西 宮 市 長 殿

工事監理者氏名

_____ ㊟

工事施行者氏名

_____ ㊟

宅地造成等規制法第12条第1項の規定により許可を受けた又は同法第15条第1項の規定により協議が成立した下記宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、同法第13条第1項の規定に適合するよう適正に施工したことを報告します。

記

許可又は協議番号
許可又は同意年月日

第 号
年 月 日

[注意]

- 1 工事監理者の押印を自署に代えることができる。
- 2 工事施行者は社印を押印すること。

※ 受付欄 年 月 日 第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

西 宮 市 長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 17 条第 4 項の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

宅地造成等に関する工事廃止届

年 月 日

西 宮 市 長 殿

工 事 主
住 所

氏 名

宅地造成等に関する工事を次のとおり廃止したので、届け出ます。

許可又は同意 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
土地の所在地 及び地番		
廃止した理由		
※ 受	付 番 号	※ 備 考
年 月 日	第 号	
※ 意 見 欄		

※印のある欄は記入しないでください。

宅地造成及び特定盛土等規制法第25条報告書（宅地造成又は特定盛土等）

宅地造成及び特定盛土等規制法第25条の規定により、以下のとおり報告 します。 年 月 日 西 宮 市 長 殿 報告者 氏名		※受付欄		
1	工事主住所氏名	住所 氏名 電話		
2	設計者住所氏名	住所 氏名 電話		
3	工事施行者住所氏名	住所 氏名 電話		
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土		
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無		
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル		
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル		
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル	
		切 土	立方メートル	
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ 延 長
				メートル メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ 延 長
				メートル メートル
カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法 延 長	
			センチ メートル メートル	
キ	崖面の保護の方法			

	ク 崖面以外の地表面の保護の方法	
	ケ 工事中の危害防止のための措置	
	コ その他の措置	
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ス 工程の概要	
11	その他必要な事項	

連絡者住所氏名		※受付欄
住所 氏名	電話 ()	年 月 日
		第 号
		係員氏名
※報告を求めた経過		

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。箇所数が多いときは別紙に記入のうえ添付して下さい。
- 2 報告者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
- 8 添付図書 市が必要と認める図書（工事内容を示す現況図、計画図、構造図、計算書等）
- 9 提出部数 1部

宅地造成及び特定盛土等規制法第25条報告書（土石の堆積）

宅地造成及び特定盛土等規制法第25条の規定により、以下のとおり報告 します。		※手数料欄		
年 月 日				
西宮市長 殿				
申請者 氏名				
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	イ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ウ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	エ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	オ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	カ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	キ 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	ク 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	ケ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
	コ 工事中の危害防止 のための措置			
	サ その他の措置			
シ 工事着手予定年月日	年	月	日	
ス 工事完了予定年月日	年	月	日	

	セ 工 程 の 概 要	
8	そ の 他 必 要 な 事 項	

連絡者住所氏名		※受 付 欄
住所	電 話 ()	年 月 日
		第 号
氏名		係員氏名
※報告を求めた経過		

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。箇所数が多いときは別紙に記入のうえ添付して下さい。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
- 7 添付図書 市が必要と認める図書（工事内容を示す現況図、計画図、構造図、計算書等）
- 8 提出部数 1部

許 可 証

第 号 ()
年 月 日

西宮市長 石 井 登 志 郎

宅地造成及び特定盛土等規制法第14条第2項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記の条件を付して許可する。

1 工事をする 土地の所在地 及び地番	西宮市
2 工事主住所氏名	
3 許可番号	第 号 ()
4 許可対象行為	
5 許可期間	(自) (至)
6 条件	

不許可通知書

第 号
年 月 日

様

西 宮 市 長

許可申請年月日 及び受付番号	年 月 日 第 号
土地の所在地 及び地番	

上記の宅地造成等に係る工事の許可申請は、下記の理由により許可することができませんので、宅地造成及び特定盛土等規制法第14条第2項の規定により（第16条第3項において準用する第14条第2項の規定による場合を含む。）通知します。

記

(理 由)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、西宮市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、西宮市を被告として（訴訟において西宮市を代表する者は西宮市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

協議同意通知書

第 号 ()
年 月 日

西宮市長 石 井 登 志 郎

年 月 日付けで申出のあった宅地造成等に関する工事（受付番号第号）について、下記の条件を付して協議に同意したため通知する。

1	協議番号	第 号 ()
2	工事主住所氏名	
3	工事を 土地の所在地 及び地番	西宮市
4	協議対象行為	
5	工事期間	(自) (至)
6	条件	

協議不同意通知書

第 号
年 月 日

様

西 宮 市 長

受付年月日 及び受付番号	年 月 日 第 号
土地の所在地 及び地番	

上記の宅地造成等に係る工事の申出は、下記の理由により同意することができませんので通知します。

記

(理 由)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号 ()
年 月 日

西宮市長 石井登志郎

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項の規定に適合していることを証明する。

1	許可番号	
2	許可年月日	
3	工事をしている 土地の所在地 及び地番	西宮市
4	工事主住所氏名	
5	中間検査年月日	
6	中間検査の対象	検査実施回
		特定工程
		特定工程に係る工 事終了年月日
7	検査員職氏名	

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号 ()
年 月 日

西宮市長 石井登志郎

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項の規定に適合していることを証明する。

1 許可番号	
2 許可年月日	
3 工事をした 土地の所在地 及び地番	西宮市
4 工事主住所氏名	
5 工事完了検査 年月日	
6 検査員職氏名	

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号 ()
年 月 日

西宮市長 石 井 登 志 郎

下記の土石の堆積に関する工事について、第17条第4項の規定による確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。

1 許 可 番 号	
2 許 可 年 月 日	
3 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	西宮市
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	
6 確 認 員 職 氏 名	